

平成28年第2回当別町議会定例会 第1日

平成28年3月2日（水曜日） 午前10時00分開会

議 事 日 程 （第1号）

開会・開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 諸般の報告
 - 第 4 請願・陳情審査付託の件
 - 第 5 町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針
- 散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君
代表監査委員	米口稔君

教 育 長 本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開会・開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、平成28年第2回当別町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

5番 秋 場 信 一 君

7番 山 田 明 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（後藤正洋君） 日程第2、会期の決定ですが、さきに議会運営委員会を開催し、協議の結果、平成28年3月2日から3月17日までの16日間といたしましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、3月2日から3月17日までの16日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、諸般の報告を申し上げます。

監査委員より例月出納検査及び定期監査の結果報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご高覧願います。

以上、報告を終わります。



◎請願・陳情審査付託の件

○議長（後藤正洋君） 日程第4、請願・陳情審査付託の件ですが、お手元に請願・陳情文書表が配付されております。

会議規則第95条及び第92条第1項の規定により、文書番号1番、若者も高齢者も安心できる年金制度の実現を求める陳情、2番、子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書につきましては、産業厚生常任委員会に審査終了まで付託いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針

○議長（後藤正洋君） 日程第5、町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針をお願いいたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 皆さん、おはようございます。今回もよろしく願いをいたします。

まず、28年の第2回の議会定例会開会に当たり、新年度の町政執行方針を申し上げます。

私が町長に就任してから、2年7カ月が経過いたしました。町長就任当時の所信に掲げました「4つの重点施策」をより深化させた「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、これを昨年10月に、町民、議会議員の皆様、町職員が一体となって策定をいたしました。

この総合戦略は、町の課題解決に向けた未来への方向性を掲げたものであります。戦略の各施策は、単年度で完結するものではなく、複数年度にわたり実施していくものであり、まさに、平成28年度が実質のスタートの年であります。

新年度の予算編成に当たっては、この総合戦略を推進することに主眼を置き、一般会計予算のうち、7.1%に当たる6億2,500万円を戦略推進の事業費として計上いたしました。

また、新年度の補正予算で計上予定であります道の駅本体の建設事業費を含めると、新年度の戦略推進事業費はトータルで10億円を超え、一般会計総額における比率も10%を超える規模となります。

私は、これまでの取り組みの中で、当別町最優先課題である産業化の取り組みを進めべく、強い農業を生かした産業構築につながる施策の第1弾として、今触れました「道

の駅」をようやく着工するところまで持ててくることができました。

また、産業化を進める上でのもう一つのキーワードであります再生可能エネルギー資源の活用については、木質バイオマス、太陽光、地中熱を活用する取り組みを実施してきておりまして、総合体育館へ木質ペレットボイラーや太陽光パネルの大規模な導入、ゆとりっち稲穂における太陽光発電施設の建設を実現してきたところです。さらに、農業10年ビジョンで掲げている農業産出額100億円達成に向けての足がかりとして、道外企業に高品質の野菜を出荷する流れをつくることができたほか、ふるさと納税の記念品として、お米や野菜といった農産物が好調であり、またリピーターもふえている中で、町の産品が全国の方々の手に渡っていくよいシステムが確立されたと認識をしております。

しかしながら、産業基盤の強化につながる「企業誘致」については、いまだ道半ばであります。また、子育て・教育環境については、小中一貫教育の導入を決定しましたし、プレイハウスの時間延長など小規模なサービス改善にも取り組んでまいりましたが、残念ながら人口減少に歯どめをかけるところまでいっておりません。これをこれからやっていくためには、さらなる充実が必要であり、私の残された任期中、それらの課題をしっかりと捉え、町の方向性を決めていくことが私の何よりの務めであると認識をしております。

このような認識のもと、これより、新年度に実施する施策・事業の具体的な内容について、総合戦略に掲げる4つの基本目標の施策の展開について、順次ご説明を申し上げます。

基本目標の1つ目、「産業力の強化」に係る施策の展開、これはもうける町、働ける町を目指してというもので、これにつきましても説明をいたします。

初めに、何よりも重点的に進めなければならない「当別町道の駅プロジェクト」、それから「食の総合拠点づくりプロジェクト」についてですが、新年度は、道の駅の建設開始、そして管理運営主体の設立を目指してまいります。

道の駅の建設は、既に3月より工事着手しておりまして、平成29年9月の開業を目指し、工事を進めてまいります。

管理運営主体については、その組織形態を第三セクターとし、道の駅の管理運営はもとより、産業化や町へ人を呼び込む施策を推進する組織として検討してまいりました。一方、国も地方創生の政策を推進する上で、地域にマーケットマネジメントを実施する商社機能が必要であることに気づき、今般、「地域商社」という考え方を追加してきました。

まさに、町が当初から考えてきた管理運営主体の主要な機能を、国も追認する形となったものであります。

この『地域商社』は、後段に申し上げます当別町版C C R C構想の実現にも重要な役割を果たすものであり、地域づくりの中核をなすものとして、官民協働による『地域商社』の設立に向け、しっかりと作業を進めてまいります。

また、食の総合拠点づくりプロジェクトについては、町の強みである「高品質な農産物」、大消費地であり働き手が豊富な札幌市に隣接している「立地性」、北海道の輸送拠点である石狩湾新港・新千歳空港・苫小牧港の3拠点を結ぶ国道337号の「交通インフ

ラ」をセールスポイントに、ブランド化を目指した食品製造加工業のほか、ネット通販市場の拡大などにより成長が進む流通業も視野に入れて、食の拠点づくりを推進してまいります。

そのためには、新年度は、町、北石狩農業協同組合、当別町商工会の3者で「(仮称)企業誘致推進協議会」を立ち上げ、官民協働により町を挙げた企業誘致活動に取り組んでまいります。

次に、「当別町農業10年ビジョン推進プロジェクト」についてですが、主目標である「農業産出額100億円」をできるだけ早く実現するためには、札幌市に隣接している地の利を生かすことを再認識し、消費者マインドにたった生産体制を確立することが必要であります。

そのためには、高収益作物の生産拡大、2次加工等による高付加価値化、ブランド作物の確立、直販の拡大を強力に進めていく必要があります。

加えて、土地利用型作物については、低コスト化・省力化で競争力を高めることも必要です。

こうした中で、町としては新年度、農協等関係機関と連携を強化し、道の駅での販売作物の生産拡大を目指した野菜用栽培ハウスの設置支援や、GPSを活用したスマート農業の普及に取り組んでまいります。

また、平成27年度の地方創生交付金で実施しました再生可能エネルギーを活用した水耕栽培の事業は、実証事業の成果を検証し、太美地域の潜在的優位性であります地中熱を活用した農業振興事業として冬期農産物の供給、冬期の雇用創出、独自ブランドの開発などにつなげていきたいと考えています。

もう一点の「商工業活性化プロジェクト」についてですが、昨年12月に、創業を目指す事業者が公的機関や金融機関からの支援を受けやすくする「当別町創業支援事業計画」を策定しましたので、本計画のもとで、町内での新たなビジネスの創出に拍車をかけてまいりたいと考えております。

4つの基本目標の2つ目の「エネルギー地域分散型都市の形成」すなわち、再生可能エネルギーの導入に係る施策の展開についてです。

木質バイオマスについては、現在「導入可能性調査」を行っており、その結果が今年度末、平成27年度末までにまとまります。また、生ごみ・農産物の残渣、汚泥などの有機性バイオマスに関しては、木質バイオマス同様、昨年、町民主導の勉強会が立ち上がりました。方向性がまとまるまでには、もう少々時間が必要であるとは認識しております。

新年度は、これまでと同様、こういった町民有志の皆様の見識を生かしながら、当別町ではどのような地域循環を構築できるかを見きわめ、バイオマス産業都市を目指して具体的な計画へと進めてまいります。

平成26年度にメガソーラーの誘致で日通商事株式会社と協定を結びましたけれども、今春から工事に着手し、夏から秋にかけて設備が完成します。当該事業以外にも、再生可能

エネルギー事業者の誘致を引き続き進めてまいります。

昨年の執行方針では、再生可能エネルギーの公共施設導入も“鍵”と申し上げましたが、冒頭にも触れましたとおり、平成27年度は、総合体育館に木質バイオマスボイラー、太陽光発電システム、蓄電池、そして照明のLED化を導入いたしました。蓄電池の災害時の活用、LED化による省エネなど公共施設への導入を引き続き積極的に検討してまいります。

加えて、再生可能エネルギーには、二酸化炭素削減が大きく見込まれるものもありますので、削減した地球温暖化ガスの「排出権取引」の活用についても検討してまいります。

また、町、町民及び事業者が相互に協力して、再生可能エネルギーの導入と省エネルギーの推進に取り組んでいくことを示すため、「条例」制定を今定例会で提案をいたします。

基本目標4つの中の3つ目、「まちに人を呼び込む『定住・交流』の促進」に係る施策、すなわち人を呼び込める魅力あるまちづくりの展開についてです。

初めに、「駅周辺再開発プロジェクト」及び「当別町版CCRC構想構築プロジェクト」についてですが、人口減少に歯どめをかけるべく、居住環境として利便性の高い石狩当別駅及び石狩太美駅周辺の土地利用のあり方を整理し、その中で特に西当別地区において、利便性の高い地域への人口増加策となる当別町版CCRC構想を策定してまいります。

CCRCとは、皆さんご存じとは思いますが、Continuing-Care-Retirement-Communityの略でありまして、健康時から介護時まで継続的ケアを提供するコミュニティのことです。要は町にアクティブ層を呼び込み、健康なときから住んでもらって、多世代が集い、働き、学び、そして担い手となる。そして、介護が必要になっても移転することなく継続的ケアが受けられる「街まるごとで輝くコミュニティ」をつくろうというものであります。

町には、スウェーデンヒルズというCCRCの考え方が既に取り込まれている地区がありますので、それを温泉・医療・介護施設を有する太美市街地を経て、国道337号沿線の「道の駅」まで延伸し、西当別地区全体をCCRCの町にしていこうという考え方です。

もちろんそれには、石狩太美駅を中心としたコミュニティバスの運行を拡充するなど、地域の公共交通の向上も必要となってまいります。

次に、「災害に強いまちづくりプロジェクト」という観点についてですが、除排雪対策については、当別町雪対策町民協議会と行っています生活道路の排雪が10年目の節目を迎えることから、これまでの検証と新たなあり方、住民負担の軽減について議論を重ね、困難な冬の生活がより安心・充実したものとなるよう努めてまいります。

また、町道中央十九線防雪柵設置事業などのハード面の強化と、各種気象情報や道路情報の提供などのソフト面の強化もあわせて行ってまいります。

公共施設については、平成27年度末までに策定する予定の「公共施設等総合管理計画」をもとに、町施設の状況把握とあわせて更新・統廃合・長寿命化・施設除却を計画的に進

めています。

それに加えて、役場庁舎や学校施設など、老朽化が著しい施設のあり方を整理し、特に建てかえや新設については、小中一貫校や図書館、町の歴史に関する施設などの将来構想も視野に入れ、新年度中にしっかり議論を行い、考え方をまとめるよう取り進めてまいります。

基本目標の最後の4つの「未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成」、これは子どもから高齢者まで住みよい町を目指してというものですけれども、これに係る施策の展開についてです。

「子育て世帯応援プロジェクト」についてですけれども、当別町の合計特殊出生率は、ご存じのとおり全国・全道と比較して非常に低い水準で推移しておりまして、出生数を増加させるための施策は、喫緊の課題であります。

このことから、子どもを持つ世帯の多様なニーズに一つ一つ着実に応えていくために、新年度より「乳幼児等医療費助成の拡充」を実施します。

入院に係る助成については、現行の小学校卒業から高校卒業まで対象年齢を引き上げるとともに無償化いたします。さらに、通院に係る助成については、3歳から小学校入学までの世代におけるほぼ全ての世帯が初診時一部負担金のみで受診できるよう制度の拡充を図ります。さらに、北海道内どこの医療機関を受診した際にも、原則、窓口での立てかえ払いがなくなる措置を講じます。

子育て環境のより一層の充実と満足度の向上により、子育て世代の人口流入を目指してまいります。そのための体制整備として、福祉部子育て推進課を教育委員会に移管し、幼・保・小・中における子育て施策の一元化を図ってまいります。

以上、新年度に取り組む施策について、考え方を申し述べました。

冒頭でも申し上げましたが、4つの重点施策を推進する戦略事業費は、トータルで10億円を超え、一般会計総額における比率も十数%になり、選択と集中によるメリ張りのある予算を組むことができました。

このような予算を組むことができました背景には、総じて、国の打ち出した地方創生の後押しがあるものの、町部局の工夫による、競争が激しい中での交付金・補助金の獲得や有利な地方債の活用、そして、ふるさと納税による自主財源の獲得が大きな要素となっております。

中でも「ふるさと納税」は、寄附金による財源としての効果も大変大きいのですが、町内事業者の賢明な取り組みが全国の消費者の直需に結びつき、当別町製品の販売促進につながり、町の産業活性化をもたらしてくれる、ひいては、町の税収増にも貢献してくれることにつながります。

このような官民がつながる取り組みを大事に育てていきたいと考えます。

町議会議員の皆様も、町民との懇談会の機会をふやし、町民との距離がとても短くなってきていると私は認識をしております。

我々行政サイドも、町職員全員がフル稼働で、事業の執行とまちづくりに取り組んでまいります。町議会議員の皆様、そして町民の皆様には、町の施策推進にご理解とお力添えをいただけますよう心からお願いを申し上げます、平成28年度町政執行方針といたします。

○議長（後藤正洋君） 次に、教育長の教育行政執行方針であります。

教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 皆さん、おはようございます。平成28年第2回当別町議会定例会の開会に当たりまして、平成28年度の教育行政執行に関する所信を申し上げます。

初めに、教育行政に臨む基本姿勢について申し上げます。

昨年、総合教育会議において平成30年までの期間とする「当別町教育大綱」が決定されました。町長との連携のもと、この大綱に掲げた方針により教育課題解決のため、教育行政を推進してまいります。

当別町における教育課題として学校教育では、当別町にふさわしい小中一貫教育の構築、学力や体力の向上、教育環境の整備が挙げられます。社会教育においては、町民の生涯学習を支える学習プログラムの提供、社会教育施設の管理運営などが挙げられます。これら学校教育、社会教育の課題を踏まえ、平成28年度予算に基づく取り組みを進めてまいります。

次にそれぞれの重点的取り組みと組織の見直しについて申し上げます。

まず、学校教育の重点的取り組みであります一貫教育推進、学力向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成、学校給食の5点について申し上げます。

1、一貫教育推進について申し上げます。

平成26年4月に事務局内に一貫教育推進係を設置し、導入に向け研究を重ね、平成27年3月には「当別町一貫教育に関する取り組み基本方針」を作成いたしました。

現在、この基本方針に沿って平成29年度の分離型による一貫教育実施に向け、準備を進めているところです。具体的に平成28年度は、町予算により一貫教育推進や学力向上のため、中学校区に1名ずつ教員を配置します。

また、有識者や学校、地域住民、保護者による「小中一貫教育推進懇談会」において、一貫教育に関する意見や要望を広く聴取したり、有識者や教員から成るカリキュラム部会では、教科の連続性の研究を行うなどの取り組みも進めてまいります。このほか、6年生の中学校登校などの体験交流事業、教員の交流、研修も実施します。

さらに、学校・家庭・地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む仕組みとして「コミュニティ・スクール」を平成29年度に導入することから、その体制づくりを進めてまいります。

2、学力向上について申し上げます。

平成27年度の全国学力・学習状況調査では、正答率90%以上の児童生徒の割合が全国平均を上回る教科が小学校算数B、中学校国語A、中学校理科、同程度が小学校理科、中学校国語Bと上位層はある程度結果を示しました。

しかし、下位層に属する児童生徒が6教科中4教科で30%以上に上るなど、学力の二極化が大きな課題として浮き彫りになっています。

その課題解決のため4点申し上げます。

1点目、一貫教育推進のところで述べましたが、町独自に平成28年度予算により教員を配置し、一貫教育推進とともに学力の向上を図ってまいります。

2点目、授業改善のため、昨年度より進めているICT化の一環として、中学校5教科にデジタル教科書を導入します。

3点目、家庭学習に関して、社会教育課主管事業である文部科学省「学校を核とした地域力強化プラン事業」により実施した放課後学習会、土曜学習会について、平成27年度の実績を踏まえ、実施場所や内容の精査をしながら、子どもたちの自学自習を支援してまいります。

4点目、普通学級で学ぶ特別支援が必要な子どもたちが年々増加していることへの対策として、特別支援教育支援員の配置を各学校1名を基本とし、児童生徒数に応じて増員を図るなどの支援をしてまいります。

以上の取り組みを中心に児童生徒の学力向上に努めてまいります。

3、豊かな心の育成について申し上げます。

豊かな心の育成については、各学校の経営計画の中に「道徳教育」を重点課題として位置づけ、学校全体で指導に当たっています。具体的には「私たちの道徳」を活用した「道徳の時間」をかなめとし、各教科での指導、学校行事や学級会活動、生徒会活動との連動を図りながら進めることとしています。これらに加え平成28年度から芸術鑑賞を実施しますが、これは、本物の芸術や文化に触れることにより、情操を高めることを狙いとしていますが、単年度ではなく小中一貫教育の教育課程の中で、継続して実施していくべきものと考えております。

いじめ問題につきましては、当別町では重大事案は発生しておりませんが、引き続き当別町教育委員会策定の「いじめ防止基本方針」に基づき、各学校と連携をとりながら、いじめが起きない体制をこれまでどおりつくっていきます。

また、人権擁護委員による「人権教室」の開催も促してまいります。

4、健やかな体の育成について申し上げます。

平成27年度全国体力・運動能力調査の結果、当別町の子どもたちの体力は、小学校男子、女子、中学校男子においてほぼ全種目で全国平均を上回るなど、昨年より大幅な改善を見ております。学校全体で取り組んだ成果と考えられますが、他方で、中学校女子につきましては、持久力、柔軟性、瞬発力など体力全般に課題が見られました。原因の一つとして部活動加入率が低いことが挙げられることから、学校と連携をとり、2つの中学校の合同チームによる活動など、中学校における部活動のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、各学校の分析をもとに立てられる体力改善プランを支援するとともに、引き続き

「一学校一実践」に取り組むよう指導をしていきます。

また、北海道医療大学や町内歯科医師会の協力を得て、フッ化物洗口を小学校6年生まで実施してきました。齲歯の数が減るなどの効果を踏まえ、平成28年度は中学校1年生でも実施し、順次中学校3年生まで拡大する方針です。子どもたちの歯の健康を保ち、あわせて身体全体の健康への関心を高めてまいります。

続けて、学校給食の重点的取り組みである食育と、アレルギー対策について申し上げます。

子どもたちに給食を通して食に関する正しい知識や健康と望ましい食習慣、郷土への愛着などを身につけさせる「食育」の効果を上げるため、教育課程への位置づけと栄養教諭による巡回指導の充実を図ってまいります。また、地場産物を活用したメニューの開発にも栄養教諭を中心に取り組んでまいります。

食物アレルギーに関する事故は、教育委員会・学校・家庭との連携により一件も起きておりません。引き続き当別町教育委員会作成の「アレルギー対応マニュアル」による取り組みを進めるとともに、各学校においては全教職員で対応に当たるよう指導をしてまいります。

次に、社会教育の重点的取り組みである新たな生涯学習プログラムの実施、施設の管理・運営、学校や児童生徒支援、図書環境の整備と読書活動推進の4点について申し上げます。

1、新たな生涯学習プログラムの実施についてであります。

平成27年度は国の地方創生が推進する、高齢者の活用を通じた若者への技能伝承や多世代交流を目的とした「高齢者が活躍する地域しごと支援事業」を実施し、全国の生涯学習のモデルとなるような事業を展開することができました。平成28年度はさらにその事業を拡大し、ことぶき大学生、障がいのある方たち、当別高生、医療大生のほか、小学生や中学生を交えた幅広い交流事業など、先駆的な事業を展開したいと考えております。また、家庭の教育力の向上を目的とした、北海道教育委員会の指定事業「親力つむぎ事業」に続き、その後継事業である「学びカフェ」の実施を通して、親の教育力向上を図ってまいります。

2、社会教育施設の指定管理者制度について申し上げます。

社会教育施設は、生涯学習を推進する上で欠かすことのできない施設であり、多くの町民の活動拠点として、重要な役割を担っております。その町民の活動は、年々盛んになり、活動内容や時間など多岐にわたるようになってきています。そのような実態に対応した施設の管理運営並びに事業の実施が可能となるよう、当別町総合体育館、当別小学校水泳プール、白樺コミュニティーセンターの3施設について、民間活力を生かした指定管理者制度を導入し、住民サービスの向上に努めてまいります。

3、学校教育と連携した児童・生徒支援について申し上げます。

学校教育で申し上げましたとおり、文部科学省所管事業「学校を核とした地域力強化プラン事業」により、子どもたちの放課後や土曜日の自学自習の支援を行ってまいります。

また、学校支援地域本部事業を通して、学校の求めに応じて授業への支援を行うことも引き続き実施してまいります。

4、図書環境の整備と読書活動の推進について申し上げます。

図書館像検討委員会による答申を受け、平成27年度は既存図書室の改善に努め、その項目は10に上ります。引き続き平成28年度も利用者の便宜を図り、使いやすい施設を目指し取り組みを進めてまいります。

また、平成27年度に図書館司書の資格を有する非常勤職員を3名から4名に増員させ、町内各小中学校に定期的に派遣し、学校図書館の整備と児童・生徒の読書活動についての指導・助言に当たってきました。大きな成果があったという現場の声を受け、平成28年度は派遣日をふやすなど、学校図書館及び図書活動の充実を図り、児童生徒の読書環境の整備を図ってまいります。

4点、社会教育について申し上げます。

最後に、組織の見直しについて申し上げます。

町政執行方針にもございましたが、平成28年度より教育委員会に子育て支援に係る新たな課を設置いたします。子ども、子育て支援に関する業務を集約、窓口を一元化することで教育・福祉等の各分野の連携をさらに推進し、教育支援、子育て支援施策の効果を最大限発揮してまいります。

また、小学校と幼稚園・保育所の接続を重視した連携を進め、スムーズに小中一貫教育につなげていく考えです。

以上、平成28年度の教育行政執行方針について申し上げます。子どもたち一人一人がたくましく成長できるよう、また、町民が豊かな生活を送ることができるよう、執行方針を確実に実行してまいります。

町民及び議員各位のご理解とご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） ただいまの町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針に対する質問を3月7日に行いますので、質問予定者は本日本会議終了後、午後5時までに議長に通告願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、議案審査のため明日から3月6日までの4日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

◇

◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 本日はこれにて散会いたします。
3月7日は午前10時から会議を開きます。
本日はご苦労さまでございました。

（午前10時41分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回当別町議会定例会 第2日

平成28年3月7日(月曜日) 午前10時00分開議

議事日程(第2号)

開議

議事日程の報告

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第3 議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 議案第3号 平成27年度当別町一般会計補正予算(第6号)
議案第4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第5号 平成27年度当別町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
- 第6 議案第6号 平成27年度当別町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 第7 議案第7号 平成27年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第8 議案第8号 平成27年度当別町下水道特別会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第9号 平成27年度当別町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第10 町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針に対する質問
- 第11 議案第10号 平成28年度当別町一般会計予算
議案第11号 平成28年度における当別町長等の期末手当の減額に関する条例制定について
議案第12号 当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第13号 当別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第14号 当別町職員の退職管理に関する条例制定について
議案第15号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定について
議案第16号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について
議案第17号 当別町行政不服審査条例制定について
議案第18号 当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例制定について
議案第19号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定について
議案第20号 当別町いじめ問題調査委員会条例制定について
議案第21号 当別町いじめ問題再調査委員会条例制定について

- 議案第 22 号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定について
議案第 23 号 平成 28 年度当別町国民健康保険特別会計予算
議案第 24 号 平成 28 年度当別町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 25 号 平成 28 年度当別町介護保険特別会計予算
議案第 26 号 平成 28 年度当別町介護サービス事業特別会計予算
議案第 27 号 平成 28 年度当別町下水道事業特別会計予算
議案第 28 号 平成 28 年度当別町水道事業会計予算
散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	熊谷康弘君
プロジェクト推進参事	三上晶君
広報秘書課長	大畑裕貴君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
住民課参事	乗木裕君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
子育て推進課長	森淳一君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君

建設水道部長	堤	和	弘	君
建設課長	高	松	悟	志
上下水道課長	岩	城	正	志
教育部長	野	村	雅	史
管理課長	山	崎		一
代表監査委員	米	口		稔
教育委員長	白	井	応	隆
教育長	本	庄	幸	賢

事務局職員出席者

事務局長	滝	本	隆	志	君
次長	佐	々	木	由	紀
主幹	小	川	義	則	君
係長	浦	島		卓	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

5番 秋 場 信 一 君

7番 山 田 明 君

を指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第2、議案第1号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、五賀利雄氏は、平成28年3月19日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方税法の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第1号

は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第3、議案第2号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、提案の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員、高田修二氏は、平成28年3月21日をもって任期満了となりますので、同氏を再任するため、地方税法の規定に基づき、議会の同意を得ようとするものです。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第2号は原案のとおり同意することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第3号、議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第4、議案第3号、議案第4号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第3号及び議案第4号の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第3号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第6号）についてであります。本補正予算は歳入歳出ともに3億6,023万6,000円を増額し、その総額を108億4,756万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから3ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

次に、繰越明許費の補正につきましては4ページに記載の「第2表 繰越明許費の補正」を、債務負担行為につきましては5ページに記載の「第3表 債務負担行為」を、地方債の補正につきましては6ページに記載の「第4表 地方債の補正」をご高覧いただきたいと存じます。

歳出の主なものといたしましては、まちづくり基金の積立金1億4,000万円、ふるさと納税記念品7,000万円、地方創生加速化交付金事業費8,000万円、国民健康保険特別会計の繰出金5,000万円、排雪費支援補助金2,300万円などを増額し、分収造林地整備事業費1,520万6,000円などを減額するもので、この財源といたしましては国庫支出金9,789万2,000円、道支出金1,618万5,000円、寄附金1億4,000万円、繰入金6,767万6,000円、繰越金5,952万6,000円などを増額し、諸収入1,890万1,000円などを減額して措置いたしました。

次に、議案第4号 当別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。人事院勧告に基づく平成27年12月の勤勉手当0.1カ月分の引き上げ、平成28年度からの給料表を平均改定率0.4%の引き上げ及び勤勉手当支給月数の平準化並びに職員の手当に係る地域手当及び単身赴任手当を新設するなど、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案2件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日本共産党の鈴木岩夫でございます。議案第3号 平成27年度当別町一般会計補正予算（第6号）には、いわゆるマイナンバー制度関連の予算が計上されています。1月よりいわゆるマイナンバー制度が実施されました。今回の情報セキュリティ強化対策事業の予算が計上されたことを見ても、1月実施は見切り発車というふうには言わなくてはならないのではないのでしょうか。また、カード発行作業自体のトラブルもたび重なっています。情報漏えい事故が後を絶ちません。さらに、高齢者をターゲットにした特殊詐欺もなくなるどころかふえ続けています。何より個人や事業者が望んでスタートした制度でも何でもありません。一つの番号で個人情報を照合させるマイナンバーは、情報漏えいや悪用の危険を高めます。

そこで、質問させていただきます。今回のような情報セキュリティ強化対策事業、多額の税金を投入して延々と続けなければならないというふうに察しますけれども、来年度、再来年度、またその次の年度ということで、確かに国の税金ですけれども、これを延々と続けなければならないと、またそうなるのかということをお尋ねしたいと思っております。

2番目の質問です。生涯活躍のまちづくり事業の予算が3,600万円計上されています。いわゆる当別町版CCRC関連事業です。当別町版CCRC構想構築プロジェクトを推進するため、基本構想の策定に向けて事業を実施するものとあります。具体的には生涯活躍のまちづくり構想策定に向けた各種検討、分析、検討組織の立ち上げ、シンポジウムの開催及びタウンミーティングの開催とあります。3月4日の総務文教常任委員会において説明がありました。説明に対して、各委員より質問が出されました。開発場所はどこなのか、既に西地区と限定して進めているのか、規模はどれくらいなのか、計画は立てたが、引き受ける事業所が見つからない場合はどうするのか、計画は立てたが、実施しないということもあり得るのか、議会への報告、議論はどのように考えているのか、審議を聞いていてほんの少し概要がわかってきました。しかし、インフラ整備など財政的負担は将来通してどうなるのか。第5次総合計画や都市計画マスタープランとの整合性はどのように図られるのか。これは町の形を大きく変える事業だということが、町の将来を左右する事業だということが見えてきました。特別委員会を設置して議論する内容ではないでしょうか。今回の説明、議論だけでは賛成、反対の判断をするには余りにも材料が足りないのではないのでしょうか。

最後に、当別町地域商社設立事業についても伺います。食の総合拠点づくりプロジェクト及び当別町町の駅プロジェクトを推進するため、道の駅の管理運営はもとより、産業化や町へ人を呼び込む施策を推進する組織として地域商社を設立するために事業を実施するものとあります。具体的には、地域商社の設立、地域特産品の発掘、開発、改良、強い地域特産品の育成とあります。また、追加説明として、首都圏におけるマーケティング、国内販路の拡大ということでした。3月4日の総務文教常任委員会において説明がありました。説明に対して、各委員より、これまでの検討と委託との関係はどうなっているのか、どのような性格のものなのか、観光の視点は入っているのかなど質問が出されました。まだまだ明らかにしなくてはならない事項があると思います。地域商社の場所はどこに置かれるのか、体制はどのようになるのか、来年度はどうなるのか、他地域の事例にはどのようなものがあるのかなど、この事業についても今回の説明、議論だけでは賛成、反対の判断をするには余りにも材料が足りないと感じます。

以上、多岐にわたる質問でありますけれども、ご回答をお願いしたいなと思います。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時14分

再開 午前10時16分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの質問に対する町長の答弁を求めます。

○町長（宮司正毅君） ただいまのご質問につきましては、担当部局のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 広報秘書課長。

○広報秘書課長（大畑裕貴君） ただいま鈴木議員からの質問でございますが、情報セキュリティについて今後も延々と続けていかなければならないのか、そのような対策を続けていかなければならないのかといったご質問かと思いますが、マイナンバーにかかわらず、情報セキュリティというのは日々進化をしております。いろんな攻撃が日々進化している以上、情報セキュリティは常に守っていかなければならない。このことから、セキュリティ対策というのは今後も続けていくと、そのような考えでおります。

以上でございます

○議長（後藤正洋君） 企画課長。

○企画課長（長谷川道廣君） ただいまの鈴木議員からの生涯活躍のまちづくり事業に関するご質問にお答えいたします。

さきの総務常任委員会でもご説明いたしました。先行的なC C R Cの構想が盛り込まれた形での開発が行われたスウェーデンヒルズがあり、また道の駅も建設されていく、それから市街地には温泉施設等々もあるいわゆる西当別地区をモデルといたしまして、生涯活躍のまちづくりに関する構想の策定を行うという事業でございますが、こちらのほうで構想策定を行いながら、この地区の可能性をしっかりと見出し、議員がご指摘の着手すべき事業、こういったことが町のほうで予算を持って行うものがあれば、その判断材料となるように構想の中でしっかりとまとめていき、議員の皆様にもご議論いただける、そういう判断材料となるものをご用意させていただくつもりで策定させていただくものでございますので何とぞご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（後藤正洋君） プロジェクト推進室参事。

○プロジェクト推進室参事（三上 晶君） 続きまして、地域商社にかかわります鈴木議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、1点目、この地域商社の設立、開設をしてからの事務所でございますが、こちらについては現段階でどちらに事業者、会社の住所を置くかというのはまだ決定をしていない状況になっております。それから、地域商社の体制でございますが、地域商社という名称を最近用いておりますが、基本にありますのは今まで議論してきた管理運営主体、こちらが核となるというふうに考えておまして、この管理運営主体の中でご説明をしてきた町、農協、商工会、こちらがまず核となった構成になるということを当初より想定しております。これに加えて、民間企業などとの連携というものも視野に入れた体制を構築をしたいと思いますということで考えております。

それから、新年度28年度以降の地域商社の設立に向けての部分でございますが、こちらも管理運営主体のスケジュールでもお示ししましたとおり、平成29年9月の道の駅のオー

プランを考えると、遅くとも平成28年度内にこの地域商社、もともと管理運営主体と位置づけたものを立ち上げる必要があるというふうに考えて、28年度についてはこの設立に向けた業務を行いたいというふうに考えております。

最後の他地域での状況でございますが、もともと管理運営主体、通常の道の駅の管理運営主体は本当に道の駅の管理と運営だけをメインにやるというところでございますが、今当別町が考えております地域商社と申しますのは、道の駅の管理運営に加えて、基幹産業である農業の振興、とりわけ農業の1.5次化、6次産業化、農商工連携、これらを地域商社で担いながら、言葉少し足りないかもしれないのですけれども、もうける道の駅、もうけるための商社を立ち上げていくという機能がなければ、なかなか経済活動の活発化につながらないという部分でございます、これにつきましては私の知る限り、他地域で道の駅の管理運営主体としてこういった機能もあわせ持ちながら産業活性化に向けた組織というのは、私は道内では少なくとも余り事例がないかなというふうに思っておりますが、全体的な道の駅の目標、今回の総合戦略のことを考えましてもこういった商社を立ち上げながらやっていくということが非常に重要なものになってくるのではないかなというふうに考えております。

道の駅関連についての答弁については以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 今答弁いただきましたけれども、先ほども言いましたけれども、C C R C構想ですけれども、規模の問題にして2040年までに2万人、町は頑張っていくという目標を立てているわけですけれども、C C R Cの規模も、これ数字僕の聞き間違いだったら訂正していただきたいと思っておりますけれども、数千というふうに僕は聞き取っているわけですけれども、そうすると本当に当別町の町の形を変えるというふうに僕の頭では思い描いてしまうわけです。今太美地域に6,000人いると、当別地域に1万1,000というようなことで、それでC C R Cで西当別を開発していくということで、数千入ってきたらほぼ1万、1万という状況になっていくのかなというようなことでは、今の当別の形を変えるという点でも本当に大きなプロジェクトだなと、壮大なプロジェクトだなというふうに僕なんかは思ってしまうのです。そういう意味で、確かに予算も3,600万ということで基本構想をつくると、そして先ほどの答弁では判断材料を提供するためにやるのだという答弁でしたけれども、それにしても現時点でこういった大きなプロジェクトについて賛成、反対ということはなかなか判断つかないということで、質疑というか、なかなか判断できないということを発言したいなと思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） 先ほどの鈴木議員の質問に関連して1点だけ質問させてください。

生涯活躍のまちづくり事業に関してですけれども、加速化交付金事業の中のメニューからこれが選択されていると思っておりますけれども、その他にも当てはまるメニューというのは

幾つかあったかというふうに思っております。その中で今回生涯活躍のまちづくり事業というのを選定されたというか、これでいこうというふうに決められた理由というのをお教えいただけますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 企画課長。

○企画課長（長谷川道廣君） ただいまの佐藤議員のご質問にお答えいたします。

この事業につきましては、ご指摘のとおり地方創生加速化交付金事業の内閣府が27年度の補正予算で計上したものである本年の補正予算対応での町の予算計上となっておりますが、こちらはメニューといたしまして国からはこういうことをと示されたものではございませんので、町といたしましては総合戦略に掲げている事業の中からどういったものを加速化事業として進めていくかという議論を行ってきたところでございます。3つほど事業を掲げさせていただいて、加速化交付金事業に申請をただいま行っているところでございますが、そのいわゆる当別町版C C R C構想というプロジェクトに基づいて、生涯活躍のまちづくり事業に3,600万の事業を提案してきた経緯としましては、現在石狩振興局管内は、北海道の中心地域でありながら札幌市を除く市町村でやはり人口減少に突入してきているという部分もございまして、北海道を代表する地域の人口減少に何とか歯どめをかけるために、北海道としてもC C R Cというものを検討してきたところでございます。北海道の出先機関である石狩振興局として道都札幌圏域のC C R C的な呼び込みを推進するために近隣市町村とも連携して行いたいという旨のお話がありました。また、それと並行して、庁内の議論といたしましても西当別地区を示しつつも、総合戦略に掲げたC C R C構想を大きく掲げているところでございまして、これにつきましては土地利用のあり方等々も含めて抜本的に考え方をまとめていかなければならない時期と町のほうでも考えていたところでございまして、こういった2つのきっかけのようなものがございまして、それらを進めるに当たって優先的に取り上げていくべきではないかと、そのように町としては判断しまして、最初には北海道が中心にまとめる広域的な事業という形で申請を行っていましたが、内閣府からの指導のもとに、これは広域ではなく単独で上げることになじむ事業ではないかというご指導もいただいたことから、当別町の単独事業として切りかえて上げていたという経緯もございまして、ご承知おきいただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 高谷君。

○13番（高谷 茂君） 1点だけ確認をさせていただきたいのですけれども、地方創生加速化交付金事業というのは3事業上げているわけですが、これ必ず認可されるというものではないというものかどうかというのをまず1つ確認させていただきたいと思っております。

○議長（後藤正洋君） 企画課長。

○企画課長（長谷川道廣君） 国の示しでいきますと、内閣府からは市町村1ないし2事

業を提案いただいて、おおむね8,000万以内の事業を提案いただきたいという通達がございました。ただし、事業内容においては8,000万以上の交付もあり得るような付記もございました。町といたしましては、確実に見込める部分の8,000万という枠の中で最大限事業を採択いただけるように事業費を構築して手を挙げていっているというところでございますが、まだ採択は今月中ごろと聞いておりますので、現在のところは採択されることを待っているという部分でございまして、どのような進捗かは特段現在のところでは把握してございませんので、現在は採択されるか、されないかを待っているという部分の状態でございます。

○議長（後藤正洋君） 高谷君。

○13番（高谷 茂君） 必ず採択されるというわけではないというお話ですが、要するに採択されるだろうという、そういう非常に高い見込みの中で計画をさせていただくということだというふうにとっております。もしも採択されない場合については、この事業今後どうするつもりなのか、単独でもやっていくつもりなのかどうかということを最後にお聞きします。

○議長（後藤正洋君） 企画課長。

○企画課長（長谷川道廣君） 本事業につきましては、28年度の繰越明許費ということで計上させていただいているものでございまして、残念ながら採択ならなかった場合につきまして、これは財源は加速化交付金の中で行うというふうにしておりますことから、現時点では交付金が採択されなかった場合歳入が見込めない、財源措置がとれないという部分になりますので、実施することはなかなか厳しいのではないかと考えているところでございます。

○議長（後藤正洋君） そのほか質疑ございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第3号、議案第4号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「反対討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいま渋谷議員から討論の申し出がありました。

これより討論に入ります。

それでは、まず本案に対する反対者の発言を求めます。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 私は、今回の補正予算の繰越明許費の中で、とりわけ地域商社の設立について提案されております。このことについて反対意見を述べたいと思います。

この前段の大きな中身にあるとおり、これは地方創生加速化交付金事業として提案されています。したがって、町長を含めて関係者は非常にスピード感を持っていろいろ考

えて提案されてやってこられているのだろうというぐあいに推察されますけれども、総務文教常任委員会の説明のときにも質問しましたが、率直に言って私の考えというか、理解の範囲を超えているというぐあいに、私の頭が悪いせいなのですからけれども、そんなぐあいに感じて質問しました。それは、この道の駅の管理運営主体がどうなるのか、前からいろんな機会あるごとに町当局に質問もし、意見も聞いてきましたけれども、JA北いしかりと商工会、そして町、ここが中心となって管理運営主体、なるべく早くそこを町民の皆さんにこんなぐあいになって進めていくのだよというものを示しをしてやっていきたいと、こういう答弁でした。しかし、その具体的な道の駅でいえば基本設計、昨年6月ですか、出され、そしてまた11月に実施設計が出されて、金額的にはかなりふえた。9億何千万から10億数千円にふえた中身ですけれども、その中でもまだ管理運営主体についてはこうなりますということが明らかでない。急いでやっておりますという答弁でした。しかし、そのことが具体的になる前に今回またこういった問題で単に道の駅のプロジェクトだけではなくて食の総合拠点づくりのプロジェクトとか、あるいはそのことを含めた地域全体の産業の振興というか、育成を図っていく、その役割まで、プロジェクトまで持たせるとなると、ちょっと待てよと、本当に道の駅で今まで論議していたこととの関係含めて、私は今の国の施策や補助金や交付金、このことも含めて今関係者は一生懸命やっている最中だと思いますから、そういう意味では先々にいかなければならないということもあるかと思うのですけれども、しかし問題はそれを判断する町民の側の問題です。議員の私でもそうですから一般の町民の人たちはもっと、こういった問題で今どこまでなっているのか、町長が新年度の予算を提案した道新の記事を見て初めて今こんなところまでと、あの範囲でこんなところまでできているのかという理解が進むような状態ではないかと思うのです。

もう結論言いますけれども、私はそういう意味でいえば今考えている地域商社の問題ももしかしたら私の考えを超えてどんどん、どんどん、その道しかないということになるのかもしれないのだけれども、今報告されたり提案されたり、いろいろ質疑した中でもなかなか理解ができない面もあると、今までのこととの関連も含めて。そういう意味でいえば、ましてや町民の人がそのことについてまだ具体的な判断材料は提供されていない。補正予算だけそれについて組まれてしまうということになってしまうと、本当にそれが責任持って対応していけるのかどうか、私自身がその点で非常に悩んだところであります。その結論としては、もう少し説明、町当局のこのことについての説明、関連することも含めて説明、そういったものが明確になる中で賛否進めていきたいと思う。今の段階では反対せざるを得ないということをお願いしておきたいと思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

山田君。

○7番（山田 明君） 私のほうからは、今渋谷議員が出されました反対討論に対して、

賛成の立場で討論させていただきたいというふうに思います。

確かに渋谷議員の言っているように地域商社という部分だと思うのですが、この表現については……

〔「反対者に対する討論でないよ、議案」と言う人あり〕

○7番（山田 明君） 失礼しました。もとへ戻らせていただきます。

私は、それでは賛成の立場で討論に加わらせていただきたいと思います。今補正予算の中で出されました繰越明許費の中で地方創生加速化交付金事業について、当別町の地域商社の設立についてという形でありますけれども、常々12月の議会でも申し上げましたけれども、道の駅に関しては当別町の活性化の起爆剤ということについて私も考えております。そういう意味において、この地域商社という部分では、地域の魅力のブランド化という部分で国の総合戦略の中で昨年の12月に出てきた内容と思っています。今まずは当別町としては道の駅をいかにして成功させるかということが命題かなというふうに思っていますので、私としてはいろんな角度から地域商社の設立に向けてという部分では賛成したいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） そのほか討論はありますか。討論を打ち切ってよろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本案につきまして採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本案について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、議案第3号、議案第4号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第5、議案第5号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第5号 平成27年度当別町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに38万7,000円を増額し、その総額を27億2,337万2,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては保険給付費38万7,000円を増額し、この財源といたしましては繰入金5,000万円を増額し、国庫支出金4,961万3,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第5号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第6、議案第6号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第6号 平成27年度当別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに108万4,000円を減額し、その総額を13億7,850万4,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、基金積立金537万3,000円を増額し、総務費51万4,000円、保険給付費594万3,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰越金1,417万3,000円を増額し、国庫支出金440万8,000円、支払基金交付金733万8,000円、道支出金268万4,000円などを減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第6号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第7、議案第7号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第7号 平成27年度当別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに136万6,000円を増額し、その総額を7,042万9,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、基金積立金146万4,000円を増額し、サービス事業費9万8,000円を減額するもので、この財源といたしましては繰入金494万1,000円、繰越金5万9,000円を増額し、サービス収入363万4,000円を減額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第7号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第7号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第8号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第8号 平成27年度当別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、歳入歳出ともに863万5,000円を減額し、その総額を9億3,762万3,000円といたしました。

補正額につきましては、1ページから2ページに記載の「第1表 歳入歳出予算補正」をお目通しいただきたいと存じます。

歳出といたしましては、一般管理費208万6,000円を増額し、建設費953万4,000円、利子118万7,000円を減額するもので、この財源といたしましては下水道費国庫補助金953万4,000円を減額し、繰越金89万9,000円を増額して措置いたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第8号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第9号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第9号 平成27年度当別町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、提案の説明を申し上げます。

本補正予算は、収益的収入において給水収益768万5,000円、消費税還付金147万2,000円を減額し、収入総額を7億3,530万3,000円といたしました。

また、収益的支出において総係費13万1,000円を増額し、配水及び給水費77万円、資産減耗費961万2,000円を減額し、支出総額を7億2,535万5,000円といたしました。

次に、資本的収入において企業債1,170万円、補償金1,753万3,000円を減額し、収入総額を3,127万7,000円といたしました。

また、資本的支出において上水道設備費3,362万7,000円を減額し、支出総額を1億4,887万1,000円といたしました。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第9号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

これより30分休憩いたします。なお、その後執行方針に対する質問を順次行ってまいります。答弁の調整ができていないということもありまして、11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時19分

○議長（後藤正洋君） 再開します。



◎町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針に対する
質問

○議長（後藤正洋君） 次に、日程第10、町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針に対する質問を行います。

なお、再質問は認められませんので、町長、教育長は答弁漏れのないよう留意願います。

それでは、最初に会派新風、山田君の質問であります。持ち時間は30分です。

山田君。

○7番（山田 明君） 議長の許可をいただきましたので、会派新風を代表し、平成28年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について町長と教育長に質問いたします。

3月2日に述べられましたそれぞれの執行方針では、町長におかれましては昨年10月に町民、議会議員、町職員と一体となって当別町の課題解決に向けた未来への方向性を掲げた当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定されました。この総合戦略は、国や北海道の人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しつつ、当別町の人口の現状と将来の展望について分析を行った上で人口減少克服、地方創生を実現させるために必

要な施策とその方向性を整理し、目指すべき目標を示すために作成されたと認識しております。当別町第5次総合計画の方向性に沿ったものであり、期間は2015年から2019年までの5年間とし、将来の人口目標を2040年までに2万人の達成を見込み、4つの基本目標とそれを達成するための14のプロジェクトで構成され、当別町の地域特性や地域資源を最大限活用した事業展開が図られるものと大いに期待しております。平成27年度においては、環境省の間接補助事業として1億5,000万の補助率が約100%の地方交付金を活用し、総合体育館に太陽光パネル設置、木質バイオマスボイラー導入事業や、またふるさと納税においても先月末時点で申し込み件数が3万1,000件、納税額も5億円を上回るなど、町部局とともに交付金、補助金の獲得や自主財源の獲得に努められ、幅広い人脈を活用して町長みずからトップセールスマンとして企業訪問、企業誘致に活躍されていることに敬意を表したいと思います。

執行方針でも述べられていますが、平成28年度が地方創生の実質のスタートの年であり、人口減少に歯どめをかけ、当別町の発展に向け、議会としても行政と一緒に取り組むべきと考えます。また、教育行政においては、当別町教育大綱に基づき、町長と連携のもと、教育課題、解決に向け、教育行政を遅滞なく推進していただくよう期待しています。

それでは、初めに町長に産業力の強化にかかわる施策の展開について伺います。道の駅の建設は、既に3月より着手しており、平成29年9月開業予定で工事が進められております。町長が日ごろから口にしておりますように、道の駅は当別町の経済、産業の活性化の起爆剤であると私も捉えております。しかしながら、一方で道の駅の開業により地元の商店街が疲弊するのではないかと不安視する声が聞かれるのも事実であります。商店街が疲弊しては本末転倒であり、双方にとって相乗効果のあるプロジェクトとして取り組んでいただくよう切望いたします。先日商工会で道の駅のセミナーを開催した折に、ことしの1月にオープンした木古内町の道の駅が話題で報告されました。木古内町においても当別町と同様に地元商店街が疲弊するのではないかと危惧する声もあったそうですが、道の駅が開業し、地元商店街にも立ち寄るお客様がふえたそうであります。道の駅に立ち寄ったお客様にいかにして商店街に流れていただくか、商工会としても町とJAと連携を図りながら取り組みたいと考えています。そこで、冒頭に申し上げましたが、道の駅は当別町の活性化の起爆剤であると捉えていますが、現状その効果を町全体にどのようにして波及させるかが課題であると考えます。道の駅の開業により町内の全ての町民、企業、商店にチャンスがもたらされるというストーリーを提示することによって幅広い町民の理解、協力が得られると考えますが、町長の見解を伺います。

また、道の駅をきっかけとして町内において新たな起業、また新たな事業展開が生まれるために行政として何をすべきと考えているのか、あわせて伺います。

また、道の駅の管理運営主体について、組織形態を第三セクターとし、産業化や人を呼び込む施策を推進する組織として官民協働による地域商社の設立に向け作業を進めるとありますが、補正予算の中で議論があったように、町民の理解が進んでいないと感じます。

そこで、あえて確認の意味で町長に伺いますが、地域商社を設立する狙いは何か、また想定される課題は何か、地元への波及効果はどのように考えているか、そして商社としての役割として地域産品の活用だけではなく、観光地経営の指令塔的な観光資源の活用、開発する機能も持たせる考えがあるのか、改めて町長の見解を伺います。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進に係る施策の展開について伺います。除排雪対策について、当別町雪対策協議会が10年目の節目を迎えることから、これまでの検証と協議会の新たなあり方、住民負担の軽減について議論を重ね、冬の生活がより安心、充実したものとなるよう努めるとありますが、現時点で町行政としての検証結果、雪対策推進協議会の新たなあり方及び住民負担の軽減についてまとめられたものがあれば、お伺いします。

また、総合戦略の政策パッケージの町に人を呼び込む定住、交流の促進の中に人口減少に歯どめをかけるための移住促進プロジェクトとして子育て世代の移住増加や空き家バンクの実施、北海道医療大学の学生の町内居住の促進などが今後の事業展開として掲げられております。他市町村からの子育て世代や若者の移住など社会増を誘発するには、即効性があり、効果的であり、優先的に取り組む事業であると考えますが、町長の見解を伺います。

次に、未来を担う子どもの育成と町民が幸せに暮らせる社会の形成に係る施策の展開について伺います。子育て環境の充実と満足度の向上により子育て世代の人口流入を目指すべく、そのための体制整備として福祉部子育て推進課を教育委員会に移管して、幼保小中における子育て施策の一元化を図るとありますが、環境充実や満足度向上に資する具体的な施策があればお伺いします。

また、組織体制の一元化だけではなく、相談窓口の一本化も図れないものか伺います。子育て環境の充実を目指すのであれば、妊婦さんや小さな子どもを抱えた母親が3階の教育委員会まで行くのではなく、本庁舎の1階に相談窓口を開設し、対応することが必要と考えますが、町長の見解を伺います。

さらには、子育て、教育の相談だけではなく、除排雪問題、空き家問題、高齢者問題など住民サービス全般にわたる窓口を開設し、相談内容によって担当者呼び、対応させる体制整備も必要と考えます。行政は最大のサービス産業という観点で取り組む考えはないか、町長の見解を伺います。

次に、教育長に教育行政執行方針について伺います。初めに、一貫教育推進について伺います。平成27年3月に当別町小中一貫教育に関する取り組み基本方針が作成され、導入に向けてさまざまな研究、検討を重ねてきたと捉えていますが、現時点でどのような事業成果があり、教育委員会としての検証結果はどのように捉えているのか伺います。

また、28年度において小中一貫推進懇談会及びカリキュラム部会を年何回程度開催し、どの段階までの成果を得て平成29年度の分離型一貫教育の実施につなげようとしているのか伺います。

また、学校、家庭、地域社会が一体となってよりよい教育の実現に取り組む仕組みとしてコミュニティ・スクールを平成29年度に導入するとあります。地域の特色ある教育を推進する上で保護者や地域住民が学校の運営に積極的にかかわることはよいことと考えますが、コミュニティ・スクールを導入し、よりよい教育の実現とは具体的にどのようなことなのかお伺いします。

次に、学力の向上について伺います。学力の下位層に属する児童生徒が6教科中4教科で30%以上に上り、学力の二極化が大きな課題になっているとありますが、学力の二極化は数年前から問題になっていたと私は捉えております。私は、学力の二極化が大きな課題ではなく、下位層の児童生徒のどこに問題があるのか、本人の問題なのか、学校の対応の問題なのか、また家庭環境の問題なのか、それらの問題の原因の洗い出しを整理しないと問題解決に至らないと考えます。問題の洗い出しがしっかりと整理されているのか伺います。

また、家庭学習に関して学校を核とした地域力強化プラン事業により実施した放課後学習会、土曜学習会の平成27年度の実績を踏まえてとありますが、参加人数の実績などはどの程度であったのか、また実感として効果があったと捉えているのか、また土曜学習会ではなく土曜授業実施に向けての検討はなされていないのか伺います。

次に、豊かな心の育成について伺います。豊かな心の育成について、道徳教育、芸術鑑賞の実施は重要であると考えますが、コミュニティ・スクールとのかかわりはどのように考えているのか伺います。

また、道徳教育においては、単に実施するだけではなく、平成27年度の学校現場での検証結果、また指導担任の評価、学識経験者の意見等を踏まえて平成28年度につなげていただきたいと考えますが、教育長の見解を伺います。

次に、新たな生涯学習プログラムの実施について伺います。家庭の教育力の向上を目的として、北海道教育委員会の指定事業の親力つむぎ事業が平成27年度実施されたとありますが、その事業の概要、内容及び検証結果はどうであったのか伺います。

また、その後継事業である学びカフェの実施を通して親の教育力向上を図るとありますが、具体的にどのようなプログラムを想定しているのか伺います。

最後に、組織の見直しについて伺います。平成28年度より教育委員会に子育て支援に係る新たな課が設置され、子ども・子育て支援に関する業務が集約され、窓口を一元化することで教育、福祉の各分野の連携が図られ、教育支援施策の効果が発揮されると私も期待しております。しかしながら、窓口の一元化や組織の見直しにはかなりのエネルギーを要すると捉えています。小学校と幼稚園、保育所の接続を重視した連携を進め、スムーズに小中一貫教育につなげていくに当たり、改めて教育長の決意を伺います。

以上、町長、教育長に会派新風の代表質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（後藤正洋君） 山田君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 山田議員の執行方針に対する質問にお答えをいたします。

まずもって、地方創生に関する総合戦略づくりに一定の評価をいただきましたこと、感謝申し上げます。これは、町職員が懸命になって、そして議員の皆様の知恵、あるいは町民の皆様の知恵をかりてでき上がったものでありまして、幸いにも中央の地方創生部局の高い評価もいただいております。具体的案件や、あるいは人的な支援というものも、そういった評価の高い中でいただける。協力体制をいただいております。そういう点では、この場をかりまして皆様方に感謝を申し上げます。

まず初めに、ご質問の産業力の強化に係る施策の展開として、道の駅に関する質問であります。地元の商店街が疲弊しては本末転倒である。道の駅によって町民、企業、商店にチャンスをもたらすストーリーの提示によって幅広い町民の理解、協力が得られるのではというご質問だったと思いますが、まず何ゆえになぜこの道の駅の設置を行政が決めたのかを考えていただきたいと思います。それは、町内の商店街を苦しめるためでもなく、あるいは農産物の販売に農協さんと伍してやろうとか、そんなことでは全くないということはおもう重々ご承知のことだと思えます。人口が減れば個々の住民負担がふえて、そして住みにくくなって、人は町外に出ていってしまう。また、商店が十分でなく、町民の多くが町外で消費をする。この町にお金が落ちないというこの消費構造、そういった悪循環に歯どめをかけなければこの町の活性化は難しいだろうということで、道の駅を決めたわけがあります。そういう町全体の活性化を目指して、町が道の駅をその起爆剤として設置を決めたのであります。

この起爆剤を有効に活用するもしないも町民、農業者、商店の皆様次第と申し上げます。行政の役割は、道の駅という町の産業活性化のためのチャンスを提供するものであり、そのチャンスを物にするかどうかのストーリーは町民自身で、あるいは商店街の方々に描いてもらいたいと私は考えております。町の中には可能性を秘めた方々が数多くおられます。このような可能性を秘めた方々が新たな第一歩を踏み出すきっかけとして道の駅というチャンスが訪れたわけですから、みずから行動するプレーヤー、なかんずく商店街、農業者、町民がみずからの手でそのチャンスを獲得するという、すなわちストーリーづくりはプレーヤーの仕事だと私は認識しております。また、道の駅に町外からたくさんの方が来てくれば、いわゆる交流人口がふえれば商店街に寄ってくれるチャンスもふえるはずで、一人でも多くの人を呼び込むには、商店街を魅力あるものにするということが求められてきます。町の活性化は、そこに住んでいる人が行うものでありまして、地元商店街の活躍は間違いなく町の発展につながるものであります。恐らく推察しますに、山田議員のご本人の考えというよりは、むしろ商店街の方々からの声を代弁しておられるのかなというふうにお察ししますが、そういうの方々にはぜひひしかるべくご説明をいただきたいということをお願いを申し上げます。

次に、道の駅をきっかけとして町内に新たな動き、新たな会社とか、あるいは事業展開

が生まれるために行政として何をすべきと考えているかというご質問でありますけれども、新たな動き出しを行う事業者への支援として、J A、商工会とともに町も参画する支援体制は必要だと思っております。

それから次に、官民共同による地域商社の設立の狙いですが、具体的な目標、商社の役割及び想定される課題、また地元への波及効果、あるいはDMO的な要素の必要性について多分ご質問いただいたのだというふうに理解いたしますが、地域商社の狙いは経済活動の活発化であります。一言で言えば経済活動の活発化であります。そして、目標は今まで申し上げてきた町に人を呼び込み、設立の狙いである経済活動の活発化につなげていくことであります。商社の役割は、商品の開発、改良、マーケティング、販路開拓、あるいは農業の1.5次化だとか6次化、また商品の輸出、さらには将来インバウンドに取り組み、DMOの役割を担うということも想定をしております。これら実現には、みずから行動するプレーヤーが丸となって次の好循環をいかに生み出し続けていくかが課題でありまして、これが成功のポイントであるというふうに考えております。いずれにしましても、地元のを外に売る、外から人に買いに来てもらう、そして地域商品の販売を行うといった今まで町になかった機能を持ち合わせた会社となりますので、地元への波及効果は大きいと考えております。

次に、除排雪対策についてでありますけれども、ご質問にあります新たなあり方や住民負担の軽減について取りまとめたものは現在ありませんけれども、これまで作業の効率化、あるいは事務の簡素化という両面で検討を行ってまいりました。作業の効率化については、既に幹線道路と一体化した作業を行うことで改善を図ってきておりまして、新年度に向けての新たなあり方については事務の簡素化という面から検討を行っております。具体的には、これまで1回当たり1,400円として1シーズン2回まで負担をいただいておりますが、事務の簡素化と課題解消に向けて回数制から1シーズン制へとできないか協議会へご提案を申し上げるところであります。また、町民負担の軽減についてですが、生活道路の排雪費用について制度開始のときの考え方は町と地域がそれぞれ2分の1ずつ負担することとしておりましたが、これまで人件費や燃料費の高騰、あるいは災害的ということで費用がかさみまして、2分の1の負担とはなっておらず、町民には実質負担の軽減を行ってきております。過去9年間の実績を見ますと、町と地域が8対2の割合となっております。これは、生活道路の排雪についてです。これらを現状に当てはめると、1シーズン400円程度の軽減につながるかなというふうに考えております。いずれにしましても、事務の簡素化とあわせて負担の軽減については地域の方々と協議を重ねながら進めてまいります。

次に、人口減少に歯どめをかけるための移住促進プロジェクトに関するご質問です。総合戦略の政策パッケージの町に人を呼び込む定住、交流の促進ということであります。これは、山田議員が触れられました子育て世帯の移住増加、あるいは空き家バンクの実施、北海道医療大学の学生の町内居住の促進等、総合戦略に掲げているこれらの事業が人口の

社会増を誘発することにつながり、効果的なものであるとの認識は私も山田議員と全く一緒であります。新年度に向けた予算の中でもこれらの施策に係る事業費を計上しておりますし、移住促進プロジェクトの推進に今後も注力をしてまいります。山田議員のお立場からもぜひご協力をいただきたいとこの機会を利用してお願いを申し上げます。

もう一つ、子育てに関して環境の充実や満足度向上に資する具体的な施策についてのご質問ですが、義務教育の充実を目指すには、小中一貫教育の推進とあわせ、その準備段階となる幼稚園、保育所における幼児期の教育の充実を図っていくこと、さらには小学校との接続を重視した連携を進め、スムーズに義務教育へつなげていくことが極めて重要であると認識をしております。今まで培ってきた福祉分野と子育て支援の連携を保持しつつ、教育の両視点から施策を展開していくことを目的とし、子育て支援所管課を教育委員会へ移管する組織の見直しを行ったところであります。具体的な施策につきましては、今申し上げたことを踏まえ、組織の移管を受けた教育委員会が課題の掘り起こしを行い、義務教育の充実につなげた取り組みを進めていってくれるものと考えております。

子育て支援を所管する新たな課の配置場所についてのご質問ですが、現在と同様ゆとり内に配置することとしております。まず、住民の皆様の利便性を第一に考え、さらに日常的な業務における福祉関係部署との連携についても考慮しての配置であります。

また、町民の生活相談について、除排雪問題、空き家問題、高齢者問題など現在本庁舎1階の環境生活課町民生活係に消費相談員と生活相談員というのを配置して対応しております。このことは、実は広報にも町民に周知しているところであります。ただ、そこで全部解決できるわけではありませんので、相談内容によっては担当者と呼ぶなど部局間の連携は図られていると認識をしております。山田議員のおっしゃる役場はサービス産業なのだという、この概念はこれからもさらに追求し、続けていくつもりであります。

以上、会派新風、山田議員の執行方針に対する質問の答弁といたします。回答漏れがありましたら、また別途お話をさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 会派新風、山田議員の執行方針に対する質問にお答えいたします。

最初に、一貫教育推進における現時点での成果についてのご質問ですが、平成27年度は小中一貫教育への理解をより深めるため、保護者、地域住民向けの教育講演会、教職員に対する講演会をそれぞれ実施してきました。一貫教育についてより理解を深めることができたと評価しております。このほか、教職員を先進地に2回、8名派遣し、研修を行いました。先進的な取り組みにじかに触れ、成果や実施上の留意点について、これも理解を深めることができたと評価しております。研修に参加した教職員は、それぞれ成果を持ち帰って、参加できなかった教職員への還流も行っているところです。当別町での今後の一貫教育推進に大いに役立つものと評価をしております。また、学習の系統性を明らかにするために、小学校、中学校で9年間を通した算数、数学の系統図を作成いたしました。

この系統図の活用により、現在学習している内容が既に学習したどの部分と関連し、今後どのような学習につながっていくのかを明確に意識しながら指導することができることから、他の教科についても作成作業をしているところです。学力向上につながるものと期待しているところです。このほか、小学校、中学校が協力して6年生の中学登校を試行的にはありますが、時間を拡大して行うなど、教職員の小中の垣根を超えた取り組みができつつありますし、小中一貫教育の取り組みに対する教職員の意欲も強くなってきていると実感しています。現時点での成果と検証について主なものを申し上げます。

次に、推進組織についてのご質問ですが、基本組織となる小中一貫教育推進懇談会は年4回程度開催し、具体的取り組みを検討していくカリキュラム部会は月1回程度の開催を予定しているところです。懇談会では、小中一貫教育を円滑に、より効果的に導入するための仕組み、乗り入れ授業、教科担任制などの導入、発展方法を検討していきます。懇談会の下部組織であるカリキュラム部会では、各教科のカリキュラムの作成といった具体的実践のための検討をしていきます。このカリキュラム部会で検討された内容につきましては、懇談会での検討に反映させていくということになっております。

次に、コミュニティ・スクールについてのご質問ですが、コミュニティ・スクールは地域とともにある学校づくりのための有効なツールであります。学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育を実現させる取り組みです。よりよい教育として期待できる成果は、子どもにとっては学びや体験活動の充実、自己肯定感や人を思いやる気持ちの育成、地域の担い手としての自覚の高揚などがあります。学校教職員にとっては、地域の人々の理解と協力を得た学校運営ができる。地域人材を活用した教育活動が可能となる。地域の協力によって子どもと向き合う時間が確保できるなどが考えられます。また、保護者にとっては学校や地域に対する理解が深まるとともに、地域の中で子どもが育てられるという安心感、保護者、地域の人々との人間関係の構築などが考えられます。地域の人々にとっては、みずからの経験を生かすことで生きがいや自己有用感につながりますし、学校を中心とした地域ネットワークの形成なども期待できるところです。このようにコミュニティ・スクールは多くの人々がかわるところから、地域が学校を支える、学校が地域を支えるといった双方向での成果が期待される取り組みとも言えます。

次に、学力の二極化、下位層の子どもたちの課題の洗い出しについてのご質問ですが、議員のご指摘のとおり、学力の二極化については今々に始まったことではなく、何年からは定かではありませんが、これまでも大なり小なり当別町でも見られてきた傾向です。しかし、平成27年度全国学力・学習状況調査では、昨年度よりも下位層に属する割合が増加してしまいましたし、下位層に属する割合が全国平均を下回っていた中学生も全国平均を上回ったこともあり、あえて二極化ということを課題として申し上げます。下位層の子どもたちのどこに問題があるのか整理されているのかとのご質問ですが、議員の見解のとおり、本人、家庭、授業など複合的にさまざまな要因が重なり合って学力が伸びないというふうに考えています。それらを踏まえて、学力向上対策として授業改善

と家庭での学習習慣の確立の観点から、執行方針の中で4点について述べました。それぞれについて目的を持って実行してまいりたいというふうに考えております。

次に、放課後学習会、土曜学習会の実績と実感についてのご質問であります。放課後学習会は年122回開催し、参加人数は延べ1,555人、土曜学習会は年16回開催し、参加人数は延べ81人となっております。実感として効果があったと捉えているかのご質問ですが、自主的に学習に向かわせるということではできていると考えております。学力向上への効果については、継続的に実施する必要があると考えておりますので、もう少し時間が必要であるというふうに考えております。

次に、土曜授業実施に向けての検討はされないのかのご質問ですが、これにつきましては既に校長会に検討するよう指示をしているところであります。

次に、豊かな心の育成とコミュニティ・スクールとのかかわりについてのご質問ですが、コミュニティ・スクールは先ほど述べたとおり、学校、家庭、地域が一体となってよりよい教育の実現に取り組むためのツールです。この取り組みを実践する中で、子どもの規範意識や社会性、自己肯定感、地域社会とのつながりや支え合いの心など、豊かな心の醸成につながるものと考えております。

次に、道徳教育において現場の検証結果、指導担任の評価、学識経験者の意見等を踏まえて平成28年度につなげてもらいたいとのことですが、私は教育長として各学校の授業、学校行事、部活動等、学校現場を見てまいりました。その感想を申し上げますと、どの学校も授業は整然と行われておりますし、運動会、学芸会、学校祭などの行事も感動を呼び、子どもの成長がよくわかる意義深いものばかりでした。挨拶も非常によくできております。いじめにつきましても重大事案は発生しておらず、いろいろな意味で先生方の指導が子どもたちに浸透しているということを実感しております。これらのことから、道徳教育は学校教育のあらゆる機会を通して行われるべきものであるという教育委員会の方針に各学校が応え、成果を上げていると私は評価をしています。しかしながら、各学校とも課題のあることは事実ですし、学校の取り組みにこれでよいということは決してありません。計画、実践、反省、評価、そういうサイクルを繰り返し、よりよいものを目指していくというのが学校の姿ですので、山田議員の言われる平成27年度の検証、評価を踏まえて平成28年度につなげるということについては私は全く同じ意見であります。また、学識経験者の意見を踏まえてということに関しましては、各学校の学校評議員や外部評価委員から意見を聞き、経営計画に取り入れるという仕組みができておりますので、それを十分に活用してまいりたいと考えております。

次に、新たな生涯学習プログラムの実施における親力つむぎ事業の内容と評価、学びカフェの具体策についてのご質問ですが、親力つむぎ事業と学びカフェは北海道教育委員会指定事業として当別町で取り組んでいる事業でございます。両事業ともに家庭の教育力の向上を目的としております。親力つむぎ事業で実施した事業の主な内容は、通学合宿に参加した子どもの保護者を対象とした子どものインターネットやスマートフォンの利

用などをテーマにした勉強会などを6回開催しております。そのほかに、乳幼児がいる親子と中高生のジュニアリーダー、小中学生の保護者、高齢者の方が参加した異世代交流座談会を1回、乳幼児の保護者を対象とした子育てに関する意見交換会を主とした座談会を1回開催しております。親力つむぎ事業の評価ですが、教育委員会としては参加者相互の情報交換ができたこと、参加者に対して子育てに関する新たな気づきを提供できたこと、子育て経験者から貴重な体験談を聞く場を設けたこと、中高生に対し学校生活で体験できない乳幼児と触れ合う体験をさせられたことなど、家庭の教育力向上に有意義な事業であったというふうに評価しております。課題としては、参加者の増ということと父親の出席ということが挙げられます。

これらの評価と課題を踏まえて、平成28年度に北海道教育委員会の指定を新たに受け、学びカフェを実施します。学びカフェは、カフェのように誰でも気軽に立ち寄れる場所を目指しているところから、学びカフェというふうに命名されています。具体的な事業の内容につきましては、子育てに関する悩みや相談について指導、助言するナビゲーターを新たに養成し、そのナビゲーターを中心に乳幼児のいる親子等を対象に子育てに関する悩み相談や参加者相互の情報交換を行う座談会を月1回程度開催する予定であります。詳細につきましては、北海道教育委員会と協議しているところであります。

最後に、組織見直しについての決意であります。執行方針でも申し上げましたとおり、教育、福祉等の各分野の連携をさらに推進し、教育支援、子育て支援施策の効果を最大限発揮してまいります。幼児期の教育は、小学校以降の生活や学習の基盤となります。大事なものは健康な心や体、自立心、人とかかわる力、思考力の基礎、言葉の習得など、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を保護者、幼稚園、保育所、小学校、中学校で共通理解を図りながら具体的取り組みを進めていくというのが私の考え方です。これまで小学校入学前に子どもの情報共有は行ってきておりますが、今後も関係機関の協力を得ながら幼保小中の連携をより進めてまいります。

以上、会派新風、山田議員の執行方針に対する質問の答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で会派新風、山田君の質問を終わります。

休憩いたします。引き続き1時まで休憩いたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、会派清風、稲村君の質問であります。持ち時間は30分です。

稲村君。

○9番（稲村勝俊君） 議長のお許しをいただきましたので、会派清風を代表して、平成

28年度の町政執行方針について町長に対しまして4点質問させていただきます。

3月2日に行われました町政執行方針では、町長就任以来2年7カ月経過の中でこれまで掲げてきた4つの重点施策を当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定し、当別町の課題解決に向けた未来への方向性を示したものと受けとめています。世界中のさまざまな情報が拡散し、誰にでも瞬時に伝わり、その影響が身近に及ぶことや戦後の人口の波による少子高齢化、経済成長の結果の人口減少の影響など、これまでの視点では対応できない大きな変革期にある中、現在町長は視点を変えれば未来が変わると、これまでの経験を生かされ、町の発展のために貢献、努力をされていますことに高く評価をさせていただき、改めて敬意を表します。私たち会派清風も、町長、教育長と議員として意見を交わしながら、ともに最良の方向を見出し、さらなる町の発展を願い、質問に入らせていただきます。

初めに、産業力の強化に係る施策の展開について伺います。当別町の強みである高品質、多品目の農産物の生産や将来の6次産業化を見据えた中で、農産物の加工を担う食品産業、特に加工、製造等が可能な企業を誘致していくことは今後の町の産業発展には欠くことのできない取り組みと私も強く認識しているところです。町長は、就任当時より自身の過去のキャリアを生かし、積極的にトップセールスに取り組み、各分野の企業に働きかけを行っており、当別の特性を売り込んできていますし、去年は農産物の取引も含め、農協とともに一緒に企業訪問をされたと聞いております。このことは、過去には余り例のない取り組みであり、まさに経済団体と連携を持ちながらの誘致活動と思います。その取り組みをさらに強固なものにするため、新年度からは町、北石狩農業協同組合、当別町商工会の3者で（仮称）企業誘致推進協議会を立ち上げ、官民協働により町を挙げた企業誘致活動に取り組む姿勢の確立と捉えております。近年の北海道への企業進出は、北海道の豊富で良質な食資源、自然災害のリスクの少なさ、北海道新幹線開業により、昨年上半期では道南、道央、道東エリアに24社の道外企業の進出があり、業態では食品工業、データセンター、コールセンターなどの進出は見受けられますが、いまだに不安定な社会経済情勢から、体力のある企業の誘致は難しい状況にあると考えています。そのような中で、これまでの取り組みを踏まえ、新たな企業誘致推進協議会ではこれまで同様に業種を絞って職の拠点づくりを目指し、定住化促進、雇用の促進に結びつく誘致活動になると想定されますが、町長の描いている企業誘致推進協議会の活動内容、体制の構築についての考えをお伺いしたいと思います。

また、企業誘致するためには、情報の収集など外部の動向を確かめることも大切ですし、企業誘致の活動の中では誘致する地域も一定の方向性を持っていないかならないと思います。将来を見据えた中で一体的な整備が可能な地域の選定も必要と考えます。企業誘導ゾーン、道の駅建設周辺、当別町版C C R Cの推進想定地区エリアなど、総合戦略では示されていますが、将来の産業形態を想定した企業誘致活動が必要と考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、町内での新たなビジネス創出推進のため当別町創業支援事業計画を昨年12月に策定されたとのことであります。町外からの企業誘致も重要な施策ですが、町内での新たな創業、起業をコーディネートしていくことも大切な取り組みであり、町の活性化の一端となり、産業力の強化につながると考えております。当別町商工会では、昨年北海道内商工会、商工会議所の中でもいち早く国、経済産業省から商工会が進める経営発達支援計画の認定を受け、国の全額補助による伴走型小規模事業者支援推進事業が採択をされ、事業を実施しているとのことです。特に従業員5人以下の小規模事業者の経営持続化に向けた支援、特産品セミナーの開催など実施されていると認識しております。また、新たな創業支援に向けたセミナーでは、町内外から13名の参加があり、飲食関係、介護福祉関係、小売業などの開業に向け、準備段階のあり方、実際に起業された方の体験談、資金面の方策等、熱心にお話を聞いていた様子や1名の方が開業されたと開催者から伺っております。このことは、町長がこれまで進めてきた積極的な政策が徐々に各団体等に浸透してきていると考えますし、危機感を持った意欲のある団体、事業所、町民が新たな経営のあり方を追求しようとするあらわれと考えます。そこで、当別町が主体となる当別町創業支援事業計画で定める目標の実現化に向けて、商工会との連携のあり方、どのような当別町らしい支援策を検討し、実施していくのか、またインキュベーション施設の検討など新規創業を目指そうという機運の高まりをどのように取り進めようとするのかお伺いいたします。

次に、エネルギー地域拡散型都市の形成、施策の展開について伺います。再生可能エネルギーの導入による施策の展開について、町民主導による勉強会などが立ち上がり、可能性を検討しながら実現に向けて取り組む姿勢は、町民の方々や各団体の機運の高まり、意識の変化を感じています。町内には活用できる資源要素はさまざまな分野にあると考えています。特に木質バイオマスの活用について既に体育館の暖房用として木質ペレットを燃料とするボイラーを導入したところであり、このような事例が効果をもたらし、町全体に少しでも二酸化炭素排出削減という認識が高まることを期待しております。当別町は、域内面積の約60%が森林であり、資源活用に向けては良好な地域環境と考えます。町内の地域資源を利用しての地材地消に取り組む方向性と考えますが、森林の機能で考えるとサイクルのないいわゆる循環型機能が大切な要素であり、森林は多面的機能を有し、特に北海道有林、町有林の大部分は水源涵養保安林として行政指定を受けており、国土の保全、治山治水、私たち農業者にとっても大切な水資源を生み出す貴重な財産です。今後も適正な森林整備計画のもとで木質バイオマスの活用が成り立つと考えているところです。現在導入可能調査を行っているとのことです。将来的に長期スパンのもとに国有林、道有林、町有林、私有林にある広葉樹、針葉樹などの天然林、人工林の計画的な間伐材事業及び造林事業を並行して進め、再生可能エネルギーとして将来にわたって活用できる地域循環を構築し、確立する必要があると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

バイオマス産業都市構想については、バイオマスタウン構想の発展高度化したものです。平成25年度から国の関係7省庁が共同して推進していますが、構想が選定されるには相当

難易度が高いと聞いています。例えば一昨年の南幌町の稲わらペレットによる取り組みは、残念ながら不採択になったそうですが、農水省の選定委員会の講評を見ると、独自性のみでは難しいと思われ、木質バイオマスによる地域循環を目指すだけではハードルが高いと考えます。27年度選定地域となった姉妹都市の大崎市においては、間伐材による熱利用、家畜排せつ物によるバイオガス、廃食油の活用、ヨシのペレット燃料化など、地域のあらゆるバイオマス資源を活用する多様性が見られます。そこで、町長の考えるバイオマス産業都市のあり方や思い描くイメージはどのようなものかお伺いいたします。

また、バイオマス産業都市にチャレンジすることによるメリットについて町長の考えをお伺いします。

次に、町に人を呼び込む定住、交流の促進に係る施策の展開について伺います。今年度末に公共施設等総合管理計画策定をもとに、町施設、社会資本の更新時期等の状況把握から更新、統廃合、長寿命化、施設除却を計画的に進めるとあります。進めていくには公共施設等の利用需要を的確に見込み、十分な情報提供や議論に配慮しつつ、施設の統廃合や適正配置を進めることが必要と考えます。人口減少が進み、一般的には個人住民税の納税義務者が減り、税収が減ります。また、基準財政需要額の算定で人口が測定単位とされていることが多いことから、一般的には人口減少により歳入規模は縮小していきます。自治体にとって右肩上がりの時代から20年余り経過しました。また、少子高齢社会が進展し、社会保障の経費、民生費、扶助費が増加しています。そのような中で、いかに住民サービスを確保していけるかが問われています。自治体財政に生じているさまざまな変化が大きな時代の流れとして長期継続するものと考えています。自治体財政運営は、より住民に開かれた参加型のものとなり、あれもこれもから、あれかこれか、負担はどうするかなど多様な課題を解決するための質の高い施策形成が求められていると考えます。役場庁舎や学校施設など老朽化が著しい施設のあり方を整理し、建てかえや新設については将来構想も視野に考え方をまとめるとあります。特に老朽化が著しく、喫緊の対応が望まれる当別中学校校舎、重い負担が課題の水道管の更新など、大規模事業の実施時期の調整、施設の統廃合を含む公共施設等のマネジメントが必要と考えます。計画策定において財源との突き合わせ、収支の調整を図り、現在から計画的な取り組みを確実に実施していく必要があります。こうした財政的な見直しをするに当たっては、政治的決断、町民との合意形成が大切と考えます。計画策定の目的と効果、対象施設、検討組織、更新等の費用の試算、財源の見込みについて伺います。

以上を申し上げまして清風を代表いたしましての質問を終わらせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 稲村君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 現在進めています町政に一定の評価をいただきまして、職員を代表いたしまして御礼を申し上げます。

会派清風、稲村議員の執行方針に対する質問にお答えいたします。

初めに、（仮称）企業誘致推進協議会についてですが、これまでの企業誘致の取り組みは執行方針、食の総合拠点づくりプロジェクトの説明でも申し上げましたけれども、この町の高品質な農産物、大消費地に隣接する立地性、国道337号の交通インフラをセールスポイントに、企業との面談や企業が求める条件、要望の調査、企業立地につなげる原材料となる農産物の供給を行う等々進めてまいりました。また、北海道銀行3自治体共催ビジネスセミナーや北海道主催の企業誘致セミナーへ参画するなど、誘致活動に取り組んでまいりました。ただ、残念なことに企業誘致はいまだ実現をしておりません。しかるに、この町の高品質な農産物並びに加工品は物産展での販売、あるいはふるさと納税を見ていただいてもわかるように全国の消費者に認められてきております。工業団地を持たない当別町といたしましては、町、農協、商工会の3者が一体となり、加工原料となる農産物の生産、既存インフラの活用を検討する等々で誘致を目指す個々の企業ニーズに対する柔軟な対応とそれぞれの団体が有する人脈を生かすことによって強力に誘致活動を進めていく、このために今回協議会を設立しようとするものであります。私が最も大事だと思うことは、当別町が一丸となって企業誘致を行っているという姿勢を見せることだと考えております。

将来の産業形態を想定した企業誘致活動にかかわるご質問ですけれども、町が最も得意とする分野、これは農業であります。その農産物の食品製造加工業、その流通にかかわる企業誘致が最も可能性が高いと考えております。誘致する地域についてでございますけれども、これは議員ご指摘のとおり一体的な地域の整備というものが必須であることは間違いありませんが、誘致企業の事業内容によっては必ずしも我々の想定どおりにはいかないケースもあります。要は企業にとって事業が成り立つ条件を有した地域を提供する。これが企業誘致を実現する鍵と私は考えております。

それから次に、当別町創業支援事業計画についてですが、当別町はことし1月、産業競争力強化法に基づきまして、創業支援事業計画を策定して国の認定を受けました。これによって、創業希望者は国の創業支援補助金あるいは信用保証枠の拡大、また会社を設立する際の登録免許税の軽減措置、こういった優遇措置が受けられるようになります。したがって、創業に非常に有利な環境の整備ができたと思います。町としましては、商工会及び金融機関と連携を密にして情報の共有に努めるとともに、相談窓口体制を充実して国などの示す支援策の積極的な活用を促しながら、また議員おっしゃるインキュベーション施設のこういったものも視野に入れて、創業希望者のニーズに対応した効果のある支援に心がけてまいります。

次に、バイオマスに関する質問にお答えいたします。まず、木質バイオマスについてですが、これも稲村議員ご指摘のとおり、将来にわたって活用できる地域循環の構築が絶対必要であります。造林事業、それから間伐事業、これらをまず町有林、民有林から計画的に始め、将来は道有林、国有林も含めた事業展開が必要だと考えております。

バイオマス産業都市のイメージに関する質問ですが、私は地域におけるエネルギーの地産地消、エネルギーの地域循環の構築、これが重要である。ひいてはエネルギーの供給基

地を目指す、就任当初から私は述べてまいりました。議員ご指摘のバイオマス産業都市に認定されるのに非常に難易度が高くて簡単ではないのはおっしゃるとおりでございます。国のバイオマス産業都市のコンセプトに合致させる必要があります。国のコンセプトというのは、地域の原料生産から収集、運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムの構築、また地域の特色を生かしたバイオマスを活用、そして環境に優しく災害に強い町を目指す、こういったものがそろっていませんとなかなか認定は難しいようです。我が町は、木質バイオマスのみならず、廃棄物系のバイオマス、また既に取り組んでおりますコミュニティバスBDF、こういった町全体にあるバイオマス資源をフルに組み合わせることで当別町の持つ多様性をセールスポイントに、経済波及効果を加えて構想を組み立てていくつもりであります。

バイオマス産業都市のメリットについてというご質問がありましたけれども、この産業都市に認定されますと農水省を初めとする関係7府省の補助メニューからの財源獲得、関係機関からの協力、支援、さらには民間企業の参入ということになってきますので、大きなメリットが期待できるというふうに考えております。

次に、公共施設の総合管理計画についてのご質問ですが、全国的に地方公共団体の公共施設の利用需要が変化していくことが予想されることを踏まえて、公共施設などの状況を把握し、長期的な視点を持った総合的かつ計画的な管理の推進のために、総務省から各地方公共団体へ公共施設等総合管理計画の指針が通知されました。当別町では平成28年3月末、ことしの3月の計画策定に向けて全ての公共施設の固定資産台帳の整備と現在の施設の状態について一元化して調査を実施しております、今年度中に公共施設の最適な配置の基本方針を示します公共施設等総合管理計画を策定いたします。その目的と効果でございますけれども、計画の主な目的と効果、これは公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化、こういったことを計画的に行うことによって財政負担の軽減あるいは平準化を図り、公共施設等の最適な配置を行うことによって地域社会の実情に合ったまちづくりに活用いたします。対象施設は、役場庁舎あるいは教育施設など270施設と道路や橋梁などを対象にすることになります。検討組織でございますけれども、平成28年度において役場内の関係部署による公共施設の検討委員会を開催して議論をし、考え方をまとめてまいります。更新の費用については、現在各施設ごとのコストを試算する作業を行っております。財源の確保、これは大変なのですが、財源については本計画を策定することによって取り壊しに係る費用について地方債の充当が可能となるのが国から示されておりますので、地方債を含めた財源を組み合わせることが想定されます。また、最近ではPFIというのも各自治体で利用されておりますので、その検討もしていくこととなります。

以上、会派清風、稲村議員の質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 以上で会派清風、稲村君の質問を終わります。

次に、鈴木君の質問であります。持ち時間は10分です。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日本共産党の鈴木岩夫でございます。議長の許可がありましたので、平成28年度町政執行方針並びに教育行政執行方針に対する質問をいたします。

初めに、入院に係る助成について、現行の小学校から高校卒業まで対象年齢を思い切って引き上げるとともに無償化とすることを評価いたします。さらに、通院に係る助成については、3歳から小学校入学までの世代におけるほぼ全ての世帯が初診時一部負担金のみで受診できるよう制度の拡充に踏み切ったことも評価いたします。また、北海道内どこの医療機関を受診した際にも原則窓口での立てかえ払いがなくなる措置を講じることも評価いたします。

ところで、国は現在子ども医療費助成に係る国庫負担減額調整措置を行っています。28年度より当別町が実施する事業に対して国がペナルティーをかけてきても事業を進める考えなのかどうかを伺います。

あわせて、子ども医療費助成に係る国庫負担減額調整措置の廃止を国に求めていくべきと考えるが、町長の考えを伺います。

全国的には小学校卒業まで医療費の無料化の実施自治体は8割を超え、中学校卒業までは6割を超えています。当別町でさらに充実させるにはどうしても国の責任で医療費の無料化が必要です。ぜひ国に対して無料化を求めていくべきと考えるが、町長の考えを伺います。

次に、道の駅建設について伺います。新年度の町政執行方針では、新年度の補正予算で計上予定である道の駅本体の建設事業費を含めると新年度の戦略推進事業費はトータルで10億円を超え、一般会計総額における比率も10%を超える規模となりますとあります。しかし、多くの町民の皆さんは、新聞報道で知った道の駅建設関係の新年度予算に2,000万円しか計上されていないことに疑問を持ちます。なぜなら、たしか建設費は10億円で、スケジュールでは来年9月開業のはず、建設に着手しなくて間に合うのだろうかと思うからです。当初の説明では、農水省を初め、各省庁や道の助成を受けて町の持ち出しを極力少なくするということでした。しかし、今農水省からの助成が計画どおりに進まないという現実に直面しています。もちろん来年9月開業を目指して関係省庁と折衝努力しています。こういうときこそ、町民に対する情報公開、説明責任をしっかりと果たし、町民の声に耳を傾けることが大事ではないでしょうか。道の駅本体の建設事業の経過説明、今年度の補正を含めた事業内容、事業完了までの工程を伺います。

続いて、教育行政執行方針に対する質問を行います。私たちは、早くから国を初め道、町に対して30人以下学級の実現で行き届いた教育をと声を届けてまいりました。今回学力向上のための町独自の教員の増員、特別支援教育支援員の増員とはいえ、子どもたちにとって、先生方にとって大きな助けになることは間違いありません。評価をいたします。ベテラン教師の子どもをつまづきを発見する力と解決のための指導技術、若い先生の情熱がうまくコラボして、学習のつまづきで困っている子どもが先生方の支援でわかる楽しさ、

できる楽しさを実感し、学校って楽しい、みんなで勉強することは楽しいと思えるようになるれば、今学校が抱えている課題の多くは解決するのではないのでしょうか。

次に、豊かな心の育成に当たって芸術鑑賞を復活実施することを評価いたします。日本の教育のすぐれているところは、学習だけでなく学校行事や生徒指導、道徳といった豊かな心の育成も担っているところにあると思います。地方自治体の財政危機の中で、芸術鑑賞の機会が削減されてきた経緯があります。そんな中、芸術鑑賞を復活実施すること、また継続して取り組むことも盛り込まれました。評価したいと思います。一つの会場で皆がそろい、一つの作品を鑑賞し、思いを共感したり、会場の雰囲気を感じたりすることは人格形成にとってかけがえのない貴重な体験となります。

学校給食において食物アレルギーに関する事故が教育委員会、学校、家庭との連携により一件も起きていないことに敬意を表します。今後も事故が起きないように、教育委員会、学校、家庭との連携をより一層図られ、取り組まれることをお願いするものです。学校給食は、体の成長のみならず、豊かな心の育成に当たっても重要な役割があると執行方針ではうたわれ、その取り組みを充実するとあることを評価いたします。しかし、今学校給食において各自治体が行っている地産地消の推進にT P Pが黄信号、赤信号を点灯するのではないかと心配、不安の声が関係者から出ています。T P Pの批准承認で学校給食において各自治体が行っている地産地消の推進に影響がないのかどうかを伺います。

最後に、社会教育施設の指定管理者制度導入について伺います。総合体育館や白樺コミュニティセンターは、災害の際避難施設として重要な役割を担っています。住民の命や暮らしを守るという観点から考えたとき、民間活力を生かした指定管理者制度の導入で本当に行政の役割を果たすことができるのかを教育長に伺います。

また、災害の際には具体的にどのような内容、体制で行政の役割を果たすのかを伺います。

以上であります。

○議長（後藤正洋君） ここで答弁調整のため10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時39分

再開 午後 1時52分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

鈴木君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 答弁調整のお時間いただきましてありがとうございました。

鈴木議員からの執行方針に対する質問にお答えいたします。

ただいま議員より新年度における乳幼児等の医療費助成の制度拡充に対して高く評価を

いただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。

子ども医療費助成に係る国庫負担金減額調整があっても制度拡充を実施していくのかとのご質問ですが、子ども医療費助成に係る国庫負担金減額調整、これは国民健康保険制度における国庫負担金、それから調整交付金減額調整のことを指すものと思われますけれども、今回の制度拡充に係る影響額は極めて少額であると試算しておりますので、仮にいわゆるペナルティーが課せられたとしても、子育て世帯の経済的支援の観点からこれは実施していくという考えに変更はございません。

それからまた、子どもの医療費助成については国が取り組むべきであり、国に対し要望していく考えはあるのかとのご質問ですが、議員ご発議のとおり、本来であれば国の少子化対策や社会保障制度の考えのもとで全国一律の制度として実施されるべきものであると私も考えます。それから、子どもの医療費助成に関する問題は、実は既に全国町村会を初め、全国市長会あるいは全国知事会などから国に要望を今しているところでもあります。これを受けて、厚生労働省は有識者による子どもの医療制度のあり方等に関する検討会を設置しまして、昨年9月から議論が進められておりまして、この3月中に見直しに関する報告がまとめられる運びになっております。この報告によって一定の前進が見られるものと期待しておりますけれども、今後とも町村会を通じて要望を継続してまいりたいと考えております。

それから次に、平成28年度の全事業予算が計上されていない経過説明、これ道の駅です。それから、今年度の補正を含めた事業内容、あるいは事業完了までの工程についてのご質問でありますけれども、全事業予算が計上されていない経過、これは道の駅の建設費用は当初より農水省の交付金をメインとした財源構成を想定しておりました。しかしながら、農水省の交付基準の突然の変更によって再度他の省庁、北海道などの交付金あるいは基金などの組み合わせによって財源の再検討を余儀なくされてしまいました。このため、当初予算に計上していないということでもあります。時間的にもこの当初予算を計上するときまでに時間的に間に合わなかったということもございます。その後の経過で、現段階におきましては当初の想定まではいかないまでも、一定の財源のめどがつかしましたので、予定どおり事業を進めることが可能になっております。

それから、今年度の補正を含めた事業内容、それから事業完了までの工程についてですが、今後道の駅本体の建設事業費の補正予算を6月までには上程し、8月から建物の建築、造成に着手、そして平成28年度末までに完了させる計画で進めております。翌年の29年度には建物内部の内装だとか什器備品の整備費用、また広場の整備費用、こういったものを当初予算に計上し、8月までに整備を完成させ、29年9月の開業を予定しております。

以上、鈴木議員の私の回答とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 鈴木議員の執行方針に対する質問にお答えします。

まず最初に、学力向上や豊かな心の育成についての新たな取り組みに対し、期待を込めた評価をいただきました。大変ありがとうございます。

また、食物アレルギーに関する事故を起こさないということはもちろんでございますが、安心、安全な給食の提供と地場製品の活用もこれまで以上に推進してまいります。

なお、質問にありましたT P Pによる影響ですが、今のところないものと捉えておりますが、今後ないとは断定できませんので、これからの推移を慎重に考慮してまいります。

それから、社会体育施設等の指定管理者制度導入後の災害発生時の避難施設についてのご質問でございますが、総合体育館と白樺コミュニティーセンターは災害発生時には避難施設に指定されております。これは、議員ご指摘のとおりでございます。このことは、指定管理者制度が導入されるということであっても何ら変わることはありません。災害発生時には当別町地域防災計画に基づきまして、町防災部局と教育委員会、指定管理者が連携をとり、避難施設を開設することになりますので、住民の命、暮らしを守る観点から行政として重要な役割を果たせるものと考えております。

以上、鈴木議員の執行方針に対する質問の答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 以上で鈴木君の質問を終わります。

次に、島田君の質問であります。持ち時間は10分です。

島田君。

○14番（島田裕司君） 平成28年度の町長、教育長の執行方針に対する質問を行いますが、私は会派をつくっておりませんので、10分しか時間がないということで、早口になると思いますけれども、大きく4つの項目について質問に入ります。

まず、道の駅に関することについてお伺いをいたします。宮司町長は、重要施策の一つである道の駅本体工事を、約1年おくれたわけですが、ことしの6月には計画どおり着工するとこれまで議会で説明をしております。国の重点道の駅にまで指定されたこの道の駅計画は、町広報等により工事概要や完成イメージ図など広く町民にも知られ、大いに期待されているところであります。しかしながら、残念なことに鈴木議員も申しておりましたけれども、平成28年度の当初予算では建設費が計上されておりました。幾ら補正予算で計上するとはいえ、新年度で議会や町民が最も関心のある道の駅本体工事の事業予算が計上されていない。建設の総額も示されない。このような状態での町長の28年度町政執行方針と新年度予算の提案の仕方は、これまでの当別町議会では私は経験したことがないほど異例な事態だというふうに思っております。このような提案になったのは、さまざまな外的な特殊要因があったことは今の鈴木議員の答弁で一定の理解はできますが、少なくとも新年度の執行方針の表明の前にその経緯については丁寧に議会に報告すべきではなかったかと思えます。もちろんこれは町民に対しても同様であります。これら一連の件について、まず町長の見解をお伺いしたいと思います。

あわせて、道の駅に係る事業や関連する予算の提案方法についてお伺いいたしますが、複数の省庁の補助金や地方創生絡みの補助金の活用であったりとこれまでも小間切れの提

案が数多く、道の駅事業全体を一体的に議会で審議しづらい状況であります。道の駅事業、国の補助制度がそうかもしれませんが、議会には工夫して提案していただきたいと思いますが、この件についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

次に、東日本大震災から5年を迎え、町長の脱原発に対する考えについてお伺いをいたします。国は、今北海道を再生エネルギーの基地にしようと計画をしております。町民には賛否両論あるでしょうが、宮司町長は当別町を再生エネルギーの町にするため、太陽光パネル設置や地熱活用など、国の補助制度を有効に活用し、実践してまいりました。また、町長はこの3月定例会所信の中で、再生可能エネルギー活用推進条例を提案し、再生エネルギーの導入と省エネルギー推進を今後とも進める意欲を示しております。5年前の2011年3月11日、東日本大震災が発生し、大津波と福島第一原子力発電所の事故により1万8,000人を超えるとうとい人命が奪われ、何十万の人が避難をし、いまだ多くの人が避難生活を送っている状況であります。これらのことは新聞各紙特集を今しておりますので、皆様方も読まれて胸を痛めていることと思います。

そこで、万が一でもあのような福島第一原発放射能漏れ事故が一度発生してしまうと本当に収束できないことを日本国民は教訓として学んだはずであります。ドイツのメルケル首相は、福島第一原発事故を受け、原発の全廃を20年も前倒しし、2022年までにドイツ国内の原発を停止することに決めました。私も福島第一原発事故以来、原発の再稼働については反対の立場であります。北海道電力泊原発は、2012年5月より定期検査のため現在停止しておりますが、北電は2017年度中の再稼働を視野に入れているとも言われております。

当別町は原発30キロ圏内ではありませんが、泊原発が万が一でもあのような放射能漏れ事故を起こしたら、少なくとも北海道ブランドは一瞬にして消えてしまうこととなります。今回再生エネルギーの活用推進を条例化し、広く宣言する町として、当別町長は脱原発社会を目指し、原発の再稼働については国、道に対し反対の意思を表明すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

次に、小中一貫校について教育長にお伺いをいたします。先ほど山田議員からも一貫教育について質問がありましたけれども、私はどのように一貫教育を実施していくかという観点から質問をさせていただきます。平成29年度より分離型の小中一貫校の実施ということですが、分離型で本当に一貫教育の成果が期待できるのか、まずお伺いをいたします。

小中一貫校は、スタート当初は分離型でいき、目指すのは一体型だというふうに私は思っておりますが、もしそうだとしたら、教育委員会がそういう考えだとしたら、どのようにして小中一体型の一貫教育を今後目指していくのかをお伺いいたします。

また、学校の適正配置という考えから、本町地区、西当別地区、それぞれ一体型の小中一貫校を将来的に配置するという考えなのかどうかを最後にあわせてお伺いをいたします。

最後の質問といたしますけれども、最後に図書館の設置についてお伺いをいたします。行政執行の中で公共施設の総合管理計画をもとに役場庁舎や学校施設など老朽化が著しい

施設のあり方を整理し、特に建てかえや新設については小中一貫校や図書館、町の歴史に関する施設などは将来構想を持って新年度中に考え方をまとめるとあります。ことしの1月20日、町民から出されております図書館設置に関する要望、陳情案件を総務文教常任委員会で審議した際副町長より、図書館を考えると、町として既存の施設を再利用というより、新設しかないのではないかと初めて考えが示されました。あわせて、図書館設置については後戻りしないとの共通認識を持ったところであります。改めて設置の時期を含め、図書館の設置について、町長からこのことについての考えをお伺いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） 島田君の質問に対する教育長、町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 島田議員の執行方針に対する質問にお答えいたします。

初めに、道の駅についてであります。まず28年度の当初予算で建設費が計上されていない一連の経緯についてのご質問であります。これは、鈴木議員の質問でも答弁をいたしましたとおり、農水省の交付基準の突然の変更によって予定した財源が確保できなくなったためであります。地方創生の動きも踏まえて、内閣府を初め、農水省、総務省、経産省、国交省、道庁等々、財源確保に向けた打ち合わせに私自身も新年早々から今日に至るまで奔走してまいりました。また、各省庁からの回答もなかなか満足できるものではなかったため、結果的に当初予算の編成時期までには予算化のめどが立たなかったものであります。このように不測の事態の対応に思いのほか時間をとられましたし、また加えまして加速化交付金の獲得作業も同時並行、期限が限られておまして、同時並行してやらなければいけない、そういった作業となりました。こういった時間的制約もある中での作業でしたので、議会への対応が十分にできなかった経緯があります。この点をご理解をいただきたいと思っております。最重要施策を当初予算に盛り込むことができなかったことについては、私自身じくじたる思いであることを申し添えておきます。なお、幸いにもここに来て、当初の想定にまで完全には達していないのですけれども、一定の財源のめどが見えるまでにたどり着きましたので、予定どおり事業を進めることが可能であることが見えてきております。

次に、道の駅に係る事業や関連する予算の提案方法について小間切れの提案が多いと、議会には工夫して提案していただきたいとのご要望でありますけれども、これは大規模事業でもありますし、失敗の許されないプロジェクトでありますので、何事を進めるにも慎重かつ念には念を入れて、言うならば一步後退二歩前進と、こういったことを繰り返しつつ進めていますので、なかなか一度にまとめた提案がしがたい、こういった点も議員にはご理解をいただければと思っております。

それから、道の駅の本体工事の補正予算の計上時期、工事内容と予算規模、また本体工事の着工と完成が計画どおり進むのかというご質問ですけれども、予算規模は現時点では実施設計でお示した額の想定としております。そのほかのご質問につきましては、先ほど鈴木議員の質問に答弁をいたしましたので、省略をさせていただきます。

次に、原発の再稼働に対する私の考えについてのご質問でございますけれども、東日本大震災では原子力発電の安全神話が崩れて、5年を経過した現在においても議員おっしゃるように福島原発周辺は人が住めない地域となっています。一方北海道は、食料自給率約200%を誇る日本の食料供給基地という使命を帯びております。このことから、絶対に事故があってはならないものであります。先ほど島田議員も触れられましたけれども、地震国ではないドイツでさえメルケル首相は日本の原発事故から学べるがあると言って、脱原発を2022年に前倒しすると宣言し、そして加えて再生可能エネルギーの導入を加速させ、2015年時点、去年ですね、電力供給の30%を再生可能エネルギーで賄っています。この決断の背景にあったのは、私は国民の圧力であったと思います。それから、アメリカでもこの5年間で風力発電量を3倍にふやしました。福島の事故以降急速に加速しました。2030年には全米の発電量の2割を風力発電で供給する計画となっております。シェールガスというものを持ちながらもこういった対応をしています。事ほどさように地震国でもあり、世界で唯一の被爆国であるこの日本が今行っている対応、日本の政府の現在の対応には私も首をかしげるものであります。私は、原発の再稼働については国、道に反対意志を伝えるまでもなく、住民の生命と財産を守る立場としてこれを脅かすものには絶対反対であります。原発あるいは中東情勢などにも影響を受けない社会にしていく、その明確な答えが再生可能エネルギーの導入なのであります。

次に、ちょっと前後しますけれども、図書館の件、これは私のほうへのご質問なので、回答いたしますが、図書館の設置に関する考え方は副町長の説明どおりで、全く変わりはありません。これは他の公共施設と複合施設を考えておりますので、時期については現時点では明確に申し上げられません。それだけご理解をいただきたいと思っております。

以上、島田議員の執行方針に対する質問の答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 島田議員の執行方針に対する質問にお答えします。

最初に、分離型で一貫教育の成果が期待できるのかとのご質問であります。小中一貫教育に関する取り組み基本方針にありますように、当面の間現在設置されている小学校と中学校の間で分離型による一貫教育を実施します。そこでは、9年間を見通したカリキュラムを実施しますし、小学校での一部教科の担任制、乗り入れ授業、児童生徒交流、教員交流など、一度に全てを行えるわけではありませんが、実施する計画であります。それらによって学力向上あるいは生徒指導など多くの成果を出せるというふうに考えております。既に実施している全国の自治体から分離型における成果発表ということが行われているという事実もございますので、それらを参考にしながら進めてまいりたいと思っております。

次に、どのようにして一体型一貫校を目指していくのかとのご質問であります。町内の小中学校は建築から50年を迎えようとしている施設もあり、随時補修を行っておりますが、大変老朽化が著しい状況であります。教育委員会としては、できるだけ早い時期の建設を希望しているところですが、その建設とあわせて一体型一貫教育を実施したいという

ふうを考えているところです。しかしながら、そのことは多額の経費がかかることもありますが、町政執行方針にありました公共施設等総合管理計画により町部局と協議しながら進めていくこととなります。

次に、一体型一貫校は本町地区、西当別地区それぞれに配置するのかのご質問であります。教育委員会といたしましては先ほど答弁しましたとおり当面分離型で実施しますので、一体型一貫校の配置につきましては今後検討していくということとなります。

以上、島田議員の執行方針に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 以上で島田君の質問を終わります。

これで町長、教育長の平成28年度町政及び教育行政執行方針に対する質問を終わります。



◎議案第10号、議案第11号、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号、議案第25号、議案第26号、議案第27号議案第28号の上程、説明、付託

○議長（後藤正洋君） 日程第11、議案第10号から第28号は関連がありますので、一括上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま一括議題となりました議案第10号から議案第28号まで、19の関連議案につきまして、提案の説明を申し上げます。

最初に、議案第10号 平成28年度当別町一般会計予算についてであります。平成28年度の一般会計予算は、歳入歳出の総額を87億6,118万2,000円とし、対前年度では6億5,444万4,000円、7%の減となっております。ただし、前年度においては通常の予算とは性格の異なる特殊要因がありまして、国営かんがい排水事業の一括償還として約9億7,000万円を計上しておりました。これを除いた前年度実質予算額は84億4,446万1,000円でありまして、実質増加額は3億1,672万1,000円の増、対前年3.8%の増となります。歳入については、健全な財政運営と住民負担の公平性を確保するため、なお一層収納の強化を図り、町税等の滞納額の減少に努める一方、地方交付税についても国の地方財政計画の指針に基づき見込み額を措置し、国や道を初めとする補助金の確保に努めました。その結果、歳入について主なものを前年度予算と比較して申しますと、町税は対前年度比0.5%増の18億7,232万9,000円、地方譲与税は1%減の1億3,987万3,000円、地方消費税交付金は13%増の3億2,670万1,000円、地方交付税は0.2%減の36億4,968万9,000円、国庫支出金は1.1%増の7億236万7,000円、道支出金は6.3%増の4億9,039万5,000円、繰入金は31.3%減の3

億1,657万円、町債は62.3%減の4億4,990万円などを財源として計上いたしました。歳出を目的別に申しますと、議会費は対前年度比12.6%減の9,076万1,000円、総務費は54.8%増の9億6,059万円、民生費は5.9%増の18億10万4,000円、衛生費は3.1%減の5億6,819万9,000円、農林水産業費は69.2%減の4億5,516万2,000円、商工労働費は0.8%増の7,019万8,000円、土木費は5.5%増の10億799万9,000円、消防費は0.1%減の4億2,769万6,000円、教育費は4.7%増の4億6,472万9,000円、災害復旧費は前年度同額の5,000円、公債費は10.4%減の13億7,894万8,000円、職員費は3.2%増の15億3,179万1,000円、予備費は前年度同額の500万円であります。また、性質別では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費は38億6,908万9,000円、対前年度比3.2%減となっており、これに物件費、維持補修費、補助費等を加えた消費的経費では72億6,416万5,000円で対前年度比11.5%の減となり、予算に占める割合は82.9%であります。また、普通建設事業を含む投資的経費は2億9,052万2,000円となり、対前年度比16.7%の増となっております。

次に、議案第11号、平成28年度における当別町長等の期末手当の減額に関する条例制定についてであります。平成28年度における期末手当を町長については20%、副町長、教育長については10%減額措置をするため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第12号 当別町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議案第13号 当別町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。いずれも地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により、地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 当別町職員の退職管理に関する条例制定についてであります。地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行による地方公務員の一部改正に伴い、職員の退職管理の適正を確保するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第15号 当別町部設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。平成28年4月からの機構改革に伴い、総務部において所管していた事務について企画部に所管するため、企画部において所管していた事務について総務部に所管するため、福祉部において所管していた事務について教育委員会に所掌するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第16号 行政不服審査法の施行による関係条例の整備に関する条例制定についてですが、行政不服審査法の施行に伴い、当別町固定資産評価審査委員会条例、当別町行政手続条例、当別町情報公開条例、当別町個人情報保護条例及び当別町情報公開・個人情報保護審査会条例において所要の改正を行うため、それぞれ条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第17号 当別町行政不服審査条例制定についてであります。行政不服審査法の施行に伴い、町が行った処分等に対する審理請求人からの不服申し立て等について審

理及び手続の透明性を高めるため、有識者で構成される第三者機関を設置し、意見を聞くなどの手続が必要となることから、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第18号 当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会条例制定についてであります。まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき策定しました。当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略を総合的かつ計画的に推進するために調査及び審議を行う当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第19号 当別町手数料条例の一部を改正する条例制定についてであります。都市計画図の交付手数料を加えるため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案第20号 当別町いじめ問題調査委員会条例制定についてであります。いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づく教育委員会の附属機関として当別町いじめ問題調査委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第21号 当別町いじめ問題再調査委員会条例制定についてであります。いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定に基づく附属機関として当別町いじめ問題再調査委員会を設置するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案第22号 当別町社会体育施設等に係る指定管理者の指定についてであります。当別町社会体育施設等3施設につきまして指定管理者としてふれスポwithAMBを指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第23号 平成28年度当別町国民健康保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5,603万5,000円といたしました。歳出の主なものは、保険給付費13億9,787万円、後期高齢者支援金2億5,714万6,000円、共同事業拠出金6億6,987万2,000円であり、この財源といたしましては国民健康保険税3億8,729万2,000円、国庫支出金6億3,324万1,000円、前期高齢者交付金5億1,585万1,000円、共同事業交付金5億7,508万8,000円などで措置いたしました。

次に、議案第24号 平成28年度当別町後期高齢者医療特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億3,207万7,000円といたしました。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億9,873万6,000円であり、この財源といたしましては後期高齢者医療保険料1億3,571万7,000円などで措置をいたしました。

次に、議案第25号 平成28年度当別町介護保険特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億1,265万7,000円といたしました。歳出の主なものは、総務費1,586万3,000円、保険給付費13億5,935万3,000円、地域支援事業費3,606万6,000円であり、この財源といたしましては介護保険料2億8,685万6,000円、国庫支出金3億3,283万9,000円、支払基金交付金3億8,360万5,000円、道支出金2億7,497万8,000円、繰入金2億1,687万8,000円などで措置いたしました。

次に、議案第26号 平成28年度当別町介護サービス事業特別会計予算についてでありま

すが、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,675万1,000円といたしました。歳出の主なものは、総務費163万1,000円、サービス事業費6,491万9,000円であり、この財源といたしましてはサービス収入6,674万4,000円などで措置いたしました。

次に、議案第27号 平成28年度当別町下水道事業特別会計予算についてであります。歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億4,794万円といたしました。歳出の主なものは、公共下水道費4億3,084万9,000円、公債費5億1,699万1,000円などであり、この財源といたしましては使用料及び手数料1億8,700万3,000円、国庫支出金8,770万円、繰入金3億6,300万円、町債2億9,380万円などで措置いたしました。

最後になります。議案第28号 平成28年度当別町水道事業会計予算についてであります。最初に収益的収入及び支出予算について、収入予定総額を7億140万3,000円といたしました。その主なものは、営業収益4億1,794万2,000円、営業外収益2億8,346万1,000円であります。また、支出予定総額を6億8,460万1,000円といたしました。その主なものは、営業費用6億5,466万9,000円、営業外費用2,960万2,000円などあります。次に、資本的収入及び支出予算についてであります。収入予定総額を6,596万1,000円といたしました。その主なものは、企業債6,220万円、補償金312万5,000円などあります。また、支出予定総額を1億7,734万9,000円といたしました。その主なものは、建設改良費1億885万4,000円、企業債償還金6,849万5,000円などあります。

以上、議案19件につきましてよろしくご審議をいただきますようお願いをいたします。

○議長（後藤正洋君） お諮りいたします。

本案につきましては、議長を除く全議員をもって構成する平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議長を除く全議員をもって構成する平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に、委員会条例第8条第2項の規定により正副委員長の互選をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 2時37分

再開 午後 2時44分

○議長（後藤正洋君） 再開いたします。

正副委員長の互選結果が議長の手元に届いております。委員長には岡野喜代治君、副委員長には石川和栄君であります。

それでは、委員長のご挨拶をお願いいたします。

岡野君。

○平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（岡野喜代治君） ご挨拶を申し上げます。

ただいま平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会の委員長拝命を受けました岡野喜代治でございます。また、副委員長には石川和栄議員であります。本委員会に付託されました予算は、当別町の諸課題に取り組む重要な予算であります。委員会で十分に審査される中で当別町の活性化、発展に寄与されます予算となり、また執行されますよう念じながら、石川副委員長ともどもその職責を果たしてまいりたいと考えております。委員の皆様、そして町長、参与の皆様には本審査委員会が円滑に運営できますようご協力いただきますことを心からお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、就任のご挨拶にかえさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。（拍手）

○議長（後藤正洋君） ただいま設置されました平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会の審査は、議会休会中に行うものといたします。

お諮りいたします。議案審査のため、あすから3月9日までの2日間、3月12日から3月16日までの5日間を休会とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、あすから3月9日までの2日間、3月12日から3月16日までの5日間を休会とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（後藤正洋君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

3月10日は会議を開き、一般質問を行います。

本日は大変ご苦労さまでございました。

（午後 2時47分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回当別町議会定例会 第3日

平成28年3月10日（木曜日） 午前10時00分開議

議事日程（第3号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午前10時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
総務課参事	種田統君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	三上晶君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君

管 理 課 長	山 崎	一 君
代表監査委員	米 口	稔 君
教 育 委 員 長	白 井 応	隆 君
教 育 長	本 庄 幸	賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志	君
次 長	佐々木 由紀夫	君
主 幹	小 川 義 則	君
係 長	浦 島 卓	君

◎開議の宣告

(午前10時00分)

○議長（後藤正洋君） おはようございます。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

5番 秋 場 信 一 君

7番 山 田 明 君

を指名いたします。



◎一般質問

○議長（後藤正洋君） 日程第2、一般質問を行います。

質問順序は、お手元に配付しております一般質問通告一覧により順次行います。

通告1番、山崎君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。

山崎君。

○4番（山崎公司君） 皆さん、おはようございます。議長の許可をいただき、通告書に基づき、本日は教育、ふるさと納税を中心に5点の内容について質問させていただきます。

まず、1点目でございます。防災体制の強化についてでございます。あす3月11日は、東日本大震災から5年経過いたします。ちょうど私は札幌市内の事務所で仕事をしておりました。突然の揺れに机にしがみつき、外を見ますと駐車場の車が揺れておったと。すぐテレビをつけますと、津波のため車がマッチ箱のように動いておると、それですごい災害であるということと、その後東京に住んでいる娘と孫に携帯で電話しましたが、4時間以上つながらなかった。災害は、本当忘れたところにやってきます。さて、昨年9月の第5回定例会の私の一般質問の中で、災害時の業務継続計画、BCPの早急な策定を要求いたしました。優先して策定すべき6要点のうち、昨年6月に当別町地域防災計画の中で対策

を明記し、実施に移している。策定していない点は1つだけ、災害発生後の1週間までの優先業務の整理について早く盛り込むとの町長からの答弁であったと私は記憶しておりません。

その後、昨年12月25日付の新聞報道によりますと当別町は災害や停電に備えた非常用電源を庁舎に設置していないと書いておりましたが、これは事実でしょうか。

それと、策定されていなかった災害発生後1週間までの優先業務の整理についてご説明願います。

燃料、水、食料も十分に確保されると答弁されておりますが、町が具体的に何をどの程度備蓄しているのか、また非常食につきまして災害時の避難所への配給はどのように行われるのか。

町民の各家庭での非常時に備えて、町全体で共同購入するシステムはないのでしょうか。

災害時、建設機械のオペレーター、チェーンソーなどの機器を扱える人材が必要となります。災害時のためのボランティア登録や講習等を企画してはどうでしょうか。

災害時避難する際に持ち出す非常持ち出し品、災害後の自宅や避難所の生活に備える非常備蓄品、外出先での被災に備えた常時携行品など、行政も、また町民も生活を守るために冬の寒さを想定した準備が必要でございます。準備した商品は、定期的に点検し、特に食品、飲料水は賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限をチェックして入れかえが必要と思います。役場内の非常持ち出し品のリストは作成されておりますか、すぐに必要なもの、それから貴重品、応急医薬品などです。こういったことがどういうふうに作成されているか、町長にお伺いいたします。

2つ目に、18歳の選挙権について質問いたします。昨年の6月、国会において選挙権年齢を18歳以上とする改正公職選挙法が成立し、この夏7月予定の参議院選挙から18歳以上の人が投票できるようになります。さらに、有権者となる若者が選挙直前の転居で投票ができなくなる投票権の空白を解消する公選法の改正案も成立し、旧住所で投票が可能となります。選挙権年齢の引き下げは、1945年の終戦直後に25歳以上から現行の20歳以上となって以来70年ぶりの改正でございます。若者の選挙への動向が大きく注目されます。海外に目を触れますと、イギリス、ロシア、アメリカを含め世界80%を超える167カ国の地域等が18歳です。ですから、日本はその仲間入りをしたということです。今後政治参加意識を高めていく教育は重要で、学校だけでなく行政や保護者、地域住民の理解を求めながら、未来の有権者を育てる姿勢が必要と思います。さらに、未来の有権者である小中高等学校の児童生徒たちに選挙の大切さを知ってもらうために、いろいろな啓蒙が必要です。

さて、今後町内に新たな有権者は何名になるのでしょうか。

高校、大学、一般人、知的障がい者に対する周知、啓発をどのようにいたすのでしょうか。

また、今回は非常に注目される投票率です。これは当然公表されると思いますが、投票率向上に向けての具体的な取り組みについて町長の考えをお伺いします。

3つ目の質問です。全国学力テスト、学習状況の調査の結果と今後の対応についてでございます。教育委員会は、昨年11月、昨年の4月21日実施されました全国学力テストの町内の平均正答率を公表されました。結果は、小6、中3とも5科目全てで全国と全道の平均を下回ったと。各科目の正答数が全国の下位25%に入る下位層の児童生徒の割合が高く、下位層の引き下げが急務として、学力向上に向けた対策づくりに着手したと報道されております。同時に行われました学習状況調査では、小6で平日1時間以上読書する割合が23.4%と全国平均17.6%を上回ったと、中3は平均の家庭学習時間が1日当たり1時間以上と答えた生徒が52.4%に対し、30%未満の生徒は33.4%と全国平均の2倍を超え、家庭学習をする生徒としない生徒の二極化が明らかになったと報道されております。

この結果を踏まえて、各校ごとに独自に分析し、学校改善プランを点検、見直し、授業や学習指導の工夫、改善に努めていると思います。より多くの児童生徒たちが学習することの大切さや楽しみ、例えば当別の環境のよさを最大限に利用して天体観測、農業体験、トンボや虫の自然観察、鳥や草花の観察等、自然の楽しさを感じることでできる学習内容や授業改善に努め、さらに読書や展示物、発表活動などの学習習慣や環境づくりに継続して取り組むことが大切と私は思います。教職員らがみずからの責任を自覚し、専門的な指導力を高め、子どもたちが意欲的に学習を高める授業をしなければなりません。そのためにも、保護者や地域住民が共有し、一丸となって力を尽くしていく必要があります。

道内の小中学生が朝食を食べる割合が全国平均を下回っているそうです。その中で、町内の小中学校ではしっかりと朝食をとること、挨拶を交わすこと、早寝、早起きすることなどを豊かな生活を送るために日常的に現在指導されております。規則正しい生活をする習慣を心がけ、挨拶をすること、社会に出たときに必要な生活のルールやマナーを身につけることは大切なことです。早寝早起き朝ごはん運動は、日高管内日高町が1月の町議会で条例を成立させ、4月に施行されます。この運動は、子どもたちの生活習慣の確立を目指し、文部科学省や道教委が提唱されたものです。テレビの視聴時間が短く、朝食をとる子のほうが総体的に学力が高い傾向にあるとのこと。その素案を見ますと、1、保護者が18歳未満の子どものテレビの視聴、インターネットやゲーム利用の時間を適切に管理する。2つ目に、保護者は適切な睡眠時間を確保するように努める。3つ目に、自治会などは子どもたちのボランティア活動やスポーツ活動を積極的に推進することなどが盛り込まれております。規則正しい生活を推進することで学力と体力を向上させます。

もう一つの参考事例として、稚内市内の中学校在学がスマホや携帯を校外で生徒に持たせないよう保護者に働きかける取り組みを続けているそうです。スマホなどのやりとりをきっかけに生徒間のトラブルが問題化したため、スマホで人間関係が悪化した例や使い過ぎが成績低下につながることを保護者に直接呼びかける試みを始め、現実的にスマホを持たない生徒は40%から69%と全道平均22%を大きく上回ったそうです。

ここで質問でございます。石狩管内の平均正答率の足を引っ張っている町内の学力二極化の状況をどのように捉えておるでしょうか。

また、小中学生の家族が札幌に転出ケースが見られます。昨年1年間では転出が30人、転入が21名という数字ですが、先日3月2日、教育長より教育行政執行方針の中でこのような課題について既に説明をいただいておりますが、きょうは多くの傍聴者の皆様にもう一度ご説明願います。

次に、当別町の総合戦略でのKPIによりますと、2019年には道、全国平均以上に、また普通教室におけるICT器具等の整備を100%の目標としております。これを達成するためのいきごみをお聞きしたいと思います。

非行、視力低下の原因となる携帯、スマホ、インターネットの利用についてどのように指導されておりますか。

最後に、地域に愛着を持ち、子どもたちと保護者と一体となって学力、体力向上に努める。そのために、私は先生は学校の近くに住むことが必要と思っております。現時点での先生の実態を公表してください。この件につきましては、教育長の見解をお願いいたします。

次に、ふるさと納税についての質問でございます。ふるさと納税は、財源としての効果も大きく、町産品の販売促進、町の産業活性化、また町の税収に貢献しているものと認識しております。昨年2015年は、ふるさと納税にとって革新的な年でした。その人気が一気に拡大するきっかけになりましたのは、2つの法の改正です。2,000円以上の負担以外寄附のお金が税金から戻るというこの制度の仕組みですが、去年は寄附の上限額が2倍になりました。もう一つ、確定申告が不要になるワンストップ特例制度の創設により、確定申告が免除になった。この2つが非常に大きな要因でございます。

総務省が発表している昨年の4月から9月の地方自治体の寄附額は453億円で、前年同期の3.9倍、件数も3.7倍と発表されています。道内を見ますと、十勝管内上士幌町が断トツの1位で5億9,700万円、当別町は1万3,767件で2億3,976万ということで公表されています。ことしに入り、2月末現在、当別町の申し込みの段階で3万1,212件、金額にして5億2,511万と発表されております。これは、前年に比べて5倍になっております。今年度のこのように爆発した理由は、先ほど触れました2つの法改正に加え、関係部署の大きな頑張りとは私は高く評価しております。4月からはクレジットカードの決済可能、それから10万以上の寄附者に対して特別記念品の追加、現在返礼特産品が36、インターネットのポータルサイトの充実が挙げられます。さらに、現在行政から公表されている資料の内容を分析しますと、今年度は、10万以上高額の寄附者が前年12件だったのですが、去年は既に現時点で120件超えております。これは、今まで給与所得が1,000万以上の人が10万可能だったのですが、給与の700万以上の人が10万円の寄附が可能になったということが大きな要因だと思います。

さて、全国のこの当別を応援したいと寄附者の真心は大切にしなければならないと思います。9月の定例会では五十嵐議員、12月の定例会では佐藤議員から寄附者に対し使途選択制度を提案されております。その町長からの答弁は、寄附者からの使い道の要望はほと

んどない。また、新たな寄附者を獲得できる仕組みがあれば検討するという答弁と私記憶しております。現在当別町は、当別町の活性化を図るために各種事業実施のため寄附を活用させていただきますとうたっております。私も先ほどの2名の議員の意見に賛成で、使い道を寄附者に選択してもらい、寄附金をいただく。そして、活用範囲を拡大していくという考えであります。

現在当別町は、人口減少問題を見据え、子育て、少子化対策、地域包括ケア、さらに移住、定住に積極的に現在取り組むべきで、特に移住する際のハードルである雇用、教育、医療に力を入れなければならないと思います。この当別町の人口、平成11年がピークで2万875人です。直近で3月1日現在は1万6,874、4,000人の減少になっております。それと、この内容を数字を分析いたしますと、昨年1年間で生まれた子どもは62名、死亡は187、自然減は125名でございます。それと、転出は862名、道内が670名、そのほか道外には192名です。道内の場合は札幌北区、東区で228名、白石区、豊平で84名、あと江別51、石狩23と続き、道外は東京が40、埼玉が19、神奈川が17人となっております。転入は669名、そのうち道内が485、その内訳は北区、東区から99名、中央区、豊平から48名、旭川から26、石狩21、函館17と続き、道外は184名、東京から26、埼玉から22、青森から20という数字になっております。17年間人口減少が続いております。同じことをやっても減少する。民間の企業だったら、つぶれます。倒産します。全く信用がなくなります。行政も議会もこの際大いに反省すべきと私は思います。今こそ大胆な改革をみんなで議論して、実現可能性を追求していかなければ、10年、20年後に大きな後悔の念にさいなまれることとなります。人口減少に歯どめをかけなければ、当別の未来はございません。危機意識とスピード感を持って重点的に人口減少対策に力を入れるべきと私は思います。特に子育て環境の充実、それと小中学生の学力の向上、さらに生産年齢等の転入に力を入れるべきと私は思っております。特に子育て環境のところでは、生活保護者世帯、ひとり親家庭の児童生徒に対して学習や食事の支援を行うなど、貧困を理由に若いチャンスを失うことがあってはならないと思います。このような分野にも寄附を活用して、町をPRしてほしいと思います。

ここで参考となる事例を2点紹介します。先ほど道内一の上士幌町、ここは道内の最高気温と最低気温を持って、人口5,000人、一般会計65億円の町でございます。1月発売の経済雑誌の特集で、ふるさと納税特産品大賞で全国1,502団体の中で自治体総合部門の大賞に輝きました。その中には、特産品の豪華さだけでなく、アフターケアを含めて他の自治体にないよさが伝わり、電話対応の丁寧さ、こん包がしっかりしたと細やかな評価する声が掲載されておりました。また、寄附者の多い東京、大阪で上士幌フェアを開催、移住情報を発信しております。大阪は700名、東京は1,700名、先月末2月28日に札幌でもフォーラムがありました。私も応募して参加しました。そのとき、町長は当初200名の予定だったのですが、400名の参加があったということです。寄附金の活用です。認定こども園の開園、幼稚園、保育所料無料、高校までの医療費、予防接種、完全に無料、給食費、

中学まで完全無料、スクールバスを1台購入、図書館に図書、DVDの購入、こういう子どもの成長に力を入れる姿勢が好感持たれております。さらに、移住先の魅力、新築で家を建てる場合、中学生以下の子ども1人に100万円の助成、無限です。3人いれば300万。中古の住宅を購入したときは、一人頭50万円の助成、こういったことでございます。このように上土幌町が成功している原因として、寄附金の活用内容と金額を事前に公開するクラウドファンディング方式を使っているということ。それから、牛肉製品を中心に品が豊富である。それから、それらの欠品が少ない。行政、JA、商店街、さらに観光協会が一体となって上土幌の移住、あるいは上土幌のフェア、その辺をやっているという姿が見られました。

もう一つ、上川管内の東川町では、寄附者を株主と位置づけ、寄附金の使い道を説明する株主総会を昨年10月、道内外から110名参加して実施されました。寄附金の充当を説明するのは当たり前、町の責任だと株主から指摘があって、開催されたそうです。昨年4月から9月までは4,527件、1億2,000万集まった。その使い道ですが、東川町は写真の町事業に3,084万、お客を迎えるためのゲストハウスの建築に1,359万、水と環境を守る事業に2,641万使いますとこの総会で発表されたそうです。寄附者の満足度を高めて寄附金をふやし、定住、移住の促進をする。町内の温泉、ゴルフ場、スキー場の利用の割引、農産物の優先販売など、株主優待に努めているそうです。総会を通じて町内外の交流を導き、定住、移住に結びつけるということです。

私個人も3年前からふるさと納税のファンで、わずかの金額ですが、昨年高知市、柳川市、沼田町に寄附をして、高知からはカツオのたたき、柳川からウナギ弁当、沼田町からはおいしい日本酒をいただきました。ただ、その後のフォローです。カタログ販売するためのカタログ、年賀状、それと割引券、観光協会からの案内、非常にきめ細かいフォローをしております。私もまたやってみたい。琴奨菊の出身の柳川にはウナギをまたやりたいなと思うほどです。

来年度は各自治体とも相当厳しい環境になると思います。なぜなら、自治体間の寄附金の獲得競争は都市部を巻き込んで過熱しております。また、地方でもふるさと納税を行う住民がふえまして、寄附収入よりも住民税の控除で失われる額が多くなり、合計で減収となっている自治体も、例えば道内では千歳、苫小牧がそうです。そういったところがあります。当別町の今後の課題として、人口の倍の3万人を超えるファンのためにまず特産品の還元率の改善、高額寄附者のポイント制の導入、それから特産品の見直し、欠品対策、それと先ほど言いましたクラウドファンディングの方式の採用、札幌や東京での移住、町の魅力を紹介するフォーラムの実施等がやっぱり必要ではなかろうかと思えます。

質問ですが、道の駅の資金のめどがついたときには、今後寄附金の活用に使途選択制の導入、あるいは使途内容の拡大、先ほど言ったクラウドファンディング方式に変えていただくような考えはありませんか。

それと、近年の都道府県別の寄附の件数と金額の割合、さらに使った内容です。

それから、特産品に対して今後提供者に品質、サービス、商品確保に競争感を持たせることが必要と思います。

それから、最後に、4月からスタートする企業版ふるさと納税についてどのような考えでいるか、町長の見解をお伺いします。

最後に、道の駅の現状についての質問です。337号が4車線の開通、あるいは土盛り、あるいは週末のアリオでの道の駅や町の魅力を紹介するイベントの開催等がございます。私は、9月の開催ですが、6、7と野菜というのは非常にピークになります。早目に7月ぐらいにプレオープンして、9月にグランドオープンするような考えもあるのではなからうかと思えます。それと、シャワールームが必要ではなからうかと、337号は非常にキャンピングカーも来ますし、それとトラック等もございます。そういう考えはなからうかと思えます。あわせて、最近の進捗状況を町長のほうからお答え願いたいと思えます。

以上、質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） ただいまの山崎君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。町長。

○町長（宮司正毅君） 山崎議員の一般質問にお答えをいたします。

教育、ふるさと納税を中心というお話でありましたが、それ以外にも多岐にわたってご質問いただきました。私に対する質問の順に答弁をさせていただきます。後ほど教育の部分は教育長のほうからということとさせていただきます。

私の部分は、防災体制の件とふるさと納税と、あと道の駅、この3つだったかと思えます。

まず、防災体制の強化については、役場庁舎の非常用電源について触れられましたけれども、議員ご発議のとおり、庁舎内に固定の非常用自家発電機は設置しておりませんということとございます。ただ、持ち運びできる発電機を7台、それから電気を供給できる電気自動車、今2台装備しております。町の災害対策本部運営に必要な防災情報システムだとか、パソコンとか、電話交換機、こういったものの稼働についてはこれらのもので対応が可能だろうということを認識しています。それから、加えて当別消防署のほうには非常用自家発電機が設置されていますし、また皆さんご存じの当別町の総合体育館に最近太陽光発電と蓄電池が設置されました。停電時にはこちらの施設を使用することによって災害対策本部の対応は可能だというふうに考えております。

それから、今まで策定されておりませんでした災害発生後の1週間までの優先業務の整理についてのご質問ですけれども、今役場内の各部局において業務の優先度の整理を出させるようにしております。その結果、防災部局で今まとめている最中とございまして、今月中に作業を完了し、新年度の早い時期に策定の作業は完成する予定になっております。

それから、燃料、水、食料の確保について備蓄内容と避難所への配給方法についてのご質問ですけれども、十分に確保されているというふうに僕は申し上げたつもりはなくて、一定の食料の確保はされていると。水、食料について、これ27年度末ですけれども、今現

在は非常食を8,400食、それから飲料水を3,300本整備しております、それぞれ防災拠点となる当別消防署だとか避難所となる総合体育館、あるいは西コミセン、あるいは小中学校、こういったところに分けてこれを保管しております。特に主に避難所に保管しておりますので、それぞれの備蓄分に対応しながら、不足が生じた場合の配給、これは災害時の応援協定、こういったことを締結しています事業者の協力をいただいてやっていくという段取りになっております。燃料については、当別町石油協会と災害時の応援協定というもの締結しておりますので、ここの協力体制を構築しているということでご理解いただきたいと思っております。

あと、質問の中に町全体で非常食を共同購入するシステムというお話がありましたけれども、現時点で共同購入ということをやろうという、そういうシステムは今ありません。非常食の備蓄については、町が何カ月も持てればいいのですけれども、いろんな観点でそういうわけにはなかなかいきません。限界がありますので、町民の皆様に対して広報紙だとか、あるいは防災マップを通じて、あるいは防災の学習会、こういったものの機会を通じて各家庭で3日間分の食料備蓄について推奨し、啓発を進めてきたところであります。今般北海道医療大学及び当別商工会と連携して、実はレトルトのリゾットの開発をしましたけれども、これが結構長期間もつので、これを町で購入して、一部を防災備蓄品として配備する。あるいは、防災訓練や防災学習会等で利用してPRをしていきたいと思っております。ぜひとも町民の皆様非常に非常食としてリゾットをご購入いただくことを期待しているところであります。

それから次に、災害時に建設機械や工具を扱えるボランティアについてのご質問ですけれども、アイデアとしてはいいのですが、専門的な技術を要しますし、危険が伴う作業もあるので、災害時応援協定を締結しています陸上自衛隊、それから当別建設協会に依頼することのほうが得策かなというふうに考えております。それから、災害ボランティアについては、当別町地域の防災計画、この中に町の福祉部局と関係団体による運営体制について策定しておりますので、その計画に基づいてボランティア活動ができるだけスムーズに行われるよう、関係団体との連携強化ということに努めてまいりたいと思っております。

あと、役場内の非常持ち出し品リストについてのご質問ですけれども、これはすぐに必要な物品とか応急医療品等についてリストを今作成はまだしてありません。これは、速やかにこういった持ち出し品のリストを作成しようというふうに思います。ご提案をありがとうございます。

これが防災関係でのご質問に対する回答です。

それから、18歳の選挙権の件なのですけれども、まず町内の新たな有権者は400名程度になるというふうに試算をしております。高校、大学、一般人など町民への周知、啓発ということでございますけれども、総務省と北海道が周知、啓発の主体となって実施しております。きのうの新聞にも石狩管内でという記事が出ていたと思っておりますけれども、町としては選挙管理委員会との連携を図りながら、町のホームページへの掲載、広報誌あるいは

啓発用ポスターの配布など、気運を高めたいと考えております。それから、私自身も入学式とか卒業式、成人式、こういったところで挨拶の機会がよくあるのですけれども、これも利用して啓蒙活動に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、投票率向上についての取り組みなのですが、確かに近年当別町は選挙の投票率が減少傾向にあります。これは、もう十分認識をしております。これは、当別に限らず全国的な傾向でもあって、国として何か対策を講ずるべきではないかと考えております。町単独で決めるのは、選挙の問題というのは難しいところがありまして、今おっしゃったようなことにはなかなかできないのかなというのが私の実感であります。

次に、今度はふるさと納税の件でございますけれども、最初に人気が一気に拡大するきっかけになったのは、2015年の法改正というふうにおっしゃいましたけれども、私はこれは追い風であったにすぎなく、一番のふえた理由は役場職員の英知を集めたメニューづくり、そしてそのきめ細かな対応、そしてもう一つ大きなことは当別町の特産品の優秀さだというふうに私は認識しております。もちろん職員の一定の評価もいただきましたけれども、どちらかというところが主で、法改正は追い風というふうに私は認識をしております。

使途選択についてのご質問です。これは、昨年9月に五十嵐議員から、それから12月には佐藤議員からそれぞれご質問をいただいております。使途指定で新たな寄附者を獲得できるような仕組みができれば、使途を指定できるようにすることを考えたいというふうに私は答弁をしたつもりでございます。その時点から実は余り特段な変化は、去年の12月ですから、そんな変化はありません。寄附金額が全国で上位の自治体、使途を指定しているかどうかということは、見ますと全国トップ10番を調べますと8つの市が指定しています。ただ、指定の内容が教育だとか、子育てとか、こういった非常に総花的な分野なので、全て。それで、これが本当に寄附者を惹きつけるものになっているのかなというところと。また、こういった市町村は比較的財源に余裕があるところでありまして、寄附金の活用に制約を受けても余り問題がない、そういった自治体のように感じます。それに対して当別は、政策予算の確保に非常に苦慮している状況ですよね、そうすると寄附者が使途を指定してこれだというと、それしか使えない。要は政策予算としてフレキシブルに活用できなくなってしまうので、使途の指定は当別においては適切だと私は思いません。

そもそも使途の指定や選択できる制度が寄附の拡大に大きくつながっているというふうに私は考えておりません。例えば私もたくさん知人がおります。たくさん知人がやってくれています。そういう方にいろんなことを聞くと、やはりどんな記念品がもらえるのかということが、あとはあの町は将来おもしろそうだからやっておこうかというような寄附金の使途についてはお任せしますよという方が、私がおつき合いしている方からは大半の声でございます。例えばロイズ社、これ山崎さんだから言っているわけではないのですけれども、こういったすばらしい記念品をもらえることが魅力となっているというのが私の実感であります。2015年のふるさと納税全国上位5自治体の取り組みに関して、うちの職員

が分析しました。上位団体の共通する特徴というのは、まず第1に牛肉、海産物、果物、こういった看板商品があるということです。これについては、当別町にもロイズさんのチョコレートとか、SPFポーク、こういったものももちろんあります。それから、2番目に、記念品の種類が豊富である。これについては、今この町もふやしまして、現在46品種までふやしておりますが、何百種類を持っておられます、こういう市は。それから、3番目に、大量発送可能な事業者、工場がある。これについては、ロイズさんがその一つでありますけれども。それから、4番目に、ポイント制導入をしている。これについては、これから取り組まなければならない部分かなというふうに思っております。それから、5つ目に、専門業者に業務委託をしている。これは、町の中でというよりは、専門商社にふるさと納税の運営を任せている。こういったこと、これについては前にもお話した地域商社というものをつくればそれに期待ができるかなと、こんなふうに5つばかり特徴を分析しております。この辺を参考にして、また先ほどクラウドファン্ডということもお話がありましたけれども、そういったことも含めて顧客の満足度を上げる努力は当然していかねばいけないというふうに考えております。

それから、活用内容と金額の公表、活用実績は町のホームページでは公表してきております。それから、新年度の活用については、予算が成立した後、よりわかりやすく、速やかにまた町のホームページの修正、改善をして公表してまいります。

それから、都道府県別の寄附件数の割合をというお話でしたけれども、調べました。現時点で最も多いのは、これ当別町です。東京都が21.1%、神奈川県が9.8%、愛知県が9.6%、大阪府が8.3%、兵庫県5.6%、千葉県5.3%、埼玉県5.0%と続いておまして、やはり6割以上が3大都市圏に集中しておるということでもあります。金額についてもほとんど大きな差はありませんが、やはり最も多いのは東京都が21.6%、神奈川県が12.1%、先ほどおっしゃった多額の寄附をしてきている方が多い。愛知県が8.5%、大阪府7.0%、千葉県5.8%、兵庫県5.2%、埼玉県4.1%と、こういうふうが続いておまして、これも同様に6割以上が大都市圏であります。こういったことから、3大都市圏のような人口の密集した圏域に対してこれからフリーペーパーによるPRを行うことも検討しておりますし、また寄附者が多い関東圏への対応としては、ご承知の東京都23区の中野区との交流事業の中で、上土幌が先ほど感謝祭をというふうなお話がありましたけれども、そういった感謝イベントなどを実施して、リピーターあるいは新規寄附者を募っていきたいというふうに考えております。

それから、寄附金の使途の内容と金額というご質問がたしかありました。26年度は5つほどが主な使途になっています。まず、町のイメージキャラクターの創出、これに寄附金の一部を使いました。それから、首都圏でのビジネスセミナー、3番目に先ほど申し上げたレトルトリゾットの開発、4番目に道の駅基本計画の策定、5番目に町の町勢要覧の作成、こういったものに約5,000万円を活用いたしました。それから、27年度は、町内会の街路灯のLED化、東京、大阪での町の食材PR、小中一貫教育検討事業、小中学校IC

T機器の購入、防災マップの作成、道の駅建設の設計事業、バイオマス地域循環可能性調査、農業10年ビジョン確立推進事業、小中学校英会話指導助手配置事業等々、いろんな分野に約6,000万円を活用しております。この内容を見ていただいてもわかりますように、多額の寄附を受けている町が指定しているあれとほとんど変わりがないという感じではあります。

それから、特産品提供者に対し、品質、サービス、商品確保に競争感を持たせることが必要だよねというお話でした。このご指摘については、町内の出品事業者を集めた会議で寄附者が満足感得られるような品質あるいはサービスの向上、あるいはアフターケアを丁寧に対応してくれるように、またこん包なんかもしっかりしたものにしてくれというようなことで、リピーターをふやすために力を入れていただきたいということを常々お願いをしております。ちょっとこれは自慢話になりますけれども、先般、料理界で有名な三國シェフというのがおられますけれども、この方が推奨する北海道のふるさと納税5品目というのを発表、これからするようすけれども、その中に当別町の記念品が1つ入ったということをご参考までに皆さんに報告をしておきます。こういった評価をこれからも引き続き受けられるように、町内の事業者に対して記念品のブラッシュアップを働きかけていく、これが一番大きなことだなと。それから、商品確保です。これも農産物中心にどうしても短期的な制約があって品切れになってしまう、これも課題なので、この課題を解決するにはやはりより多くの農家の皆さんに出品者となっていただく、それから魅力あるさらなる商品開発、こういったことが不可欠だというふうに思っております。

今人気の高いのは、何といてもロイズ社の記念品が断トツなのですけれども、これ一つとっても、今のメニューに加えて、今は通常コースと10万円コースと2つしかないのですけれども、それに例えば生チョコシリーズだとか、クッキーだとか、アイスクリームだとか、こういったシリーズつくったり、あるいはキッズ商品だとか、あるいはクリスマスだとか、こういったコレクションのような内容や季節にこだわった記念品、こういったもののバリエーションをふやしていくことがより皆さんの寄附者の満足度につながるかなということで、事業者と今相談をしているところでございます。

先ほど山崎議員が他の市町村へやってみたというのは、多分ほかのを調べようと思ってやっておられるのでしようけれども、うちの町民が外にやりますとその分うちの税金が減ってしまいますので、どうか余りそれに精を出さないようお願いをしないと、町のふるさと納税のいろんな課題を解決するためのテストランということでおさめていただければということをおの町長としてお願いをいたします。

それから、企業版ふるさと納税についてですけれども、新年度より制度が導入されることになっているのですけれども、実は企業から寄附受けるには、総合戦略に基づいた地域再生計画というのを策定して国の認定をもらわなければいけないことになっているのです。その内容が企業にとっても魅力あるものにならなければいけないのです。今内閣府から詳細なことがまだ公表されていないものですから、その情報をまず得なければいけないという

ことで、今いろいろと職員がみんなそれぞれの立場で詳細の獲得に努めています。企業版ふるさと納税についても、今までの通常のふるさと納税、個人のこれと同様に町にとっては大変重要な財源になり得るものなので、これは全力を尽くして一つでも二つでもしていきたいなと思います。これは、町の企業の可能性が出てくる。むしろ町の企業のほうが可能性が高くなるかもしれません。そういう点では、それも含めてやっていきたいというふうに思っております。

それから、最後に道の駅の現状についてのご質問ですけれども、本年1月以降、この間も代表質問のときにちょっと申し上げました。各省庁と交付金獲得に向けた交渉を行っておりまして、ほぼめどついたというお話をしました。あと用地の売買契約、それから農地転用、開発行為の許可、これを得ましたので、3月から建設地の载荷盛り土を行ってまいります。それから、5月からは開発局との合同で2回目の载荷盛り土を行っていきます。そして、8月から造成、建物の建築に着手しまして、29年、来年の3月末までに完了する計画であります。あと、29年度は建物内部の内装、それから広場の整備、こういったことを行いまして、29年9月の開業に結びつけていきたいというふうに思っております。それから、管理運営主体の設立についてのご質問ですけれども、これはJA、商工会、それから金融機関、もちろん町で構成します検討会を設置して、今まで幹事会を3回開催し、経営方針あるいは事業内容、収支計画、資金計画などの検討を今進めてきております。これは、できるだけ早く主体の設立をしていかなければいけないことは重々わかっておりまして、ちょっと私たちの期待からはおくれぎみでございますけれども、精力的に作業を進めていく考えであります。

以上、山崎議員から私に対する質問への答弁とさせていただきます。

〔「シャワールーム」と言う人あり〕

○町長（宮司正毅君） もう一つ、シャワールームの設置ということのご質問がありましたけれども、去年の12月の一般質問でも答弁いたしましたけれども、現段階では計画には入れておりません。

〔発言する人あり〕

○町長（宮司正毅君） それから、これはもちろん不要であるということではないのです。あればあるにこしたことはないのですけれども、限られた予算の中でそこまでまだなかなか考えがいかない。将来またいろんな改革なり、あるいは拡大なり、いろんなことが出てくると思いますが、そういうときの一つの考えの中にはこれも入れておくということを進めさせていただきたいと思っています。

それから、9月の開業だけでも、7月にちょっとプレオープンの考えはないかというお話ありました。現段階ではプレオープンの計画というのはないのですけれども、ただ国道337号の交通量が7月、8月に最も多い、それから農産物が最も豊富な時期である、それからもう一つ、29年度といいますとレクサンドとの姉妹都市30周年記念事業が予定されていますので、実は私去年レクサンドのほうに訪問いたしまして、この記念事業を道の駅

のオープンに合わせたいということを中心に打ち合わせをしてみました。したがって、こういった一連の今の関連を見て、プレオープンの可能性が全くないというわけではありません。これからこの辺の関連を整理して、そして検討していきたいというふうに思っております。工事のできぐあいにももちろんよります。そういう形でございます。

以上、これでよろしゅうございますかね、私の答弁とかえさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 山崎議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、全国学力・学習状況調査での結果をどのように捉え、どのような対策を講じているのかとのご質問であります。教育行政執行方針で申し上げましたとおり、全国学力・学習状況調査の結果を見れば、上位層、下位層の二極化が大きな課題というふうに捉えています。これら課題解決のため、既に各学校ではこれまでの学校改善プランを見直し、新たな改善プランをもとに指導を進めているところであります。教育委員会としては、平成28年度は授業改善として町独自の教員の配置、デジタル教科書の導入、学習環境の改善として放課後学習や土曜学習などの家庭学習の支援、普通学級で学ぶ特別支援が必要な子どもたちへの支援などを実施してまいります。児童生徒の学力向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、当別町総合戦略、K P I 目標達成についてのご質問であります。全国学力・学習状況調査で全道、全国平均以上につきましては、先ほど述べましたが、各学校での学校改善プランを着実に実施するとともに、各学校への教育委員会としての支援を継続して実施することで目標達成できるよう取り組んでまいりたいと思っております。また、I C T 機器につきましては、既に一部整備を行った電子黒板、書画カメラなど積極的に整備し、早期に目標達成できるように取り組んでまいります。

次に、携帯、スマートフォン、インターネット利用についての指導の現状であります。既に各学校では通信会社や警察等から講師を招き、情報モラル等に関する指導を実施したり、家庭内でルールを決めるなどの指導をしております。今後とも家庭、地域、学校が協力してスマートフォン等を子どもの成長に応じて適切に利用できるように指導してまいりたいと考えております。また、児童生徒がインターネットの不適切な利用によっていじめや犯罪などのトラブルに巻き込まれないよう、これはもう10年以上前からになりますが、ネット上での監視、いわゆるネットパトロールを学校、教育委員会がともに実施しております。引き続きネットトラブル未然防止に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、教員の居住地についてのご質問であります。現在管理職を含めた教職員103名のうち当別町に居住しているのは21名です。管理職については、特別な事情がない限り町内居住を基本としているところです。一般教員につきましては、着任時に教員住宅の利用を促しておりますので、今後もそれは継続していきたいと思っております。議員おっしゃるとおり、地元に住居し、地域に愛着を持って子どもたちに触れ合うことはとても大切な

ことと認識しておりますが、昨今の持ち家率の向上ですとか、交通アクセス、通信環境の改善などによってなかなか町内居住がされないというふうに思います。いずれにいたしましても、当別町の教員は居住地のいかにかわらず、地域に愛着を持って子どもたちと接しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、山崎議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 山崎君、5秒です。

○4番（山崎公司君） 持ち時間がないので、再質問はありません。

これで私の質問を終わります。

○議長（後藤正洋君） 以上で山崎君の質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告2番、渋谷君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） あすが東北大震災発生して丸5年になります。私も一般質問に入る前にちょっとそのことで触れておきたいと思います。高浜原発も稼働中の原発で初めて差し止めという判決が出されました。前段町長は、原発に頼らない再生可能エネルギーをできるだけやっていくというのがさきの代表質問に対する答弁でありました。私は、その場ではしませんでしたけれども、心の中では拍手喝采しました。すばらしいと、ぜひ総理大臣になってもらいたいというぐあいに思ったぐらい、本当に全く同感であります。去年の秋ですか、小泉純一郎元総理が函館で講演をしまして、原発問題、原発は安全で一番安く、クリーンだ、これ全部うそです、こんなぐあいに話しました。あの人流にわかりやすく話をしていました。私も全くそうだと思います。町長の今回の当別町での農業を基幹とした産業が、もし泊で何かあったらそれこそ一遍に吹っ飛んでしまう、そういう状況も含めて考えられますので、そういったものに頼らない再生可能エネルギーを本当に頑張っていきたい、予算面でもそれ組んでおりますので、ぜひ賛成したいというぐあいに思っています。

次に、質問に入りたいと思います。私は、2度の町長選挙も戦いました。そして、町会議員、再びここにいるわけですけれども、その2度とも町長の給料の問題について町民に訴えました。全道の首長の給与の実態から見てどうなのかという問題、それから町の財政、実質公債費比率の問題、それから将来負担比率の問題、全部全道でワースト11とか13位だと。これは、そのときによって出動が変わりますから、今はそういう状態になっていると。

また、借金も残高115億円超えていると、また財政調整基金は残高が5.7億円ですと、こういう非常に厳しい財政の状態であります。そういうことから見て、私は手当の特別手当加算45%、これでもし切実な町民のいろんな要求、予算がないということで抑えられている要求に応えることができたなら、どれほどいろんな施策ができるかと思えます。町営住宅一つとったって、本当にひどい状態です、率直に言って。この間も町営住宅に入っている人のご意見を聞く場をつくりました。私は、これを20年間以上そのまま放置してきた町の責任というのは重大であると考えます。これは、職員の対応についてということで後で触れたいと思いますが、そういう中で町長、副町長、教育長の手当の45%の加算、それから管理職、部長、課長を含めて5%から15%の手当の加算、これをトータルすると大体1,500万円のお金がここに使われています。職員の給料を下げれというのではありません。しかし、通常決まっている手当に45%加算する、あるいは5%から15%加算する、そのことを再検討すべきではないのか。そして、また町営住宅はもちろん、水道の配管その他インフラの整備も当然たくさん迫られている。どこの自治体も水道料の値上げ、これはインフラに係るお金が非常に大きいためにそういうぐあいになってきているということからも、私は当別町でも当然そういういろんな問題について考えるべきではないかと。そういう意味で、特別職の報酬等審議会を開いてその点を検討してもらってはいかがかということを経まず1番目にお伺いしたいというぐあいに思います。

2つ目であります。行政と政教分離の問題です。これも前に取り上げました。しかし、憲法の89条を出すまでもなく、政治と宗教、これは近代国家、民主主義国家では当然分けて考えなければならないということで89条で規定されております。そういうことも含めて、スウェーデン橋に掲げているSGI会長、池田大作名を刻んでいる町がつくった看板、町のお金で町がつくった看板、これを掲示している。もう12年以上たっておりますから、そういった点では、前の町長は外すということは言いませんでしたけれども、現在の町長は憲法を守る町長ですから、どう判断するかお伺いしたいというぐあいに思います。

それから、3つ目であります。職員の町民対応についてであります。情報開示、町の情報というのは役場にあるけれども、この情報というのは町民のものである。情報公開条例は、そういう町民のものであるという立場から、その情報を公開するというぐあいに規定づけていると思えます。そういう意味でも、情報の開示を求めた町民に対して、その一番大事な全体通せば一般会計、特別会計150億円以上のお金を使う当別町の基本的な町民の信頼がなかったら、それは執行できない。その一番大事な信頼関係の根本が揺らぐような発言を監査事務局にいた者がしたということで、私は非常に重大だというぐあいに思っていますし、そういう点で決算審査委員会でも一部取り上げたことがありますけれども、一般質問ではきょうが初めてであります。

そういった点で、内容的にも担当部局の2つの決裁を受けて、そして会計長の決裁を受けて、それでもなおかつ年度違いの間違いを発見できなくて、監査もくぐり抜けて、そのまま年度違いのまま関係書類につづられていたという問題です。このことが情報開示の返答

の中で出てきたものですから、それを求めた町民がその原因についていろいろやって、最後の守りである会計監査、そこでさえもチェックできないのはどういうことかということ、監査事務局の担当に質問したら、驚くことに監査委員はそんな細かいこと一々見ていない、そういう答えがされました。これは、きっぱりと録音もされていたのです。ですから、謝罪を後でしたというぐあいに決算委員会の中では言っていますけれども、謝罪の文言は一切ないという状況の中で、むしろ全面的に開き直っている、そういうやりとりが録音されていたということで、改めて私はこの問題、これは町民の町の執行に対する根本的な信頼についてどう考えるかという問題にもかかわってくることで、そういった点で町長の考え方もお聞きしたい。

それから、同じ職員の対応については、実は町営に入っている人に対して、これは去年の3月ですか、町政報告会あるときに町長にもお話を、もうこのような文書二度とお目にかかるようなことはないということで前向きな回答をいただきました。私は公営住宅問題いつも取り上げていますけれども、本当に少ない職員の数で四百九十何戸の町営住宅です。職員の方のご苦勞というのは、いつも話していますけれども、大変だということは重々わかっております。しかし、そういう中で、例えば文書の問題も家賃を3カ月以上滞納したら出ていってもらいますよということが一番冒頭で書くような問題、あるいは去年の秋ですけれども、もみじ団地から町の方針に基づいてほかの団地に移った人、そこはもう廃止になりますから、協力して移った人、新しいところに行ったらきしんだり、しがんだり、いろんな手直しをしてもらわなければならない場所が出てくるということで担当に話したら、役場のほうから業者が派遣されてきた。その業者の方から実は言われたと、何を言われたかという、あなた、そんなこと我慢しなさいよ。役場から言われたのなら別ですよ。業者が見に来て、どこが悪いか、どうするかという、それを持ち帰って役場で検討した結果こうだというのならわかる。その場で入居者に対して、あなた、そのぐらい我慢しなさいよ、これを言われたらショックを受けました、その人は。それから、これはちょっと真意がわからないのですが、年幾つですかと聞いて、幾つですと言ったら、まだまだだなという答えをその業者がされたそうであります。それはどういう意味を含んでいるのか、いまだもって私もわかりませんが、その人にしたら、当事者にしたら、こういうことも何でその人に言われなければならないのかという思いで、その後担当部署のほうにもお話に行ったら、部署のほうでも謝罪して、別な業者をすぐ派遣してくれて、一定対応してくれました。

そういう意味で部署の方のご苦勞や、いろんなそういう問題たくさんあるかと思うのですが、私はそういう前段の監査事務局の職員の発言の問題、あるいはこのような文書が部長や課長や、そういうところ決裁、稟議回っているはずですから、なぜ入っている人に、例えば公営住宅法という法律がありますから、それに反するようなそういうものについてなぜ文書の冒頭そんなことがあるのかということについて、内部での牽制というか、されていないという問題について、そういうことがいろいろ続いて起きることがな

げ起きるのだろうか。日ごろ住民が主人公なのだ、町民目線で困っている人にそういう立場で優しい姿勢で町政を進めていなかったのではないか。それは、トップや町の幹部職員の姿勢が下を向くのでなくて上を向いて行政、仕事をしてしまうということのあらわれではないのかというぐあいに私は考えざるを得ないようになりました。そういう意味でも、トップである町長がそういったことを聞いて、どのように町民に対して職員があるべきなのか、具体的なそういう研さん含めて私は町長の見解を伺いたい。前回は、職員の研修だとか表彰規定だとか、いろんな職員が頑張っておられる。町の条例や規則でどの程度どういう形で職員が奮闘しているかということも聞きました。今回は、そういった中での特徴的な事例について私は町長の考えをお伺いしたいというぐあいに思っております。

それから、4番目であります。これは、前回の町議会で定例会で質問した中身の続きであります。町職員が派遣先の団体、この派遣されているところはちゃんと決裁受けて、公共事業等の規則や条例に基づいて決裁もきちっとされている状態なのです。ですから、問題は全然ないのですけれども、公益的法人等への当別町職員の派遣等に関する条例、規則、これで決裁受けていて問題全然ないのですが、派遣された団体から町の決裁受けないで別な団体の役員を受ける、こういうことがやられている事例がありました。これについては、やはり先ほど言った条例に触れるのではないのかと。決裁、きちっと町に話してそういうものが手続上もされていれば別ですが、情報公開を求めたらその分については一切ありませんということでしたので、私はあえて4番目にそのことについて質問しました。ぜひこのことについてのご回答をお願いしたいというぐあいに思います。

最後ですが、今回の議会に提案されている退職後の民間企業への就職についてという問題であります。私は、今回提案されている本条例については全面的に賛成と、むしろ遅きに失したぐらいではないかと。とりわけ平成8年に公営住宅当別町春日団地の競売入札妨害事件が起きて、町を揺るがした事件があった。退職者の方、そしてまた現職の役場の幹部の方、そういった者が連携して、言葉を受けて、そしてそういう間違いを犯してしまったという点でも、退職後の民間企業への就職については改めてこういった条例を今回提案したということは本当に正しいと思いますけれども、しかし私にしてみればなぜこういう大事な問題についてもっと早く条例、規則などをつくってしなかったのか、なぜ今回なのかということも含めて感じますし、こういう大きな事件、揺るがした事件だけに、これ平成8年ですから、20年たっておりますけれども、この20年、公営住宅もあの春日団地建った以降一棟も建っていない。公営住宅問題についてもぴたっとそこからとまっているという状況です。そういったことも含めて、私は町長のそういった面での見解を伺いたいというぐあいに思います。

1回目の全体の総括質問として以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時24分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

ただいまの渋谷君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 渋谷議員の一般質問にお答えいたします。

冒頭に、通告の中には入っておりませんでしたけれども、原発、再生可能エネルギーの一件の中で総理大臣にというお話もいただきました。そういうお話をいただきましたけれども、一般質問に入るとまず当別町の現実問題に立ち返ったというような感じがいたします。

初めに、町長の、あるいは三役の給料改定についてのご質問であります。この件は、今までも何度もお話ししております。町長の給料を下げて、そして町営住宅だとか、あるいは水道のインフラ整備の準備、町民要求に応える予算に回すべきという議員のご発議ですけれども、町営住宅、水道のインフラ整備、それから必要な予算に関しては、ご存じのとおり優先順位を検討しながら計画的に事業を進めていることでありますので、我々の給料が云々でこれできないということに直接つながるとは私は思っておりません。それから、給与に関しては、今までもご説明しておりますけれども、人事院勧告がまずあります。それから、経済情勢を判断するという中で、私たち本年も三役の期末手当の独自削減を実施しております。先ほど加算金というようなお話もありましたけれども、これは決め方の問題でありまして、それだけで給与レベルが高いとか、低いとかということにはなりません。その辺は去年の6月の定例会でも、あるいは9月の定例会での渋谷議員の一般質問で何度もお答えしていると私は理解しております。そういう点から、それから一般職についてもちょっと触れられましたけれども、これも我々だけで変えるということは公務員の場合難しゅうございますので、それも当てはまらないかなということも含めまして、現時点で変更するという考え方はございません。

行政と政教分離についてのご質問ですけれども、政治と宗教分離の原則というのは、これは渋谷議員が一番ご存じだと思いますが、日本国憲法の第20条と89条で、国や自治体が特定の宗教について過度なかわり合い、あるいは宗教的活動をしてはならないと規定しているとおりであります。憲法を守るというのは、全くおっしゃったとおり私の考えていることでもあります。スウェーデン橋の看板について申し上げますと、来町された著名人の名を刻んだということで、これがあるから特定の宗教との過度なかわりにつながっているとか、あるいはこの看板を利用して宗教活動が行われているという状況にはないというふうに私は認識をしております。

あと、職員の町民対応についてのご質問ですけれども、私自身も用務や機会があるごとくに庁舎内、あるいはゆとろを巡回して、町民や職員の状況をできるだけ把握をしているつ

もりです。それから、そのときに業者の対応なども職員からいろいろと聞いております。要は町の責任者として常にそういう点においては気を配っているつもりでございます。渋谷議員がご発議されました職員の町民対応で町民の心を傷つけるような対応、私の認識は現時点ではそういうことは発生していない。業者がそういった対応があっても、町の職員がしっかりそれを修正するというをやってくれているというふうに信じております。それから、私わからないところでやっているかどうかということはありませんけれども、常々職員にはそういう報告を喚起しておりまして、今現在町民に対してそういった対応したという報告は私自身は受けておりません。もしそういうようなことがありましたら、直接お知らせをいただいて、修正すべきものは修正していくという姿勢は持っております。この点については、今議員も町民の目線で町民サービスをしろと、これは全くおっしゃるとおりで、これは行政の根幹でありますので、今後とも町民の目線で住民サービスに職員ともども努めてまいります。

町職員の職務専念義務の特例違反ということのご質問だったと理解しますが、渋谷議員ご発議の町職員の派遣については、実は公益的法人等への当別町職員の派遣等に関する条例、これがありまして、これに基づいて派遣しております。それに照らし合わせますと、条例、規則の違反になるとは考えておりません。派遣職員は、派遣先の業務にその役職員として専ら従事させることができることになっております。その職員を派遣するに当たっては、派遣先における役職や業務、役職に付随する業務を承知した上で派遣しておりますので、決裁規程にはこれが触れるというふうには考えておりません。ある意味では全く問題がないというふうに理解をしております。

それから、最後のご質問の町の幹部職員の退職後の民間企業への就職のご質問ですけれども、先ほども議員が一般質問の場で先日私が提案した退職管理条例に賛成の立場を表明していただいたわけですが、これはとても心強く感じます。議員が例に出されました事件のことは、私が当別町に転入する前の話でもあります。20年以上前ということでございましたけれども、二度とこのような事案が起きないためにも、今回のこの条例が生かされるというふうに私は信じております。

以上、渋谷議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） この後は一問一答方式だというぐあいだと思いますので、まず1番目の町長の給料引き下げの問題であります。

私は、2つのことをお伺いしたいと思います。前回たしか広報にも載ってございましたけれども、こういう私の質問に対して石狩管内では6番目なのだという回答がありました。石狩管内といっても5市1町1村でありますから、江別、石狩、北広島、恵庭、千歳、全部これは大きな市ですし、その後が当別町が6番目ですから、それで新篠津という形になりますから、これは決して首長の中でだから安いのだからということにはならない話だというぐあいには思いますが、なぜか6番目ですということで答弁あって、広報にもそれ載っ

ておりましたけれども、そういった点で今の町長の全体的な給与について全道的に見ても実質トップなのです、全道の町村段階では。ですから、そういう状況から見ても、今の経済指標から見てもやっぱり再検討すべき中身の要素を含んでいるのではないかという意味で、1つは特別職等報酬審議会を招集してというぐあいに考えていますし、それからもう一つは、中身としてはその問題について全道的な今の財政の厳しい中でどういうぐあいに町民たちは見て考えているかという問題と、それから前は特別加算ではないという、当たらないということをしていましたが、それは特別加算ではないということであれば、何加算なのか。あるいは、人事院勧告に基づいてとなれば、そこら辺のこのことの45%、あるいは5から15%上積みしている幹部職員の手当に対するその問題についてももう少し詳しく、その正当性というか、根拠、だから見直す必要がないという中身について、僕はもう少し説明してもらえればもう少し町民の方たちもわかるのではないかと思います。この2つの点、まずお聞きしたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時37分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

町長。

○町長（宮司正毅君） 石狩管内で6番目ということをし上げた理由は、石狩管内という札幌に近い、私どもを除いては全部隣接しているところは市になっているわけです。それで、同じ町村の中でも近いということもあって道から呼び出しを受ける回数だって多いし、いろんな形で石狩管内の中でのおつき合いがあるという意味で、中では一番上ではないですよ、6番目ですよということをし上げたのです。もう一言申し上げれば、非常に中心から北海道の遠いところにおられる町長さんとはやっている内容も、どうしても管内という、近くということで違うということもちょっとここに含ませて申し上げたわけがあります。

それから、再検討すべきということで、審議会を開くべきだというお話がありますが、開くことに決して抵抗しているわけではございません。ただ、先ほどから特別加算というとか何か特別で、これはお手盛りみたいな感覚でおっしゃっていますけれども、これはそういうものではなくて、特別加算15%という方もおられます。これは、もともと高いから、15%ということで全体の帳尻合わせといいますか、そういう形になっているのでありまして、45%が高いとかいうことではなく、人事院勧告の内容に基づいて、もともと設定していたものから加算というものがあるわけですから、これだけをとってこれが高いとか、低いとかという判断にはならない、そういうものであるということをご理解をいただきたいと思

います。正当性をもっとしっかり出せということについては、今私手元にはちょっと持っておりませんので、もしそういう必要があれば、お示しすることはできると思います。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 今の件はわかりました。

もう一つですが、今回の議会にも提案されております給与の減額です。町長20%、教育長、副町長10%、手当を減額すると。この何年間かずっと毎年そんな感じで手当について町長20%、そのほかの方10%という形で三役の条例が出されております。そして、広報に載るということは、町長の手当、副町長、教育長の手当20%減額しています、10%減額しています、それだけはきちっと大きく載るわけです。本当に目立つように載るのです。だけれども、私はその点でなぜ毎年毎年その部分について20%、10%減額する条例を出さなければならないかと。そうであればもっと根本的に、どこかにそうしなければならない状況があるのであれば、もっと手当の問題について根本的に見直すべき時期が来ているのではないのかという点でも審議会を開いてという意味もそういったこともあります。そういった点で、減額条例に私も反対ではないです。賛成なのですけれども、しかしそういった毎年毎年そのことでもってその手当の特別加算というか、手当問題について対応すること自体はもっと変えたほうがいいのではないのかという意味での質問もありますので、その点について返答願いたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 下げることは、報酬審議会と関係なく独自に私たちが判断してできるわけで、やっています。ですから、したことについて皆さんにしているということをお願いしているわけでもございまして、ちょっとおまえ、それだけを目立たせ過ぎているよというご指摘なのか、あるいはもっとやれというのか、その辺の渋谷議員の真意はちょっとわかりかねますけれども、我々が自主的にやったものについて町民にお知らせをしているという点で、そんなの出しても意味がないよといえば出さなくてもいいわけなのですけれども、こうやって予算で審議され、議会で報告をしたことについてその一連の中で出しているというふうにご理解いただくしかないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） 1番目の議題については、そういう形でまたいろいろ僕も調べてみたいというぐあいに思います。

それから、2つ目の問題、特に憲法上、あるいは国や自治体と宗教とのかかわり合いについて過度なかわり合いについてはという形でその規定については言われておりますけれども、私は過度なかわり合いという問題よりも、むしろこの近代国家の中でなぜ政教分離の原則ができたのかということ含めて、そういった点でははじめをきちっとつけると、政治あるいは国や自治体は、特定の宗教の宣伝に加担するようなものにお金をかけて国や

自治体がやってはならないということのかかわり合いもあると思いますから、そういう意味でこの点については金額の問題ではなくて、私は前からも言っているけれども、やっぱりその点は厳格に考えるべきでないか。ましてや、その理由が当別に来町されて当別の名前を広めてくれたことに対する功績に対する名前の掲示という答弁も前にありましたけれども、それだったら例えば浄土真宗の国の一番偉い人が当別町に来て何かやったら全部するのか、あるいはキリスト教の何とかさんが来て、日本の中での一番偉い人というか、私名称わかりませんが、そういうぐあいにして有名人や偉い人が来て、やって当別の名前売ってくれたからということが、その判断、一般的にはそれはあり得ると思います、そういう点も。だけれども、特定の宗教団体の代表ですよ、いってみれば代表的な方、ですからそういう特定の宗教団体の代表的な方が来たり、名前を広めてくれたからといって、それを町がお金を出してわざわざそのことを町民に宣伝するというのが行政上どうなのだろうというのは、今でもやっぱりそれは疑問に思っております。だから、過度なかわり合いというよりも、むしろそこはきちっと行政と宗教についての区別をきちっとすべきでないかと思うのですが、この点について再質問したいと思います。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 先ほども申し上げましたけれども、これは著名人ということで、これで町の名前を広めてくれたとか、そんなことを私は考えておりません。要は来町された著名人の名を刻んだものだということで、ご承知だと思いますけれども、あそこを見ていただくとわかりますけれども、カール16世グスタフとか、これは国王です。それから、大使でラーシュ・ヴァリエさん、あるいはノレーンさん、ベッテルさんとかいろんな方が、本当に著名人、あるいはこの町との関係が非常に深い方が来られたときに名前が出ているわけです。その中の一人ということで、これは多分その当時載つけられたのだと思います。ですから、今おっしゃるように例えば禅宗だとか、そういったお偉い様に来て、それが町を公式訪問して下さったら、ひょっとしたらその方の名前も載せるということがあっていいかなと思います。ただ、おっしゃるとおり、政権分離ということについての渋谷さんのご質問について、それに非常に触れるようなものである場合はもちろん考えなければいけませんけれども、今のものがあることによって例えばその関連の宗教の方がそこで活動したり、何か非常にかかわってきてというようなことが特に今認められないというか、そういうのはないように感じますので、そうなる今ここであれをどうしても取り払う、あえて取り払わなければならないという理由が私には見当たらないというふうに考えております。

○議長（後藤正洋君） 渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） スウェーデン橋の問題については、その程度にしておきたいと思っております。ただ、スウェーデン国王16世、そういう人だとか、一般的な姉妹都市だとか、そういう関係であればそれは全く問題ないと思うのですが、特定の宗教の代表的な人やいろんな人の名前を載つけるということはいろいろそれ以外の人たちとの関係、本当に役場と

いうのは公共団体なのだから、特定の宗教の代表の名前を簡単に載せるということ自体慎重でなければならないというぐあいに思いますので、その点は意見として述べておきたいと思います。

その次に、3番目の問題ですが、町民の信頼を失う行為があったとは思わないというような答弁がありました。私は率直に言って、担当部署はそういった業者の人を派遣して、その業者の方の発言について直接当事者から苦情を受けて、そしてすぐ事実確認を翌日して、翌日そういったことで気分をあれして申しわけなかったと、別な業者を回しますということで全面的に手を打ってくれました。そういった点では、私はすぐ対応したという点は全く評価する中身なのです。それだけ建設関係の担当者の方はご苦労がいろんな意味で多いと思うのです。少ない予算ですから、これは予算委員会でも私やろうと思っている。もっともっと屋根の塗装とかいろんなこと、今公営住宅の入居者も高齢化して、屋根上がれないという人が本当多いのです。そうすると、暖気のときにそれが氷になってどんと落ちてくるという、そういう命がけの、そこでガラス壊れたら、それは全部本人負担ですよという形で全部責任にされてしまっている事例もあるわけなのです。ですから、そういった点でそういうことを直接担当する部署の人たちのご苦労というのは、本当にこれは考えるに余りあるものがありますけれども、いずれにしてもそういった意味でそういう間違いとか、そういうことが起きたということについてその事実、町民の信頼を失うような行為が派遣した業者の中であったということ、そういった点でそれをきちっと教訓にして次にそこを気をつけていくということがされているからいいのですが、問題はそこをきちっとトップとしても事実つかまえて、そういうことがあったことについても今後、事例は違うけれども、同じような根底からくるものがあるかもしれないので、その点をぜひ町長のほうに最後にこれは要望しておきたいというぐあいに思います。

それから次、4番目ですが、職務専念義務の特例違反ではないかという私の意見なのですが、私は公益的法人等への当別町職員の派遣等に関する条例、これについてきちっと規則で書かれている社会福祉協議会と商工会、こういったものに派遣されている状態については当然きちっと決裁もされて進めていますから、全く問題ないと思うのですが、しかしその派遣先の団体からまた別の団体の役員を引き受ける。それが町の職員としてふさわしいかどうか、派遣されている団体のあれから見たら当然だと思われることも、町の職員の身分が本来ですから、それとしてそういったところに派遣して役員を受けるということがやっぱり問題になってくる場合も僕は事例によってはあり得ると思うのです。ふさわしくないということも当然あり得ると思う。そういう点で少なくとも派遣されている団体から別な団体の役員を受けるときには派遣元の町の責任者に当然事前の了解得たり、決裁とったりしてやる、そういう手続上僕は必要ではないかというぐあいに思いますし、その点についてぜひ、今回の場合たまたま派遣先の団体とつながりの深い団体というぐあいになるかもしれないけれども、そうでない場合でそこが全然町の公益的法人の関係の条例、規則に関係ないところということになればそういった事例も考えられるので、その点ではぜ

ひひとつ検討、その点について、何かまずいことが起きてからでは遅いので、ですからそういう点で町当局としても検討していただきたいのと、これは要望としてその点は述べて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（後藤正洋君） 以上で渋谷君の質問を打ち切ります。
暫時休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午前11時52分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

次に、通告3番、佐藤君の質問です。質問は、一問一答方式で行います。

佐藤君。

○1番（佐藤立君） それでは、議長の許可をいただきましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

昨年の5月に当別町議会議員となって、間もなく1年です。この1年の中で、みずからがすべきことをしっかりとできているのか、足りないところだらけのような気もしております。ただ、その中でも何か1つあるとすれば、教育を核としたまちづくりについてお話し続けてまいりました。教育といえば、多くの方はその重要性に同意していただきます。しかし、地域活性化を考えると、教育の優先順位はまだ決して高くはないようです。人口減少に代表されるこの町の課題の解決に教育が引き金となり得るということがまだ余り考えられてはいないのではないのでしょうか。産業の振興、雇用の創出、子育て支援策、確かにどれも重要な視点です。私は、それと同じくらい、より正確に言えばそれよりも大事なことがあるのではないかと考えています。それが地域の教育の魅力化です。地域の教育を魅力あるものとするれば、当別町の教育をブランド化することができます。この町の担い手を育成することができます。そうすれば、この町を愛する地域に誇りを持った若者、子どもがふえてきます。それは、産業の創出、地域の魅力化、持続可能化にもつながります。これが教育、学校からの地域づくりだと考えています。

昨日西当別コミュニティーセンターで開かれた小中一貫教育講演会での西先生のお話は、コミュニティー・スクールの意義と勘どころがとてもよくわかるお話でした。大変お忙しい中このようなすばらしい講演会を企画してくださった教育委員会の皆様には、この場をかりて御礼を申し上げます。西先生のお話の中で印象に残ったことが幾つかあります。私たちの地域では、困ったら助け合うとあって被災地でボランティアに励む高校生の話、大人が助け合う地域で育った子どもたちは自然と助け合う人になる。子どもたちは、自然に大人の姿を見ているのです。子どものためなら動く地域がある、子どものおかげで一つになれる地域があるというお話もございました。子どもは、いるだけで社会貢献なのだという

お話もございました。

よく子どもは地域の宝であると言います。でも、その前に、子どもは一人一人の母親、一人一人の父親にとって何物にもかえがたい宝です。だからこそ、子どものためには一人一人の方が動く、地域の皆さんが動くのです。そんな一人一人の宝物、子どもたちが見えています。私たちは、今何をしなければいけないのでしょうか。子どもの話、若者の話をすると、最近の子どもたちには元気がないという話をよく聞きます。なかなか挑戦をしないというお話も聞きます。また、これからの地域を変えていくのは若者たちだという話もよくあります。もちろん若者の柔軟な発想はまちづくりには欠かせません。しかし、人生の先輩として、地域の大人として町民の方々には子どもたちの視線が注がれている背中があるのです。誰かに変えてくれというなら、まず自分が変わらなければいけません。挑戦しようというならば、自分が挑戦しなければいけません。何か物をするときには、できない理由というのは山ほどあると思います。けれども、できることはそれよりもっとたくさんあるはずで、もちろん行政は継続性がとても重要です。そうであったとしても、新たな挑戦には決して臆病になってはいけないと思います。

教育、学校からの地域づくりを進める上で、学校の先生方はとても大切なパートナーです。そして、先生方の本気、熱意に応えるためには、学校設置者である町が本気にならなければいけません。本気とは何か、最も大事な一つは予算です。予算については、来週の予算審査特別委員会でしっかりと議論をさせていただきたいと思います。もう一つは、町として目指すもの、目指す方向をはっきりと示すことです。

そこで、きょうは当別町が目指す教育の方向性について議論をさせていただきたいと思います。昨年の10月に教育大綱が策定をされました。これにより、町長と教育委員会が一枚岩となり、当別町の教育に取り組んでいく体制がより強固になったと考えています。この点このように理解してよろしいのでしょうか。

次に、当別町が目指す教育の方向性についてお尋ねいたします。教育基本法第5条2項によれば、義務教育として行われる普通教育は各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を培い、また国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としています。義務教育の役割は、全ての子どもたちが社会で自立的に生きる基礎を培うことです。そのためには、例えば学力でいえば特に成績下位の子どもたち、児童生徒への万全な対応が重要です。この点について教育長のお考えをお伺いいたします。

27年度の学力・学習状況調査によれば、全国の下位25%と同じ正答数に含まれる児童生徒、これを下位層と言っておりますけれども、その下位層に属する児童生徒の割合が依然高い水準にあります。当別町では一人の落ちこぼれもつぐらなことを重視した教育を目指すべきだと考えますが、教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、教育に関する各種計画、目標についてお伺いをします。当別町の教育に関する計画、目標は、教育基本法に始まり、学習指導要領、北海道教育推進計画、また町の第5次

総合計画、教育大綱、当別町教育目標、第4次当別町生涯学習推進計画、小中一貫教育に関する取り組み基本方針、そして各学校の学校教育目標や学校経営の基本方針など数多くあります。これらの各計画、目標はどのように体系づけられているのでしょうか。また、これらの計画、目標の間の連携、整合性はどのように確保されているのでしょうか。特に各学校の学校教育目標や学校経営の基本方針との連携、整合性はどのように確保されているのでしょうか。

以上、教育長にお伺いいたします。

教育目標を教育行政に適切に反映させるためには、目指すべき子どもの姿を具体的な言葉に落とし込み、この町にかかわる全ての方々が容易に共有できるものにする必要があります。この点について教育長のお考えをお伺いいたします。

次に、当別町で目指す子どもの像について1つ私案をご提案させていただきます。それは、たとえ一度町を出たとしても、みずからの手で仕事をつくってこの町に帰ってくる。そう胸を張って言える子どもを育てるということです。この町をよく知り、この町に暮らすさまざまな大人の方々と触れ合い、この町で育ったことを誇りに思う子ども、そしてこの町の課題を知り、みずからの手でこの町の未来を築いていきたいと考える子どもです。このように、当別町で目指す子ども像を具体的に考えるとき、今私たち大人が何をしなければならないのかが明確になってきます。私をご提案した子ども像は、あくまでも一つの案です。これをきっかけに、この町でどのような子どもを育てるのか、そのためには大人がすべきことは何かについて議論をさせていただきたいと考えています。今申し上げたたとえ町を出たとしても、将来みずからの手で仕事をつくってこの町に帰ってくると言える子を当別町で目指す子ども像とすることについて、教育長のお考えをお伺いします。

最後に、教育問題とは少々離れますが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の関連で1点お尋ねをいたします。現在町内には公的な気象観測網が整備されていません。一方、当別町農業10年ビジョンには将来構想として効率的かつ安定的な生産体制が示されています。その実現には、詳細な気象情報及びそれに基づく各種解析データが欠かせません。また、気象観測網整備による効果は農業にとどまらず、防災拠点でもある道の駅での正確な気象情報の提供や緻密かつ効率的な除排雪体制の確立にも資するものです。このように、気象観測網の整備は農業10年ビジョンの達成だけでなく、社会のインフラとして、またこれから町が取り組んでいくまち・ひと・しごと創生総合戦略の実行にも資する戦略的な意義も持つものと考えます。

そこで、町内に気象観測網を整備する必要があると考えますが、この点について町長の見解をお伺いいたします。

また、気象観測網の整備に当たっては、厳しい財政を踏まえ、国の制度や民間事業者の創意工夫を積極的に活用すべきと考えます。この点についても町長の見解をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（後藤正洋君） それでは、昼を過ぎましたので、1時まで休憩をいたします。

休憩 午後 零時06分

再開 午後 1時00分

○議長（後藤正洋君） 再開します。

午前中の佐藤君の質問に対する町長、教育長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 佐藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、気象観測網整備についてでありますけれども、当別町農業10年ビジョンでは、米、麦、こういった土地利用型作物の省力化、低コスト化、これを産地戦略の4本柱の最上位に位置づけておまして、その実現に向けた策として、ICT、GPS、こういった先進技術の積極的な導入を掲げております。こうしたことから、27年度に自動操舵システムの実証を今スタートさせまして、町内にGPSの基地局を設置して、数センチメートルの誤差での自動運行が可能な体制を構築したところであります。しかしながら、今後さらにこの省力化、低コスト化を強力に進めるために、精密な気象情報の提供システムとの組み合わせが必須であると考えております。議員ご指摘のとおりであります。また、気象情報は、農業だけではなく、近年多発しますゲリラ豪雨等の気象災害の防止、それから豪雪地帯である当別の効率的な除雪、こういったこと、町民の生活にかかわること、いわゆる社会インフラですね、これとしても非常に整備が必要であるというのは私も議員同様に認識しています。それから、観測網の整備に係る国の制度、それから民間事業者の活用、これに関しましてはまず国も経済再生の方策として革新的技術開発の推進に対する各種補助策というものを今用意しているところであります。それから、今議員がおっしゃった民間事業者のノウハウの活用、あるいは創意工夫をしっかりと視野に入れて体制の整備を進めてまいりたいと、こういうふうを考えております。

教育のほうは、後先になりましたけれども、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 冒頭佐藤議員がおっしゃいました教育が大事である、優先されるというのは、恐らくここにいらっしゃる皆さん共通の見解ではないかなというふうに思います。佐藤議員には、これからもご支援のほどよろしく申し上げます。

それでは、佐藤議員の一般質問にお答えします。まず、教育大綱についてのご質問であります。教育大綱はご存じのとおり昨年設置されました総合教育会議において町長、教育委員会で協議、調整し、昨年の10月に策定いたしました。これにより、町長と教育委員会が一枚岩となり、当別町の教育に取り組んでいく体制がより強固になったと理解してよ

いかとのご質問であります。当別町の教育につきましては教育大綱の策定や総合教育会議が設置される前から、既に町長と教育委員会が一枚岩となって教育に取り組んでいく体制が確立されておりましたので、より強固になったというよりも、あえて申し上げるならば、一段と明確になったというふうにご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、下位層の児童生徒への万全な対応と、それから次の一人の落ちこぼれもつくりな教育の両方について答えさせていただきます。教育委員会は、全ての子どもを成長させることが使命であり、全ての子どもが身につけるべき学力を身につけて次に進むということを大前提としております。小学校1年生から中学校3年生までの9年間の一貫した教育を取り入れるのは、まさにそのためであります。また、今回の教育行政執行方針では学力向上のための4つの方針を示しております。これらの方針に基づいて、各学校に指導、支援をしてまいりたいと考えております。

次に、各計画、目標はどのように体系づけられているかとのご質問であります。教育基本法、学習指導要領、北海道教育推進計画などは、各自治体が計画等を作成する場合、当然基本的な考えに置いていることだというふうに思います。議員ご指摘の当別町における教育に関する主な計画等の体系について、ここでは説明をさせていただきます。まず、まちづくりの最上位計画として第5次総合計画があります。それを受けまして、教育においては昨年総合教育会議で策定しました教育大綱が上位の計画であり、その中で当別町教育目標も参酌しているところです。その下に第4次当別町生涯学習推進計画、それから当別町小中一貫教育に関する取り組み基本方針があります。それらを勘案しまして、今回教育行政執行方針を定めました。それから、当別町教育推進計画、これ1年ごとでありますけれども、設定しました。それに基づいて、各学校の教育目標や経営方針が決められていくと、そういうことになります。並びについては、そういう並びになっております。

なお、連携や整合性については、その体系の中で確保されております。関連づけてつくられております。

次に、目指すべき子どもの姿についてのご質問であります。先ほど述べました教育大綱の中で、育てたい児童生徒像、身につけさせたい力を挙げております。少し長くなりますけれども、紹介させていただきます。1点目ですが、基礎、基本と発展的学力、みずから学ぶ意欲、これは将来の夢や希望を実現するため努力し、行動できる子どもというふうに定義づけております。それから、2番目です。豊かな人間性、自分を大切に、人を大切に、未来を見詰め、当別を大切にできる子どもというふうにしております。3点目ですが、健康な心身、未来の当別を支える健全な心身を持つ子どもというふうに定義づけております。4点目ですが、コミュニケーション能力、自分の考えや思いを伝え、聞くことで積極的に人間関係を築く力を持った子ども。5点目ですが、プレゼンテーション能力を挙げております。これは、あらゆる場面で自分の考えを自分の言葉で表現できる子どもというふうにしております。最後に、当別が好きな子ども、これは当別の歴史や文化、産業を知り、好きになり、当別を自分の原点とする子どもというふうにしております。以上6点掲げて

おります。これは、今進めております一貫教育においても同様になります。これを目指して教育委員会、各学校とも共通の認識で教育に当たっているというのが現状でございます。15歳の子ども像、これをみんなで共有し、実現していくということでございます。

次に、たとえ町を出たとしても、将来みずからの手で仕事をつくってこの町に帰ってくると言える子を目指す子ども像とすることについてのご質問であります。先ほど申し上げましたが、私たちが掲げた目標は社会を背負う知、徳、体のバランスのとれた人材の育成ということであります。義務教育の段階でその基礎をつくるということであります。その基礎をもとに子どもたちは大きく育ち、その結果町に帰ってくるもよし、違う場所、世界で活躍するもよしだというふうを考えております。いずれにしても、有形、無形、当別町の発展に寄与してくれるものというふうに期待ができます。私たちの掲げた目指す子ども像は、必ずしもこの町に帰ってくるということに限定するものではありませんけれども、佐藤議員の言われるたとえ町を出たとしても将来みずからの手で仕事をつくって、この町に帰ってくると言える、そういった精神といいますか、魂といいますか、そういった子をぜひ育てていきたいなというふうと考えているところであります。

以上、佐藤議員の一般質問に対する答弁といたします。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ご答弁ありがとうございました。それでは、一問一答形式ですので、順番に補足の質問をさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目、教育大綱の部分に関してですけれども、既に一枚岩となって活動されているというところは大変力強いお言葉で、ぜひこれからも当別の教育のために町長と教育委員会でしっかりと情報共有をしながら動いていっていただきたいと思っております。その中で1点だけ、総合教育会議というのは以前の一般質問でも取り上げたことございますけれども、教育委員会と町長部局の間で情報交換ですとか意思疎通を図るために非常に有効な機会だというふうを考えておりますので、この部分をぜひ教育委員会から積極的に活用していただきたいと考えております。今後教育委員会として総合教育会議についてどのように活用していく予定なのか、教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 総合教育会議の活用ということでございますが、基本的には主宰は町長ですので、町長の求めに応じて開くというのが基本的になっておりますが、こちらのほうから働きかけで開いてもらうということは可能でありますので、教育委員会が抱える課題ですとか、そういったものの解決ですとか、そういった重要案件についてぜひ町長と意見を交換しながら先に進めていきたいということで、統計を見ますと年に1回、2回程程度の開催をとということが主な市町村が多いのですけれども、そういうこともありますけれども、課題によってはもう少し多くやるというようなこともありますし、折に触れてといいますか、課題に応じて活用を図ってまいりたいというふうを考えております。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤 立君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いをいたします。

それでは、先に進ませていただきます。義務教育での特に下位層の児童生徒に対しての重要性というところで、教育長からご答弁いただいたとおり、義務教育では全ての子どもの成長ができることが大前提というのは、これはまさに大前提であって、決して外れてはいけないところだというふうに考えております。ただ、同時に、その中でそれぞれの児童生徒の状況に応じて義務教育としてこれから社会に子どもたちを送り出していくためには、よりどの部分をしっかりと見ていかなければいけないのかというのが非常に大きいポイントになってくるかと思えます。例えばですけれども、ある種エリート教育的に上のほうを伸ばして行って日本を引っ張る人材をつくるのだというのも一つの考え方としてあり得るかとは思いますが、私はむしろ教育の中で、特に義務教育の中ではいわゆる下位層と呼ばれている生徒、児童たち、学力の問題で自分の夢を実現することができないというようなことがあってはいけないのだというふうに考えておりますので、この部分については当別町は絶対にそういう子どもを出さないのだという強いメッセージをぜひ出していただきたいというふうに考えております。ですので、この部分、教育長がおっしゃっている大前提というところは十分認識をしておりますけれども、それでもあえてより手助けが必要な子どもたちに対しての力強い支援をしていていただきたいと思っておりますけれども、その点についてもう一度教育長のお考えをお伺いできますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいまの質問ですが、教育委員会としては今私が申し上げたような方針でおりますが、それを受けて各学校で児童生徒の実態を捉えて、それぞれに応じた指導ということで、特に下位層という言い方は私余り好きではありませんので、使いたくないのですが、個に応じた指導ということを非常に今重要視しております。学力・学習状況調査を例にしていえば、個人の成績表というのが配られますし、それをもとに学校は詳細な分析をします。この子はここが弱いのだ、できていないのだというところ。それをもとに、例えば個別の指導をしたり、授業の中では少人数指導とか習熟度とか、T Tですとか、あるいは放課後の学習ですとか、長期休暇中の学習ですとか、そういったことに取り組んでいくことになっておりまして、これまでもそういうふうなことに取り組んでおりますので、そういういいながらなかなか成績が上がらないのではないかと指摘を受けるのですけれども、そういうことを地道に取り組みながら底上げを図っていきたいというふうに思っております。また、全国学力・学習状況調査ということが今クローズアップされて、それはしようがないのです、各学校では標準学力テスト検査というのを各学校やっております、CRT、NRTというふうに呼ばれておりますが、それも全国の規模の検査なのですけれども、それなども見ながら、一つの尺度にとらわれずにやっていっているというのが今学校の現状ですので、教育委員会としてもそういったことの後押しを、28年度予算で新たなこともやっていきますし、取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。今の点、個に応じた指導というのは、まさになるほどそういう表現があるのだなと。私も下位層という言葉自分で使いながら、ちょっとぴんとこないところもあったのですが、非常にすばらしい表現だと思います。これはまさに大事なところなのだと思います。個に応じた指導という点から申しますと、例えば当別町ですと社会福祉法人のゆうゆうさん初めとして、いわゆる困り感のあるお子さんですとか、発達障がいのお子さん等を含めてかなり幅広い方々に対して手厚いサービスをしている町であるというふうに考えております。そういった点からも、これは可能なのかどうかという問題ありますけれども、例えばそういった社会福祉法人さんとの協力なんかもしていきながら、まさに児童生徒の個に応じた指導というのを積極的に進めていただきたいというふうに考えております。この点、例えば社会福祉法人ですとか特別支援学級ですとか、そういったところと普通学級との間でかなり垣根を低くするような形での連携した指導方法というのは可能なのか、この点について教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 困り感のある児童生徒ですとか、あるいは普通学級に入っている特別支援の必要な子どもというのは、年を追ってふえてきている傾向にあります。教育委員会としては、そういったことに対応するために予算をつけていただいて、特別支援員というような形で各学校1名基本にして、人数によってはもう一名増員とかという形で支援をしてきております。外部の力をかりてということについては、今学力問題に限らず、普通にやれている、やらなければいけないことですので、私もゆうゆうさんとのつながりというのは今の段階では押さえていませんけれども、いろいろ調べて、もしそういったことで子どもたちのためになるのであれば、それを取り入れるということはやぶさかではありません。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。

それでは、先に進んでいきたいと思っております。教育に関する諸計画に関してのところ、内容のご説明どうもありがとうございました。また、連携、整合性についてもしっかりと確保されているということでしたので、恐らくその点についても大きな問題はないのであろうというふうに私も思っておりますが、一方先ほどご説明いただいた例えば教育大綱であったり、教育目標であったり、また生涯学習推進計画ですとか、あと小中一貫教育、こういった目標を見ていきますと、似たようなことを書いてはあるのだけれども、少しずつ表現が違ってきたりとか、例えばですけれども、教育目標については、これは時代的な背景かもしれないのですが、科学的な知識や技能を身につけるといったような表現があり、一方小中一貫教育の中では、これもまた昨今の時代を反映してでしょうけれども、

コミュニケーション能力だったり、プレゼンテーション能力であったりとか、少しずつ表現ですとかポイントに置いているところが変わってきているのではないかと思いますけれども、こういったところの表現上の問題、またポイントに置いているところが少しずつずれていっている、こういったところは町の教育行政を行っていく上で大きな支障となっていることはないのでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 佐藤議員おっしゃるとおり、表現の違いが若干あります。私平成25年に教育長になったときに、当別町教育目標を初め目を通したのですけれども、精神は、言っていることは同じなのだと思いつつ、ちょっとずつ違うものですから、その辺の整合性をといることは考えましたけれども、それで大きく支障があるとか、そういったことはありませんので、そういったところの訂正といいますか、そういったことは今考えてはおりません。

以上です

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。例えば教育目標でいいますと、これは昭和31年でしたでしょうか、に策定をされているものでして、もちろん精神としては全く、ここで書いてある強靱な精神とたくましい体ですとか、豊かな情操の涵養ですとか、非常に根底としては通じるところがあると思いますけれども、一方一貫教育の中で出てくるようなコミュニケーションですとか、対人関係にかかわるようなところというのは若干書きぶりが弱いところもあるのではないかと思います。今後これはすぐの話ではないですけれども、当別町でこういった子どもを育てるのかということを考えていく中で、教育目標について今の時代の背景を取り入れて改めて作成するような議論をしていくというお考えはありますでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） ただいま申し上げましたが、私平成25年になったときに目を通して、まず思ったのは当別町教育目標、今昭和31年制定であるというふうに言われましたけれども、古いなというのが正直な感想でした。しかしながら、読み込んでいくと現代に通じるのです。だから、昭和31年という大変古いというか、昔という表現が当たっているかどうか分かりませんが、そこに立てた先人の方たちの見識といいますか、未来を見通す力といいますか、それは大したものだなというふうに感心しました。ただ、全てが現在にマッチするかというと、今おっしゃったとおり、ではなくて、例えば何々を身につけるといふ表現はあるのですけれども、それをどう活用するかということについては述べていないのです。ですから、そういうところはやっぱり何らかの形で、当然この中に多分含んでのことだと思いますけれども、表現はされていないので、その辺どういうふうに表示していくかということは知恵を出していきたいなというふうに考えますし、いろんなたくさんあるそういった計画をもう一度見直して、そごがあればきちんと正して系統立

てていきたいなというふうに考えます。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。これは決して急いでやるような話でもないですし、時代の流れに合わせればいいというものでは決してないとは思いますが、同時に常にこれから世の中に出ていく子どもにどういう能力を身につけさせなければいけないのかというのは真剣に議論をしていく必要があると思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから次に、各学校の教育目標や経営計画との連携という部分で1点確認をさせていただきたいのですが、例えば28年度の各学校の計画の策定というの行われていると思うのですが、それに当たって実際学校現場と教育委員会の間のコミュニケーションというのはどの程度どのようにとられているのでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 今学校では次年度に向けての作業をしておりますが、もうほぼといいますか、骨格はできているところだというふうに思います。それで、つくる前に教育委員会としての28年度の方針を推進計画という形で示しまして、これにのっとった形でつくるようにという指示をしております。それから、今一貫教育を始めようとしておりますので、育てたい児童生徒というものは共通のものでなければいけませんので、それを上位に据えるということで指導しました。教育委員会の方針を受けて、各学校では年間計画、教育計画をつくると、そういうことで私たち指導しております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。ちなみに、その指導ですとか計画策定していく段階で、例えば教育長と各学校の管理職の方々とで懇談もしくは意見交換をする場というのは設けられているのでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 当別町には校長会、教頭会というのがありまして、定期的に月1回会合を持っております。もし課題があれば、臨時の校長会ということも開く場合もあります。その場で指導あるいは意見交換等十分する場がそこで設けられています。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。しっかりコミュニケーションがとれているということで大変安心をいたしました。ただ、もし可能であれば、月1回と言わずに、いろいろな機会に学校の先生方とお話をする機会をつくっていただければ大変ありがたいかなというふうに思います。

それでは、もう一つ先に進んでまいります。目指すべき子ども像の具体的なところをと

いうので、先ほど6点に分けてご説明をしていただきまして、確かに一つ一つのポイント、非常に重要なところをお話をされていますし、何か欠けてはいけないようなところがつながって6点あるのだと思います。ただ、同時に、例えばこの6点を当別町でこういう子どもを育てるのですよというふうにお話をして、それを聞いた方がでは6点全部頭に残りますかという、それもなかなか難しいところがあるのだと思います。先ほど教育目標の中で教育長まさにおっしゃっていた読み込んでいくと現代に通じるものがあるにつながるところですけれども、しっかりと読み込んでいけば確かに一つの方向というのが見えてくるところではあるのでしょうかけれども、義務教育というのはかなり多くの方がかわりますし、学校の先生方、また保護者の方、そして今学校ボランティアを中心に地域の方々にもかかわっていただく必要があります。そのときには、しっかりと読み込めばわかる目標も大事ですけれども、同時に一つの具体的なイメージをわかりやすいようなキャッチコピーとでも申しましょうか、非常にわかりやすい目標というのを定めるということも必要なことではないのかなというふうに考えております。そういった意味で、目指すべき子どもの姿を具体的な言葉に落とし込むことが必要なのではないかとご質問をさせていただきました。ですので、今回児童生徒像として出ている6点では少々多いのかなと、覚えられて最大3つ、できれば1つぐらいにできたほうがというふうに思うのですけれども、ここをもっと共有という点に絞って絞り込んだ児童生徒の像というのを定めるお考えはないでしょうか。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） この6点については非常にわかりやすく設定したというふうに思います。見ていただければすとんと落ちるかなというふうに思います。教育委員会もそうですし、学校もそうですし、お父さん、お母さんもそうですし、地域の方もそうですけれども、皆さんと共有した形で物事進めていかないと教育は進みませんので、そういった意味では非常にわかりやすい目標だなというふうに思っておりますので、6点あって、それを短縮してぼんという形もあるとは思いますが、今のところこういう形で進めていこうというふうに思っております。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） 確かに1点1点の文章は非常に精査をされていて、わかりやすい文章になっている。そこは確かにそうだと思います。では、頭に1つぼんと言葉が残るのか、例えば当別でどんな子どもを育てるのですかと学校の先生や教職員の方々、またPTAの方々、皆さんに質問したときに全く同じ言葉が返ってくるような共通のイメージを持つことができるのか、ここが地域の方々の協力をいただく上で非常に大事なところなのではないかなというふうに思っております。これも偶然ですけれども、きのうの西先生のお話の中での学校ボランティアを組織化するという中で、しっかりと組織化をすることによって、何をしているのか外部の方からわかりやすくなることによって非常に多くの方がまた

参加できるようになったというようなお話もありました。ですので、多くの方のご協力を得るためには、やはりわかりやすさというところも非常に大事なポイントだと思いますので、今の点について1つにまとめるというのは非常に難しいところだと思いますけれども、ぜひわかりやすさにポイントを置いたメッセージの発信というのをご検討いただきたいというふうに考えております。その点についてもう一度教育長のお考えをお伺いいたします。

○議長（後藤正洋君） 教育長。

○教育長（本庄幸賢君） 6点掲げてありますが、その上といいますか、目標を言えば、社会を背負う知、徳、体のバランスのとれた人材の育成というのが目標として掲げておりまして、それを受けてその下にあるという、そういうイメージですので、もし一言で言うということであれば、知、徳、体のバランスというのは文部科学省でも盛んに言っていますし、ほかの自治体でも言っていて、目新しいというふうには僕も思わないのですが、私たちの目指すところはそういうバランスのとれた人材ということですので、キャッチフレーズといいますか、そういうものをということであえて言うならば、目標はそういう人材であるということです。もしそういったことで、佐藤議員おっしゃるとおりこれからコミュニティ・スクール等でいろんな人が入ってきますので、そういった方たちの意見をもらいながら、今私たちが持っているものを基本、基礎として、それをまた別な形で作りかえるのかどうかということをお話することは可能だなというふうに思っていますけれども、精神としては今ここに示したもので子どもたちを育てていきたいというのが私の今考えている考えであります。否定するものではございませんけれども。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。知、徳、体は教育では必ず出てくるところであります。ただ、指導要領にも載っている言葉で、これを前面に出してしまうのもちょっと町の独自性としてはという気は若干するところではありますが、非常に重要な点だというふうに考えております。今後コミュニティ・スクールの中等でも議論をしていく機会もあるというふうにおっしゃっていただきましたので、ぜひここは多くの方々のご意見をいただきながら、ご協力がいただけるようなわかりやすい発信というのを今後も検討していただければなというふうに思っております。

また、最後に具体化の私案として申し上げた仕事をつくって当別に帰ってくると言える子というところで、ここは私も町に帰ってくることが全てだというふうには思っておりません。もちろんそれぞれのお子さんの考え方によって、世界に羽ばたいていく方もいれば、一回出て東京や大阪で働く方もいらっしゃる、ずっと当別にいる方もいらっしゃる。だけれども、そういった方々が自分のやろうと思ったことを学力を原因に諦めてしまっただけいけない。また、もう一つ、この町で育った、当別で育ったということを誇りに思えるような教育をぜひしていきたい。それをあらわす一つの言葉として考えてみたものです。教育長のほうからも、帰ってくることには限定はしないけれども、その精神の部分というのは非常に似通っているというようなお話をいただきましたので、この部分も含め、今後の

小中一貫教育、またコミュニティ・スクールの中でさまざまな方とまた議論をしていただいてみたいと思いますし、私のほうからもまたいろいろとお話をさせていただきたいと思います。

それでは次に、気象のほうについて1点質問をさせていただきます。町長のほうから非常に社会インフラとしても重要なところであるしというふうなお言葉をいただきました。ありがとうございます。ここはぜひ進めていただきたいというふうに考えております。その中で、気象観測というのは設備を整えることが決して目的ではなくて、そこから得られた観測データをいかに活用していくか、そこが重要なところだというふうに考えております。得られた気象情報をもとにした解析情報を活用すれば、先ほどおっしゃったゲリラ豪雨などの局所的な天気予報、また病害虫の予測情報を活用した営農スケジュールの改善ですとか、農薬、肥料の削減によるコストの削減、また有機農法への道も開けてまいりますし、道の駅における吹雪予測の提供、除排雪の効率化など、本当に幅広い効果が出てくるものと考えています。ただ、そのためには関連する事業者、例えば町ですとか、農業者、農協、土地改良区、また道の駅、これがもしかしたら地域商社というところになるのかもしれませんが、道の駅、また除排雪業の事業者など、関係者が協力をして気象観測の情報、解析情報を継続的に活用できるような体制を整えていくということが欠かせないというふうに考えております。こういった継続的な活用できる体制の整備に対して今後当別町としてどのような取り組みを進めていくお考えでしょうか、その点お聞かせください。

○議長（後藤正洋君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今議員のおっしゃるとおり、つくることに意義があるわけではなくて、活用することですから、情報の活用と、それから気象観測網、これを整備していく、そういったことが非常に重要だと考えています。例えば農業においては、精度の高い気象情報を解析して、それをしっかり活用していくということでコスト削減だって可能でしょうし、また加えて気象情報、土壌の性質とか病害だとか、あるいは収量、品質、こういったもののあらゆる情報を蓄積して行って、そしてそのビッグデータを将来活用することによってさらなる大幅な省力化、こういったことにつなげることができると思います。それからまた、それに加えて、農業だけではなくて土木工事の施工、これにも利用するとか、除排雪、観光、林業、こういったことにもさまざまな分野に活用することが想定されます。これをやれば、かけたお金のトータルのコストが分散されますから、そういう点でもこれをしっかり広げていくという、こういうことをやっていきたいと思っています。

それから、これは単発でやったのではデータになりませんので、継続的にやっていくということが非常に重要だと思います。したがって、気象情報、それからこういった気象観測情報を活用する言うならばあらゆる業界、先ほどちょっと業界のお話をされましたけれども、こういった業界を全部抱き込んで、そしてできれば関係者が一堂に会して検討会やったり勉強会やったりと、こういうことをやって連携体制をしっかり構築していく、そして継続性を意識した体制づくりをしていきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（後藤正洋君） 佐藤君。

○1番（佐藤立君） ありがとうございます。ぜひそういった動き今後必要になってくるとお思いますので、その点については町のほうからも積極的なご支援をお願いしたいと思います。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤正洋君） 以上で佐藤君の質問を打ち切らせていただきます。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時37分

再開 午後 1時38分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

次に、通告4番、鈴木君の質問であります。質問は、一問一答方式で行います。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。日本共産党の鈴木岩夫でございます。

初めに、TPPについて伺います。TPPは、昨年10月の大筋合意、ことし2月の署名、そして先日の新聞報道によりますと5月にも批准、承認かというプロセスで進んでいます。そして、ついに承認案と関連一括法案が閣議決定、国会に提出されました。TPPは、言うまでもなく、米や牛肉などの農産物を含め、関税を原則として撤廃、輸入を拡大し、食の安全、著作権、雇用、医療などあらゆる分野で多国籍大企業に有利なアメリカ中心のルールを押しつけるものです。さらに言うならば、TPP交渉21分野のうち、関税に関する分野は2分野にすぎず、他の分野は非関税障壁と呼ばれる分野です。つまりTPPの大半は、非関税障壁の撤廃を目的としているのです。非関税障壁とは、関税ではないが、貿易の妨げになるものを言います。例えば公共工事の外国企業の入札参入について、現時点では政令指定都市までとされていますが、それが問題だ、市町村にも拡大せよという要求が出た場合、ISDS条項の影響で拒否できず、今後市町村にも拡大されることが考えられるのではないのでしょうか。それだけでなく、地方の公共工事予算が削減され、地元の事業者は大変な状況です。冬の除排雪体制を充実させ、住民の命と暮らしを守る上でも重要な問題です。また、地産地消の影響についても心配です。産直や学校給食における地産地消の取り組みへの影響は本当に考えられないのでしょうか。これから進めようとしている道の駅の産直や学校給食における地産地消の取り組みに対して、外国産農産物の貿易を阻害している、やめよという要求が出た場合、ISDS条項の影響で拒否できず、取りやめ、縮小といった影響はないのでしょうか、心配です。

そこで、伺います。TPP参加は現時点で当別町にとってどのような影響を及ぼすと考

えているのか、町長の考えを伺います。

私は6月の定例会で、TPP協定が実施された場合当別町としての具体的損失額はどの程度考えられるかと質問しています。回答は、道の試算をもとに5割程度ということでした。つまり大いに影響があるということでした。現時点で当別町農業10年ビジョンに影響があるか。影響があるとすれば、見直すことになるのかを伺います。

国は、TPPの影響を少なくする対策事業、政策大綱を策定し、実施します。この対策事業で当別町の農家が利用できる事業というのはどのようなものがあるのかを伺います。また、実際当別町の農家が事業申請した事業の内容、申請の実情について伺います。

TPPは、日本の交渉参加から昨年秋の大筋合意まで秘密交渉を繰り広げた結果、日本に全品目で95%、農林水産物で81%、重要5項目だけでも30%の関税撤廃を押しつけるものになりました。これでは、米、麦、牛肉、豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について引き続き再生産可能となるよう除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないことといった国会決議に違反し、当別の農業や町に深刻な打撃を与え、町民生活にも大きな影響を及ぼすことになるのではないのでしょうか。国会で審議されるTPPは、協定本文だけでも約3,000ページ、関連一括法案は11法案にのぼります。秘密交渉の上、内容が膨大で現時点においてもその内容について国民に明らかにされない、影響についても過少に評価する。このようなTPP協定は、批准、承認すべきでないと考えるが、町長の考えを伺います。

次に、介護制度における総合事業移行について伺います。私は、9月定例会でもこのことについて伺いました。第6期、平成27年度より平成29年度、当別町介護保険事業計画によると、本町では平成29年度より新しい総合事業を開始すると予定していて、それに伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については順次利用者が新しい総合事業によるサービス給付へ移行していくとあります。また、介護予防給付費は、訪問介護と通所介護について平成29年度半減しています。一方、地域支援事業費の見込みは、平成29年度およそ2倍になっています。具体的にどのように移行するのでしょうか、具体的なイメージをお聞かせいただきたいと思えます。また、新しい総合事業への移行により住民の負担がふえるのでしょうかと質問いたしました。また、計画を円滑に推進するために情報提供、共有の推進、計画の推進管理、町民、関係機関等との連携及び協働の推進が掲げられていますが、サービスを受ける本人の納得、同意はもとより、家族の苦労も大変なものがあることでしょうか。住みなれた町で住み続けられるまちづくりを進めるためにも、町としてさまざまな困難を抱えている利用者一人一人にしっかり寄り添い、これまでの生活を継続できるようあらゆる手だてを尽くすことが必要と考えるが、どうかと質問いたしました。回答は、詳細についてはケア会議にて本年度より議論を開始するというものでした。また、後段部分については、そのとおりであるとの回答でした。

そこで、伺います。総合事業の内容策定はどこまで進んでいるのかを伺います。また、今後いつごろをめどに策定完了するのか。これまで利用していた人が、これから利用しよ

うとする人が希望する支援、介護を受けることができるのかどうか。利用者の負担がふえるのかどうかを伺います。

なぜ私が繰り返しこの質問をするのか、先行して取り組む自治体にある事業所では、介護保険では対応できない生活支援を安価な有償サービスで提供し、地域住民の生活を支えるための地域支え合い生活支援事業の開始を決定して、公益性の高いまちづくり事業への助成制度の創設を求めたり、総合事業のB類、住民主体型で助成の対象となる人件費や賃料など事業運営に係る間接経費の補助を求めるなど、財源の確保を目指して行政に要望書を提出する動きがあるからです。また、昨年4月より実施された介護報酬の削減が特に小さな事業所、自分たちの力で支え合おうと立ち上げた家族的な雰囲気のある小さな事業所の運営を圧迫し、非常に厳しい現実と直面され、撤退、廃業を余儀なくされている現実を生んでいるからです。さらには、新しい総合事業への移行は平成27年度より平成29年度の3年間です。しかし、ほとんどの市町村は27年からは移行が難しく、平成29年度から移行と準備を進めています。本格移行が平成30年度ですが、多くの市町村が苦慮しています。その状況下で、国は次の改定で要介護1、2の生活支援サービスを介護制度で対応できないようにすることまで検討しています。介護を受けるようになったら、嫁や子どもには迷惑をかけられない、ホームに入れてもらうさ。でも、入れてもらえるのか心配だという相談を受けます。介護は高齢者だけの問題ではありません。それを支える家族、社会の問題だからです。家族を、社会を支えてきた高齢者が安心できる老後を願うのは、高齢者のみならず家族や社会の願いのはずです。安心を与える介護制度としてスタートして16年、不安を与える介護制度にしてはならないと考えるからです。

以上であります。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 鈴木議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、TPPについてであります。当別町への影響につきましては、TPP協定は農産物においてほとんどの品目で関税が撤廃され、米、小麦、酪農、畜産などの重要品目についても3割近い関税が撤廃されるかつてない市場開放の合意ということでもあります。このTPPの発効によって、輸入農産物の侵入とそれによる価格の低下、それによって国内農産物の価格もそれに引っ張られる形で低下していく、こういったことが大変懸念がされております。

TPP協定は批准、承認すべきではないというご意見に関しましては、議員ご指摘のとおり合意内容の影響やそれに関する町民の不安、疑念、こういったものが必ずしも解消された状況にはないと私も認識しております。先般国に対して合意内容や影響の説明、それから恒久的な政策の確立について要望したところでありますが、今後とも特に農業、私の町にとっては農業を中心とする町の経済、それから町民の暮らし、これが脅かされることのないように、国に対して対応を継続的に求めてまいりたいというふうに考えております。

それから、当別町農業10年ビジョンへの影響について鈴木議員が触れられました。10年ビジョンには、輸入農産物増加の懸念を脅威と捉える事項として、既にこれは実はこの中に盛り込んであるわけです。そういった情勢に耐え得る産地の体質改革の方向性をこの中では示しております。現時点でこれを見直すというふうには考えておりませんが、こういったことを踏まえてこの10年ビジョンを進めていかなければいけないと思っております。もちろん農業者の不安の払拭のためにも10年ビジョンに掲げた目標を一刻も早く前倒しして実現をし、こういった難局を乗り越えていくことが必要だというふうに私は思います。それから、大筋合意直後に農業関係機関のトップによる農業10年ビジョン推進委員会を早速開催し、臨時に開催して委員間でその決意をお互いに確認をいたしました。

T P Pの影響を少なくする対策ということにご質問というか、触れられましたけれども、T P P対策で我々が利用できる国の事業として、まず売り上げの拡大、それからコスト縮減に取り組む担い手を支援する担い手確保・経営強化支援事業、それから産地パワーアップ事業、こういったものがこの支援事業として措置されております。担い手確保・経営強化支援事業というのは、これについては要望調査を実施しているのですが、今町内からは3件の農家から、農業機械の導入の要望だとか、農業機械の導入だけですね、これについての要望があります。もちろんこれでもまだ採択の可能性については確定しているわけではありませんけれども、今後これも推進、我々としてはしっかり要望あるいは獲得をしていきたいと思っております。

いろいろとT P Pの件で今鈴木議員がおっしゃいました中で、思いは同じなのですが、町だけでできることには限界があるといえますか、やはり道あるいは市町村会、そして農協さんとか改良区さん、農業関係者、こういった方が一緒になって一丸となって、T P Pの影響を少しでも減少できるように国への要望を今後とも続けていきたいというふうに思っております。

2つ目の介護保険における総合事業の移行についてのお話ですが、まず総合事業は昨年6月から、先ほど議員からも出ましたけれども、地域ケア会議、これに専門部会を設けまして、実施内容について協議を進めております。昨年は要支援者に対する訪問介護、それから通所介護についてそのニーズ調査を行い、調査の結果の課題の整理を集めたところがあります。28年度には、この要支援者に対する訪問介護と通所介護、これに必要な人員や運営基準などの設定、そして総合事業で新たに行うべき地域の特性を生かした生活支援サービスの詳細について検討を進め、そして平成29年4月から実施する予定としております。先ほどお話ありました平成30年という国のあれがありますけれども、できれば29年4月からでも実施をしたいというふうに今計画をしております。

それから次に、希望する支援、介護をまず受けられるのかと、それから負担がふえるのかというご質問ですが、今回の総合事業の趣旨は今まで国の基準で策定された介護サービスをむしろ地域の特性に合わせた当別町基準で行えるというものであります。そのサービス内容は多様で使いやすいものとなると思いますので、この中から要支援者が選択

ができる、要支援者の選択肢をふやすということがこの総合事業の主目的であります。したがって、そのメニューの中から本人や家族の希望する支援、介護が受けられやすくなります。

負担なのですけれども、負担は今までのことを全部やるということではなく、家族あるいは本人が希望するものを選ぶ仕組みとなりますので、一律にこれによって負担増になるというふうには考えておりません。おっしゃるとおり、安心できる介護サービスの仕組みを当別町基準というものを特性に合わせてしっかり作り上げていきたいというふうに思っております。

以上で鈴木議員の質問に対する回答とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） TPPについて思いは同じだと、町だけでなく道や市町村、農協、関係者等と一丸となってということで、オール当別でこれまで取り組んできたようにこれからも取り組んでいきたいということで、本当にそういう立場で私たちも頑張っていきたいなというふうに思っております。

そこで、これは質問ということではなくて要望という形で述べておきますけれども、最初に現時点で当別町にとってどのような影響を及ぼすと考えているかということについて、農業分野について回答ありましたけれども、多岐にわたるということで、これについてはこれから引き続いて研究、議論をやっていきたいなというふうに思っております。本当にいろいろ頑張ろうとしていることがこのことによって壁になってしまうということでは大変ですので、そういう意味でもしっかり研究してやっていこうではないかということで、最初に要望という形で言っておきたいと思います。

そこで、10年ビジョンは耐え得る改良を最初に盛り込んでいるのだということで、そしてさらに前倒しでやっていきたいということであるわけだけれども、非常に楽観的過ぎるのではないかというふうに、10年ビジョンを見たときも私なんか感じたわけですけれども、いろんな表現があると思うのですけれども、もうかる農業と、大いに僕は賛成ですけれども、言い方を変えたら食べていける農業というか、実際のところ多くの農家の方々、せめて食べていける農業、これにならないかなという思いのほうが強いのではないかという感じするのですけれども、その辺で耐える改良を盛り込んであると、前倒しで実践していくとかとあったのだけれども、余りにも楽観的でないかというふうに思うのですけれども、その辺どう考えているか聞きたいと思います。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 最初の点はそういうことで、ご質問ではないということではよろしゅうございますね。

10年ビジョンについて楽観的過ぎるのではないかというお話なのですけれども、10年ビジョンですから、あしたすぐにできるとも思っていませんし、先行き、もっと言えば今のままでは当別の農業はどうしても後塵を拝していつてしまう可能性を秘めている。それは、

担い手の問題とか、それから戸数が少しずつ減っていく、また個々の農家は皆さん非常にしっかりやっておられるけれども、まとまった力になっていない。いろんな点で当別の農業には課題があると。そこで、こういったTPPの問題、それから農業改革、こういったものを受けて、それに当別農業は何としても打ちかって、そして生き残っていかなければ、うちのまちが潰れてしまうわけですから、そういう点で先の目標はしっかり立てて、それに向かって何をやるかということをやっているかといけなと思います。今の10年ビジョンの中では、TPPのこれから起こるであろう影響が全部含まれているかということ、そんなことはありません。当然これからのTPPの先行きがどうなるかによっていろいろと歩きながら変更していかなければいけないと思っております。でも、目標がないとそれこそ皆さんの意識が高まらないということもありますので、そういった高い目標を持ってやっていると、こういうふうにご理解をいただければと思います。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 課題があると、TPPやさまざまな政府の改革と、厳しい局面もたくさんあるだろうけれども、それに打ちかっていくということで力強い町長の答弁があったなど。先ほど言ったようにオール当別で打ちかっていくと、農業が基幹産業なのだということで私も全力で頑張っていきたいなというふうに思います。

さて、農業問題であと1点だけ、当別町の農家が利用申請した事業の内容、申請の実情について伺いますということで、特にパワーアップ事業についてなのですが、3件要望があったということと、農業機械、これについて要望3件上げたけれども、これもまだ確定していないということなのですが、聞くところによると、間違いであれば僕の認識不足なのですが、かなりの方々がパワーアップ事業に申し込もうとしたけれども、どうも基準が厳し過ぎるというか、そういったことで申請書を上げることができなかつたと、そういう実態があったのではないかとこのように僕は押さえているのですが、その辺どうなのでしょう。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） この点は、担当のほうから回答させていただくということでよろしいですか。

○副議長（島田裕司君） 農林課長。

○農林課長（並川敏万君） 担い手確保・経営強化、議員のほうからは産地パワーアップ事業というふうに言われましたけれども、今要望等を受け付けておりますのは担い手確保・経営強化支援事業のほうでありますけれども、これについては町長のほうからも説明ございましたけれども、売り上げの拡大ですとか、コスト縮減に取り組む、10%以上の縮減とか拡大に取り組むというような要件がございまして、それに合致するもの。国で採択するときもポイントをつけて、上のものからとるというふうな方法で選別されますことから、国の選択に残っていくものということで、うちのほうで要件等も精査した上で3件ということで道のほうに上げさせてもらったものでございます。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 介護制度の問題の質問に入る前に、今の回答について質問ではなくて、非常にハードルが高いという、そういう制度も含まれて、使いたいけれども、使えないということもあるということで、これはどうにかして使えるようにするという、何かそういう工夫はできないのかというふうに思う次第です。先ほどの打ちかっっていくということでも、国の対策を大いに使えるようにしていくという工夫が必要でないかなというふうに感じて聞いておりました。

そういうことで、介護保険制度に再質問させていただきますけれども、答弁を聞いてみますとどうもすとんと落ちないところもあるというか、利用者の負担がふえないののだろうか、同じなのだろうか、安くなるのだろうかというところでどうもすとんと落ちないところがあります。確かに確定していないということもあるかもわかりませんが、希望する支援、介護を受けることができるのかということについても、どうもバラ色というような感じを受けてならないわけです。利用者のニーズ、細かなニーズに応えられるようになるのだというふうなことで答弁あるわけですが、本当にそんなバラ色なのだろうかというふうに受けとめてしまうわけです。地域包括ケアというか、社会で支え合っていくという、そういう理念は非常に大事で、これはスタート地点からそういう理念だったわけで、本当ならばそれがどんどん進化していかなければならないはずなのだけれども、どうもそんなふうには聞こえない。また、国の制度は、応援するのではなくて、頑張っている事業所、また家族の方々にどうも仕打ちをかけているようではないと思うのは思い違いなのかどうか、その辺本当にこんなふうに、町長が答えているようにバラ色でよくなるのですかというところはどうか、僕はどうもそういうふうに思えないのだけれども、よろしくお願いします。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） バラ色なのと言われると、私もまだ中身を全部把握しているわけではないので、わかりません。こういった福祉制度というのは、今多分鈴木議員が懸念されている国が制度を変えることによって地域が必ずしも楽にならない。これは、これだけに限らずそういう傾向があることは否めません。ですけれども、だからといって国の制度変わったのにそれを無視して我々だけでというわけにはいきませんので、国の制度の中でできる限り我々のできるものを一つ一つやっていくということしかないのかなというふうに思っております。中身について、きょう担当のほうに聞いても、まだ全部精査されていませんので、多分ご報告できないのだろうと思いますので、また次の機会に要件がもう少し整理できましたら中身を精査していきたいと、こういうふうに思います。

○副議長（島田裕司君） 鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） では、最後になりますけれども、9月でお尋ねしたことをもう一度町長に確かめて終わりたいと思うのですが、住みなれた町で住み続けられるまちづくり

を進めるためにも、町としてさまざまな困難を抱えている利用者一人一人にしっかり寄り添って、これまでの生活を継続できるようあらゆる手だてを尽くすことが必要と考えるかどうか、重ねて町長に伺って終わりとします。よろしくお願いします。

○副議長（島田裕司君） 町長。

○町長（宮司正毅君） 今おっしゃったとおり、住みなれた町で町民が今までの生活を維持できるというよりも、むしろ今まで以上の生活ができるように私としてはやっていたかと、こういうふうに思っております。その決意は全く変わりありません。

以上です。

○副議長（島田裕司君） 以上で鈴木君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすは午後1時から会議を開き、引き続き五十嵐君の一般質問から行います。

本日はご苦労さまでした。

（午後 2時16分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回当別町議会定例会 第4日

平成28年3月11日（金曜日） 午後 1時00分開議

議 事 日 程 （第4号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

散 会

午後 1時00分開議

出席議員（14名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君

欠席議員（1名）

15番 後藤正洋君

欠員（なし）

説明のための出席者

町長	宮司正毅君
副町長	増輪肇君
総務部長	加賀谷定歳君
総務課長	北村和也君
財政課長	江口昇君
企画部長	二木勝義君
企画部参与	吉尾雅昭君
企画課長	長谷川道廣君
プロジェクト推進参事	熊谷康弘君
住民環境部長	森田至君
環境生活課長	辻野幸一君
福祉部長	五十嵐一夫君
福祉課長	高取真由美君
福祉課参事	中出徳昭君
経済部長	舘田博道君
農林課長	並川敏万君
建設水道部長	堤和弘君
建設課長	高松悟志君
教育部長	野村雅史君
管理課長	山崎一君

代表監査委員	米 口 稔 君
教育委員長	白 井 応 隆 君
教 育 長	本 庄 幸 賢 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午後 1時00分)

○副議長（島田裕司君） それでは、会議を開きます。

ただいまの出席議員14名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○副議長（島田裕司君） 議事日程ですが、さきに配付しております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○副議長（島田裕司君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

5番 秋 場 信 一 君

7番 山 田 明 君

を指名いたします。



◎一般質問

○副議長（島田裕司君） 日程第2、一般質問を行います。

通告5番、五十嵐君の質問であります。質問は、一括質問、一括答弁方式で行います。五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） ただいま議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

初めに、認知症施策推進総合戦略、新オレンジプランについてお伺いいたします。国は、昨年1月に団塊世代が75歳以上となる2025、平成37年を見据え、認知症の人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、新たに認知症施策推進総合戦略、認知症高齢者らにやさしい地域づくりに向けて、オレンジプランを作成いたしました。我が国の認知症高齢者の数は、2012、平成24年で462万人、65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計され、認知症の前段階である軽度認知障がいの高齢者も400万人いると推計されています。合わせると65歳の約4人に1人が認知症の人、またはその予備群と言われております。皆さんもご存じのことと思いますが、その数は今後さらに増加が見込まれており、2025、平成37年には700万人を超える

との推計値も発表され、65歳以上の高齢者に対する割合は現状の7人に1人から5人に1人に上昇する見込みも発表されました。当別町でも認知症対策に積極的に取り組んでいると評価しております。効果的に認知症対策を推進するため、これまでの取り組みの成果や課題を踏まえつつ、予防から早期発見、対応、ケア、家族支援、地域連携、介護、医療の連携、啓発の推進など、多岐にわたる課題に今後もさらに取り組んでいくことが求められております。新オレンジプランを踏まえながら質問させていただきます。

1つ目は、認知症サポーター養成講座と活動の支援についてお伺いいたします。人は、誰もが尊厳を持って最後まで自分らしくありたいと望んでいると思います。最近でもまた痛まし過ぎる事件が発生し、本当に心が痛みます。認知症は、誰にでも起こり得る脳の病気です。認知症対策の第一歩は、認知症とはどのように進行していき、本人はどんな気持ちで生活をしているのか、認知症の人とどのように接していくことがよいのかなど、たくさんの方が正しい知識を学び合うことだと思います。偏見を持たずに、認知症の人や家族に対して温かい目で優しく見守ることができる人がふえることを望む、そういった取り組みとして認知症サポーター養成講座があります。当別町の認知症サポーター養成講座の受講人数は、管内でも上位に位置し、小学3年生から高齢者まで幅広く受講していると聞いており、とても心強く思いました。私は、この養成講座は認知症の人への支援目的のためだけではないと考えます。認知症、介護の知識を学ぶことは、心の教育にも大きくつながり、当別の地域を支える人材の育成にも期待できると思うからです。

そこで、お尋ねします。小中高の学校での講座の開催は、どのようにして対象の学年を決めて行われているのでしょうか。今後より効果的に認知症への正しい理解を広めていくため、子育て世代のお母さんや日中受講できない方など、一人でも多くの町民が受講できる工夫などお考えがありましたら、お聞かせください。

また、当別町でも介護予防に役立てるとても見やすく、わかりやすいガイドブックを作成しておりますが、埼玉県春日部市では認知症の人や家族が地域の実情に応じてどのような支援を受けることができるかが書かれているガイドブックを配布しているそうです。このガイドブックには、認知症に関する基礎的な知識や接し方、相談窓口などが記載されており、中には介護する側の都合ではなく介護を受ける側が望むサービスをイメージできるように編集し、これを活用することで介護がうまくいかないことが原因で起きる虐待を未然に防ぐ期待もできるようです。当別町においても、介護予防のほかにも認知症への理解を促すためのガイドブックの作成を、活用してはどうでしょうか、お伺いいたします。

2つ目は、認知症の早期発見、早期対応についてお伺いいたします。軽度認知障がいと診断されたうち、約半数が4年後に認知症へ移行するとされており、認知症の早期発見、早期対応はその後の本人の症状、介護者の負担軽減という意味においても非常に重要と思われれます。早期発見、早期治療が進行をおくらせる鍵となるため、本人や家族、そして身近な方が認知機能や生活機能の低下があるかどうか確認できるチェックリストを作成し、活用していくことが必要と考えます。町長のお考えをお伺いいたします。

3つ目は、認知症初期集中支援チームについてお伺いいたします。認知症初期集中支援チームは、地域包括支援センター等にチームを置き、医療、介護専門職が家族の相談等により、認知症が疑われる人や認知症の人やその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入、調整、家族の支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。2018年、平成30年度へ向け、全ての市町村で実施することとなっております。当別町としてどのような体制とスケジュールで設置を進めていくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

4つ目は、認知症カフェについてお伺いいたします。認知症カフェにつきましても、2018、平成30年度から全ての市町村に配置される認知症地域支援推進員の企画により、地域の実情に応じて実施する目標が掲げられています。当別町においても認知症の人のみならず、外出の機会の少ない高齢者が気軽に集まれる場所がありますが、今後自分で歩いていける場所があったらいいなどの声にどのように積極的にかわり、支援をしていかれるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

次は、JR石狩太美駅のバリアフリー化、駅前周辺の整備についてお伺いいたします。28年度町政執行方針、4つの基本目標、駅前周辺開発プロジェクト及び当別版CCRC構想構築プロジェクトについて、人口減少に歯どめをかけるべく、居住環境として利便性の高い石狩当別駅及び石狩太美駅周辺の土地利用のあり方を整理し、その中で特に西当別地区において利便性の高い地域への人口増加策となる当別版CCRC構想を策定してまいりました。以前より特に高齢者や足に障がいをお持ちの方より、JRを利用したいが、長い階段の昇りおりが大変でとても苦勞しているとの声があり、町民からも何度も要望が出ていると思います。また、駅前の駐車スペースが狭く、とても不便との声もいつも聞こえます。除雪の問題と同じく、移動手段の不便さは人口減少の要因の一つと言って過言ではありません。昨年視察しました富山県舟橋村での成功事例として、こちらは駅舎と図書館を一体化にし、駅前にパーク・アンド・ライド方式を採用したことにより、人口増、また他地域からも人が流れてきて、JR、図書館利用の人数もふえたそうです。駐車場に車を置いて都市部へ行けるため、環境問題にも効果が見られます。当別町にも29年度に道の駅が誕生します。当別町の顔でもあるJR駅の整備にJRと町が一緒になって力を入れ、活性化、利便性を高めるために、優先順位もあると思いますが、JRへ働きかける思いはあるのか、町長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（島田裕司君） 五十嵐君の質問に対する町長の答弁を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） 五十嵐議員の一般質問にお答えをいたします。

認知症施策推進総合戦略、新オレンジプラン、これに関する質問にお答えいたします。まず初めに、4つほどご質問があったと思いますが、認知症サポーター養成講座とその活動の支援についてのご質問というふうに思いますが、この養成講座はおっしゃるとおり認知症への正しい理解を広めて、それからまた地域で見守っていく、このために子どもから

大人まで対象範囲をできるだけ広くという考え方で行ってきております。学校では日中にも、ゆとろでは夜に開催をする。あるいは、地域の会館へ出向いていく。そういったことで日時や場所を受講者の希望に沿う形で開催をしてみたりしました。受講者数は管内でも上位に位置しているというふうに議員もおっしゃってくれましたけれども、そのとおりでありまして、それを裏づける数字をちょっと披露させていただきますと、本年度の受講者数は360人となっております、もともと計画していました数字250人を大幅に上回る形になっております。10年間で見ても、当別での受講者数は3,640人、1年360人ぐらい平均になりますけれども、それほど多くの方が受講している。それから、認知症サポーター1人が、いわゆる受講した人ですね、この人1人が受け持つ高齢者数というのを出しますと1.4人となっております。これは、全道トップの数字であります。全道トップというのはこの町もまだ余りないのですけれども、これは全道トップ。特に管内の近郊の市町村と比べても、例えば石狩市は6.0、江別市も6.1、もう少し少ないところでも恵庭市3.4、千歳市4.7、北広3.5、新篠津でも2.9ということでありまして、我々の数字は1.4人と非常に少ない全道トップの状況になっております。

それから、小中学校での養成講座の開催は、これまでは対象学年をその都度学校側と協議して決定してきましたけれども、今後は卒業までに全ての子どもたちが一度は受講できるように学校側と調整をしていきたいと思っております。おっしゃるとおり心の教育にもなりますので、より向上させていきたいと考えています。また、一般町民への講座も一人でも多く受けられるように工夫を重ねていきたいと思っております。

それから次に、ガイドブックの作成ということについてのご質問ですけれども、当別町では今地域ケア会議に認知症ケア、医療介護連携専門部会というのを設置して、認知症ケアパスという名でガイドブックの作成に今取り組んでおります。一応本年度中に完成する予定で今作業を進めております。春日部市の配布しているガイドブック、さっき議員はそのことをおっしゃいましたよね。この例示いただきました内容は、我々知るところでは厚労省が発表している手引書に非常に沿ったものであります。ですから、当別町の認知症ケアパスも厚労省の手引書に沿った形で、それに当別の実情というものを加えた支援の内容、そんな形で今進んでおります。

それから次に、認知症の早期発見、早期対応するためのチェックリストについてのご質問ですけれども、認知症は議員ご発議のとおり、早期発見、早期対応はとても大切です。ガイドブックの認知症ケアパスには、認知症と老化による物忘れの違い、それから認知症のサインといったチェックリスト的な内容を盛り込んでいます。このケアパスが多くの町民の手に届いて、自分自身あるいは家族がチェックすることで早期発見、早期対応につながっていく、そういうことを期待して今進めております。

それから、もう一つ、認知症初期集中支援チームというご質問がありましたけれども、認知症初期集中支援チームですか、これは実は認知症サポート医、それからあと地域包括支援センター、あるいは介護支援専門員、保健所、市町村の専門職、こういった方で構成

することになると思っておりますけれども、当別町内には認知症サポート医となり得る専門医が実は現在1名しかおられないのです。こういった課題がまずあります。ですから、北海道医療大学との連携なんかも視野に入れて、地域ケア会議、これの専門部会の中で検討を重ねて、支援チームを平成30年度設置を目指してまいりたいというふうに考えております。

最後に、認知症カフェについてのご質問ですけれども、現在町内の中には社会福祉法人ゆうゆうが当別町オープンサロンの中でDカフェというのを持っています。それから、当別町介護者とともに歩む会というのがゆとろの中で認知症ふれあいカフェというのを開催していただいています。議員がおっしゃるように、気軽に集まるカフェが数多くあればいいというふうに思います。これは、認知症だけに限らず、高齢者の福祉施策、これを向上する手段として気軽に集まれるカフェというものをふやせればいいなと私も考えております。関係者と研究を今後重ねてまいりたいというふうに思っております。

次に、2つ目の石狩太美駅の環境整備についてのご質問ですけれども、石狩太美駅のバリアフリー化ですか、これにつきまして五十嵐議員からご紹介いただいた町民の声というのは、私も十分存じ上げております。私自身も昔千歳まで、よく海外出張のためにでかい荷物を持っていくときに、あそこにバリアフリーがない、エレベーターがないというのはこの町は何だと思ったことがあります、個人として。そういう点では、ぜひそれを早くやってもらいたいという気持ちは町民皆さんと全く同じであります。実は、過去十数年にわたってJR北海道に対して太美駅の整備要望というのを続けてきておりますけれども、過去にはまずホームのかさ上げによる段差解消、それと雨よけのホームの上屋、これの設置は実は実現しているのですけれども、今おっしゃるホームを渡るための跨線上のエレベーターの設置、あるいは駅南口のほうのJR敷地内の整備については残念ながら実現には至っていないということでもあります。太美駅の乗客数が鉄道施設のバリアフリー化のための国の基準に実は達していないのです。そういった中で、昨今のJR北海道の経営の厳しさといいますか、こういった現状から現時点では要望事項の実現というのは物すごく厳しいかなと、現実問題としてそんなふうに思っております。

一方、総合戦略に掲げておりますCCRC、それから駅周辺再開発プロジェクト、これによって人口をふやすことができ、そして基準に達するような乗客数となれば、バリアフリー化の整備の可能性は高まってくるのではないかというふうに思いますので、並行的にそちらのほうを進めていくことかなと。もちろんだから要望しないということではなく、太美駅の要望に加えて、今までも学園都市線の快速化、それから複線化、あるいは運賃体系の見直し、こういったことの要望事項は今までも続けてきております。これを、先ほど厳しい状況だと申し上げましたけれども、その中でももう少し計画的に根気よくきめ細かくといいますか、JR北海道への要望を続けてまいりたいというふうに思っております。また合わせて、太美駅前の駐車場の課題においてもCCRC、それから駅周辺再開発ですか、プロジェクトを進める中で研究をしていかななくてはならないと考えています。おっし

やるとおり人口増に、あるいは人口減を食いとめ、増につながるということに大きな課題だというふうに捉えております。

以上、五十嵐議員の一般質問に対する答弁とさせていただきます。

○副議長（島田裕司君） 五十嵐君。

○2番（五十嵐信子君） 答弁ありがとうございます。認知症初期集中支援チームの設置ということでは、基準が一定の条件を満たす認知症サポート医1名以上と保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、介護福祉士と医療、保健、福祉に関する国家資格を有する、そういった方で一定の実務経験を有して、なおかつ国が定めた研修を修了した者2名以上の合計3名で構成されなければならないという一定の基準があると思いますが、こうしたことから人材育成のみならず、そもそも誰がこの役割を担っていくのかということも含めて越えなければならない当別町のハードルというのも事実であると私も認識しております。認知症の人やその家族が適切な支援を受けながら安心して過ごせる体制になるよう取り組みを進めていっていただきたいなと要望させていただきます。

あと、太美駅の件ですが、これは矛盾しているなという部分も感じますけれども、乗降者が少ないのはやはりバリアフリーになっていないからなかなかJRを利用できないという課題も実際あると思います。あと、駐車ができないということも、冬場車に乗って、車を置いてからJRを利用していくという方も、なかなか車をとめるところがないので、それもできないという声も上がっております。今は後ろの北口のほう、あそこはJRさんの土地だと思えますけれども、あそこに結構車あると思えますけれども、例えばそういう交渉をして、除雪をちょっとしながらお借りするとか、そういうことは検討できないのかなと思えますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（島田裕司君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時28分

再開 午後 1時29分

○副議長（島田裕司君） 再開いたします。

町長。

○町長（宮司正毅君） 確かに土地も持っておられますし、いろんな面でJRのほうには要望はしていきたいと思えますけれども、単発でこれだけやってくれと言っても、今やもうJRさんそのものがもうからない線をまず切るところを必死になってやっている。あるいは、安全確保のために相当の大きなお金をかけているという状況の中で、なかなか要望どおりにはいかないだろうと、そういった背景を考えて、CCRCとか駅前開発、こういったものの考えの中で、1つとして駐車場の開発を進めていくことが一番現実的かなというふうに今思っております。そういう点では、要望には入れてはまいりますけれども、

余り町民に期待を持たせるすぐにはできないようなことにはならないと思いますので、よろしく町民へご説明をいただけたらと思います。

○副議長（島田裕司君） 以上で五十嵐君の質問を打ち切らせていただきます。



◎散会の宣告

○副議長（島田裕司君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

あすから16日まで休会とし、17日に会議を開きます。

本日はご苦労さまでした。

（午後 1時31分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

平成28年第2回当別町議会定例会 第5日

平成28年3月17日（木曜日） 午後 1時00分開議

議事日程（第5号）

開 議

議事日程の報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 総務文教常任委員会報告

（町立図書館基本計画策定の早期着手等を求める陳情書）

第 3 総務文教常任委員会報告

（当別町立図書館の早期設置を求める要望署名）

第 4 総務文教常任委員会報告

（安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書）

第 5 産業厚生常任委員会報告

（「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情）

第 6 産業厚生常任委員会報告

（子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書）

第 7 平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

第 8 議案第29号 当別町再生可能エネルギー活用推進条例制定について

第 9 議案第30号 石狩教育研修センター組合理約の変更の協議について

第10 陳情継続審査の件

第11 議員の派遣議決の件

第12 所管事務調査の件

閉 会

午後 1時00分開議

出席議員（15名）

1番	佐藤立君	2番	五十嵐信子君
3番	鈴木岩夫君	4番	山崎公司君
5番	秋場信一君	6番	渋谷俊和君
7番	山田明君	8番	古谷陽一君
9番	稲村勝俊君	10番	石川和栄君
11番	岡野喜代治君	12番	市川正君
13番	高谷茂君	14番	島田裕司君
15番	後藤正洋君		

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

説明のための出席者

町 長	宮 司 正 毅 君
副 町 長	増 輪 肇 君
総 務 部 長	加賀谷 定 歳 君
総 務 課 長	北 村 和 也 君
財 政 課 長	江 口 昇 君
企 画 部 長	二 木 勝 義 君
企 画 部 参 与	吉 尾 雅 昭 君
企 画 課 長	長谷川 道 廣 君
プロジェクト推進参事	熊 谷 康 弘 君
住 民 環 境 部 長	森 田 至 君
環 境 生 活 課 長	辻 野 幸 一 君
福 祉 部 長	五十嵐 一 夫 君
福 祉 課 長	高 取 真由美 君
経 済 部 長	舘 田 博 道 君
農 林 課 長	並 川 敏 万 君
建 設 水 道 部 長	堤 和 弘 君
建 設 課 長	高 松 悟 志 君
教 育 部 長	野 村 雅 史 君
管 理 課 長	山 崎 一 君
代 表 監 査 委 員	米 口 稔 君

教育委員長	白井 応隆 君
教 育 長	本 庄 幸賢 君

事務局職員出席者

事務局 長	滝 本 隆 志 君
次 長	佐々木 由紀夫 君
主 幹	小 川 義 則 君
係 長	浦 島 卓 君

◎開議の宣告

(午後 1時00分)

○議長（後藤正洋君） ご苦勞さまです。ただいまの出席議員15名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（後藤正洋君） 議事日程ですが、さきに配付されております日程表により議事に入ります。



◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤正洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名ですが、会議規則第125条の規定により、

5番 秋 場 信 一 君

7番 山 田 明 君

を指名いたします。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第2、総務文教常任委員会に付託しておりました町立図書館基本計画策定の早期着手等を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

稲村君。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年12月10日、平成28年1月20日、2月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告します。

町立図書館基本計画策定の早期着手等を求める陳情書。

当別町立図書館の検討経過として、平成26年4月の当別町図書館像検討委員会設置に基づくその後の検討により、平成27年2月には「当別町図書館基本構想」の答申を受け、本町にふさわしい図書館像の具体的な構想が示され、今日に至っている。

今般、町から「図書館は、必要な施設として認識しており、開設に当たっては、単独あるいは複合、位置、規模、時期などの検討が必要であり、例えば、複合的公共施設は、役場庁舎、小中一貫校等が考えられる。今後、時期をみて、基本計画策定前に町としての基本的な構想をまとめていくべきと考えている。」との考え方が示された。

本委員会としても、町立図書館開設の必要性を十分認識しているものであり、その開設に当たっては、規模、予算、優先順位などを総体的に勘案した中で、時期を示しながら、多くの町民の理解のもと、基本計画を策定していくべきものとする。

また、開設に係る基金条例の制定については、後戻りすることがないよう慎重な基金創設に努めるべきである。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、ただいまの委員長報告のとおり決定して異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第3、総務文教常任委員会に付託しておりました当別町立図書館の早期設置を求める要望署名について、委員長の報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年12月14日、平成28年1月20日、2月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

当別町立図書館の早期設置を求める要望署名。

当別町立図書館の検討経過として、平成26年4月の当別町図書館像検討委員会設置に基づくその後の検討により、平成27年2月には「当別町図書館基本構想」の答申を受け、本町にふさわしい図書館像の具体的な構想が示され、今日に至っている。

今般、町から「図書館は、必要な施設として認識しており、開設に当たっては、単独あるいは複合、位置、規模、時期などの検討が必要であり、例えば、複合的公共施設は、役場庁舎、小中一貫校等が考えられる。今後、時期をみて、基本計画策定前に町としての基本的な構想をまとめていくべきと考えている。」との考え方が示された。

本委員会としても、町立図書館開設の必要性を十分認識しているものであり、その開設

に当たっては、規模、予算、優先順位などを総体的に勘案した中で、時期を示しながら、多くの町民の理解のもと、基本計画を策定していくべきものとする。

よって、本件、願意妥当と認め、採択することが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑なしと認めます。

ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎総務文教常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第4、総務文教常任委員会に付託しておりました安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書について、委員長の報告を求めます。

稲村委員長。

○総務文教常任委員会委員長（稲村勝俊君） 総務文教常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年12月10日、平成28年1月20日、2月5日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書。

本陳情書は、安全保障関連法の即時廃止を求める趣旨であるが、これら関連法は、昨年9月19日に国会で成立したものであり、重く受けとめるべきものであると同時に、我が国の安全・防衛、地域の平和と安定を確保するため、その抑止力を高める上で必要なものであると考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

なお、審議の過程においては、これら関連法は、国民の理解が進まない中、徹底審議をせず強行的に成立したことから、採択すべき、という少数意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

総務文教常任委員会委員長、稲村勝俊。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切り、討論に入ってよろしいですか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

鈴木君。

○3番（鈴木岩夫君） 日本共産党の鈴木岩夫です。安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書を不採択とした委員会報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。第1に、内容においても決め方においても憲法違反であること。歴代の内閣法制局長官やほとんどの憲法学者、弁護士、元最高裁判所長官、元最高裁判所判事などが立憲主義、民主主義、平和主義否定の憲法違反と断じました。どの世論調査でも5割、6割の国民が憲法違反と答えています。また、7割、8割の国民が時期尚早、審議不足と答えています。首相みずから国民への説明不足を認めています。第2に、戦後71年、日本国憲法公布70年、我が国の安全、防衛、地域の平和と安定を確保することにつながるという議論がありますが、抑止力というのは言い換えれば威嚇する力と言えるのではないのでしょうか。抑止力というのは、相手より絶えず強くなければなりません。それは、際限のない軍拡競争につながるのではないのでしょうか。日本中どこでも中国人の観光客であふれています。来年9月の当別道の駅開業でも多くの中国のお客さんが来ることでしょう。また、来てもらわなくてはなりません。現在中国には日本の企業3万社以上、13万人以上の商社マンが中国で働いております。中国が好きか嫌いにかかわらず、武力による争いが起きるということは日本経済にとって致命的なことになるということです。口げんかはやったとしても、殴り合いはやってはいけないし、やることはできない。もしやってしまえば勝つ者はいないということをよく認識しておくことが必要だと思えます。北朝鮮に対する対応は、暴発する前に暴発させないように対話のチャンスをつかまえることです。世界各国が足並みそろえて制裁を加えること、早期に6カ国協議を再開させること、また2国間でも可能です。小泉首相が行ったところまで戻ることが大切です。最後に、戦争法の施行が直近に迫っています。南スーダンへのPKO派遣が決まっている第7師団は、石狩管内千歳市の自衛隊員です。戦争法で新たに付け加えられた駆けつけ警護の任務で銃の引き金を引き、戦闘に発展する危険性をはらんでいるのは明らかです。当別も自衛隊基地のある町です。自衛隊員を殺し、殺される戦場に送るのは反対です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

山田議員。

○7番（山田 明君） 私は、この報告書に賛成の立場で討論いたします。

この法案制定の背景には、国際情勢の大きな変化が挙げられます。すなわち、冷戦終結後のパワーバランスの変化や国際テロの増大であり、安全保障上の課題に世界各国が協力して対応する必要性が増大しております。今やどの国も一国のみで平和と安全を確保する

ことができない情勢であります。さらには、核実験を続ける北朝鮮や中国の不透明な軍備拡張や南シナ海、東シナ海での力による現状変更など、日本を取り巻く脅威は日々増大しております。そのような情勢下のもと、この安保関連法が成立しました。その目的は2つであり、1つには国際協調、もう一つが抑止力の強化であります。日本の安全をより確実なものとするために、他国につけ入るすきを与えず、あらゆる事態で国民を守れるようにしたこの関連法は、日本の安全、防衛、地域の平和と安定を確保するために必要なものであります。

以上の点から本件不採択とする報告書に賛成であります。

○議長（後藤正洋君） 反対討論はありますか。

島田議員。

○14番（島田裕司君） 安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書を不採択とする委員会報告に反対し、反対討論を行います。

国会では今、民主、維新、民進に変更されるそうですが、民主、維新、共産、社民、生活の野党5党が安全保障関連法を廃止する2法案を国会に提出し、また民主、維新の2党は廃止法案とは別に周辺事態法改正案など3法案を提出しております。昨年9月、与党は国民の理解が進んでいない中、また数多くの重大な問題が残ったまま、安全保障関連法を数で強行採決し、成立させました。私は、民主党でも共産党でも自民党でもなく、今ほどの政党にも属しておりませんが、そもそも2014年7月1日、安倍政権が憲法9条の解釈を変更し、同盟国への攻撃を自国への攻撃とみなして反撃できる、いわゆる集団的自衛権の行使容認を閣議決定したこと、それ自体大問題であると考えからであります。すなわち閣議決定したということは、安倍首相から任命を受けた閣僚はそもそも反対できる立場になく、時の首相一人の思いで決めたと同じ意味を持つと言えるからであります。

さらに、新たな事実として、ことしの2月に入って憲法9条の解釈変更を容認した内閣法制局の容認プロセスの不透明さが新聞報道されました。これまでの歴代内閣法制局長官が断固容認してこなかった集団的自衛権の行使を安倍政権のもとで、今回内閣法制局長、横島裕介長官は方向転換をし、容認をいたしました。2月14日の毎日新聞の報道によれば、横島長官は閣議決定した昨年7月1日の以前に自民党の高村副総裁や公明党の北側副代表らと非公式に協議し、容認に伴う解釈変更に合意していたことを多くの関係者が証言しているということがわかりました。政による官への不当な介入を防ぐ目的で国の官僚が国会議員と会った際に作成するよう法律で定められている記録を横島法制局長は残しておらず、容認過程そのものに新たな疑念を持たざるを得ません。この安保関連法は、歴代政権が禁じてきた集団的自衛権の行使に道を開き、国際紛争に対処する他国軍の後方支援を随時可能にするものであります。安倍首相は、戦争を抑止し、世界の平和と繁栄に貢献できる法律だと美文を並べ、ひたすらそのことだけを強調し、同じ答弁を国会で1,000回以上も繰り返すばかりです。しかし、いまだ多くの国民が理解できないでいるのは、憲法解釈の変更が無理があるからであります。安倍首相は、昨年の安保法案の審議の中で、多くの

憲法学者や元内閣法制局長官、元最高裁長官、また判事らも違憲と指摘したことには耳をかさず、採決を強行して成立させ、成立後は7割の憲法学者が自衛隊に対して憲法違反の疑いを持っていると述べるなど、合憲化するために憲法改正を示唆しております。憲法をまさに安倍首相のご都合主義で改正することは、断固として認められません。昨年成立した安全保障関連法は廃止し、憲法の解釈の変更というこそくなことをしないで、安倍首相は本当にこの国を守るのに必要な憲法改正であるとするなら、衆議院を解散して、選挙の争点とし、国民に真意を説いてから行うべきであります。昨年の12月の全国面接世論調査でも、安全保障関連法への反対が賛成を上回っており、いまだ国民の理解は進んでいないと見るべきであります。

以上を申し上げまして、安全保障関連法の即時廃止を求める陳情書には賛成し、反対討論といたします。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第5、産業厚生常任委員会に付託しておりました「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情について、委員長の報告を求めます。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成27年12月9日、平成28年2月4日、3月3日、3月8日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての陳情。

国は、急増する介護費を抑えるため、平成27年4月より、介護報酬を全体で2.27%引き下げた。

本陳情書では、全国各地で、既に採算の合わない事業所の閉鎖・撤退が始まっており、地域によっては、介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっていると主張している。

しかしながら、介護保険制度を持続可能にすることが必要であり、介護報酬の引き下げは、厳しい財政状況を考慮しつつ、職員の処遇改善なども図られており、改定後1年しか経過していない中、今後の状況並びに動向を見守るべきと考える。

よって、本件、不採択とすることが適当と認めた。

なお、審議の過程においては、介護事業者の維持継続を図る上で、介護報酬を引き下げ前の水準に戻すべき、という少数意見があったことを付記する。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑なしと認めます。

今討論の挙手がありましたので、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対の立場からの発言を認めます。

鈴木議員。

○3番（鈴木岩夫君） 日本共産党の鈴木岩夫です。介護報酬の再改定を求める意見書を不採択とした委員会報告に対する反対討論を行います。

反対理由を述べます。第1に、介護保険制度の持続可能について述べます。介護保険制度は残ったけれども、介護サービスを提供する事業所がなくなったのでは、保険料は払い続けたのに介護サービスを受けられないという事態になるのではないのでしょうか。既にそのような事態が進んでいるというのです。当別では大変だという声は聞いていないという報告が常任委員会でされました。これには甚だ疑問を感じます。詳細な調査がされたのでしょうか。例えば基本報酬の引き下げによる収益と経営状態の傾向を明らかにしたのか。介護現場と利用者への影響を把握するため、介護職員の処遇についてサービス内容と利用料について明らかにしたのか。加算の取得の有無、加算を取得して収支が均衡したのか。加算が取得できない理由を明らかにしたのか。

第2に、職員への処遇改善について述べます。多職種に比べると基本給がいまだに大卒で10万円低いと言われていました。低賃金で重労働は、後を絶たない退職で職員を確保できない実態を生んでいます。今回の報酬引き下げの介護労働者への影響は、影響が出なかったというものであっても、その内容は事業所が負担し、影響が出ないようにした。事業を継続するため、影響は出せない。今は影響が出ていないが、今後は経営が厳しいため倒産、廃業が出る。また、基本給を下げた。賞与を下げた。非正規、パートをふやしたなど、報酬単価の引き下げが介護労働者のさらなる処遇悪化を招いているのではないのでしょうか。

第3に、利用者への影響について述べます。影響が出なかったというものであっても、その内容は影響が出ないように内部努力している、報酬が下がってもサービスの質の低下や利用者負担をふやすことはできないなど、利用者負担を課さない努力があるのではないで

しょうか。一方、要支援者の入浴中止や利用回数を制限するなど、サービス内容の見直しを行ったり、食費を上げたり、利用時間の短縮を行ったりして窮状を乗り切ろうと苦慮している事業所はないのでしょうか。家族や事業所、関係者の必死の頑張りにエールを送る議会でありたいものです。介護報酬の引き下げは、利用者負担増とサービス低下、事業所運営の厳しさに拍車をかけており、報酬引き上げが不可欠であることを示しています。

よって、本陳情の不採択には反対です。

○議長（後藤正洋君） 次に、賛成討論はありますか。

山崎議員。

○4番（山崎公司君） 「介護報酬の再改定を求める意見書」採択についての本件不採択とする提案に賛成ということの賛成討論をいたします。

世の中高齢化社会に突入しておりまして、介護費は急激にふえておるとというのが現実でございます。昨年4月、介護報酬が引き下げられまして、収入減になって大変事業が苦しいということが見受けられます。しかしながら、そういう引き下げによって難しい状況を何とか克服しようと、また職員の処遇改善ということについても見受けられます。当行政においても、関係事業所に特に現状問題の報告はないというふう聞いております。しかしながら、現状調査というのはこれからも必要だと私は思います。改定後1年間経過していないことで、今後の状況を少し見きわめた上でいろんなことに手をつける必要があると私は考えます。

したがいまして、今回産業常任委員会から提出されている不採択の当案件につきまして、私は賛成いたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 反対の討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件につきましては採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方は起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、本件はただいまの委員長報告のとおり決定いたしました。



◎産業厚生常任委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第6、産業厚生常任委員会に付託しておりました子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書に

ついて、委員長の報告を求めます。

古谷委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（古谷陽一君） 産業厚生常任委員会報告書。

本委員会に付託された陳情について、平成28年3月3日、3月8日、3月14日に委員会を開催し、慎重審議の結果、次のとおり報告する。

記、子ども医療費助成に係る国保の国庫負担減額調整措置の廃止を求める意見書の採択を求める陳情書。

子どもの医療費については、本町を含め多くの自治体で、医療費の自己負担を補助する地方単独の医療費助成として実施している。

しかしながら、国は、子どもの医療費の波及増分について、国保の国庫負担金の減額措置を講じており、自治体はこの対応に苦慮している。

国のこの措置は、自治体による今後の少子化対策の取り組みに影響を与えるものであり、廃止すべきと考える。

よって、本件、採択とすることが適当と認めた。

以上、本委員会の報告とする。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

産業厚生常任委員会委員長、古谷陽一。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） ただいまの委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

なお、ただいま決定いたしました産業厚生常任委員会報告1件につきましては、意見書及び派遣する場合の議員の取り扱いが議長に一任を願います。



◎平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会報告

○議長（後藤正洋君） 日程第7、平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会の報告を求めます。

岡野委員長。

○平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長（岡野喜代治君） 平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書。

本定例会において付託された案件について、平成28年3月14日、15日、17日の3日間に

わたり慎重審査の結果、次のとおり決定したので報告する。

1、審査の結果、(1)、議案第10号から議案第28号。

本各案件は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

平成28年3月17日、当別町議会議長、後藤正洋様。

平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会委員長、岡野喜代治。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切ってご異議……

〔「討論」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） それでは、討論の声がありましたので、質疑を打ち切り、これより討論に入ります。

まず、本件に対する反対者の発言を認めます。

渋谷君。

○6番（渋谷俊和君） それでは、反対討論をいたします。

一般会計87億6,000万円、またその他必要ないろんな予算であります。この3日間の討議の中で、本当に必要な箇所に必要な予算が割りつけられているか、あるいは削るべきところがしっかり削られているか、こういう立場から今度の予算について私の反対意見を述べたいと思います。

まず、本当に必要な箇所に予算がつけられているかという問題でございます。起草委員会の討議の中でもちょっと述べましたけれども、今当別町の町営住宅の入居者の問題、本当に悲壮な状態、切実な悩みをたくさん抱えている、そういう実態が明らかになってまいりました。その予算措置も、多くの要望の中身は屋根塗装をしてほしいというささやかな願いであります。私に言わせればささやかな願いであります。しかし、住んでいる人たちにしたら、年々高齢化して、なかなか屋根に上ることが難しい、そういう人たちがたくさん出てきています。また、東町団地にあるような2階建ての町営住宅であれば上られない。その状況の中で、暖気になったらそれがつららになって、それが雪解けの時期になるとドーンというすごい音で屋根の雪が落ちる。もう生きた心地がしない。入居者はそう言っております。担当部署にも入居者と一緒に屋根塗装についてお願いに上がりました。しかし、担当者は、少ない予算の中で計画的にやっています。その答弁だけなのです。その計画的というのはどういうことかということ、今回の予算にもあるように、2棟しか予算組んでいない。1棟4戸、2棟8戸、今そういうことが必要な箇所は八十数棟あります。年に2棟を計画的にやっています。一巡するとしたら四十数年間かかります。今でさえも昭和38年、昭和40年、そのころ建て建築後50年、52年という町営住宅が圧倒的に多い。せめて屋根の滑りをよくする塗装に力を入れていただきたい。この間栗山町に公営住宅、町営住宅見に行きましたら、現地では屋根塗装にやっぱりお金かかるから、原材料を町で買って、できる人は自分で塗ってもらいます。そういうこともやってきた経過が報告されておりました。

私は、屋根に上がって自分でぬれる人がどれだけいるかどうかわかりませんが、いづれにしても古くなった町営住宅屋根塗装というものを十分やることによって、それ以外にさまざまな修繕だとかいろいろな軒下の曲がりだとかいろいろなことを含めて、あるいはつららがたまってどっと落ちてくるときに下の窓ガラスを割ってしまう、それは屋根の雪落とさないあなたの責任だということで、全部入っている人が自己負担させられてしまう。本当につらい、そういうぐあいに話してはいたけれども、そういうことも含めて、少なくともそういうところに、四十何年間計画的ですから待ってくださいと、死んでしまいます。そういうところに優しい町政というか、きっちり目配りをしていく町政が必要ではないか。町長は優しい人ですから、きっとその話を聞いて何かの配慮をしていただけるというぐあいに期待をしておりますけれども、しかし削るべきところを削られているかという問題もあわせてこの予算の中で私は感じました。

一般質問でも毎回取り上げていますが、毎年10%、20%の手当の減額条例ではなくて、ここに特別加算の45%にきちっとメスを入れて、そこで検討していくということをするべき筋合いのものではないか。全道の自治体の中でも実質町村の中ではトップであります。そういう意味で10%、20%削るべきというのを毎年減額ではなくて、本当にその点で根本的にメスを入れてやるということが私は大事でないかと。また、改めてこれは一般質問で取り上げませんでしたけれども、その後当別中学校に行って視察をしてまいりました。本当にひどい状態が説明を受けてわかりました。体育館でも跳んではねたら床がぶわぶわするような状態です。それから、雨漏りでもってカビが生えて、においがひどい。廊下もそういう中で先生方が苦勞して何とかしのぐようにしている。私驚いたことは、校旗をかけたなり国旗を掲げるポール、掲揚塔がもう古くなって使っていない。むしろいつ倒れるか不安でしようがない。子供たちもその周りで遊んだら大変だ。そういうことを校長、教頭が言って、そのことが胸にずんとききました。本当に今そういう意味でちゃんと声を聞いて必要なところにやっているか。さっきの町営住宅の問題も、実は担当者が少ない予算の中で入っている人の要望との矛盾、してあげたくてもなかなか予算上できないという、そういう苦しみ、そういう中で担当者が本当に苦勞しながらやっていることは私もよく知っています。ですから、少なくとも予算の中で、それも町営住宅の家賃収入の範囲内だと前はよく町長言っていました。その中でやっている。家賃収入は4,600万円、もみじ団地の解体費用もその中に2,100万入れてしまったら、私はそれはかわいそうだと。起債だって890万、別に起債求めているではないか。そのことを考えたら、いろいろやったら4,600万円、それから4,000万円引いても600万はまだ具体的に屋根塗装に回せるのでないかと。1棟当たり四十五、六万円の予算ですから、そういう意味でいえば500万であれば10棟、11棟の予算が組める。そうすると計画的に5年、6年、そのサイクルで何とか要望に応じていくことができる。あるいは、需用費、木材やいろんなベニヤ板、その他いろいろ、壊れたり床抜けたり、いろんなところの費用もわずか100万か200万プラスされれば応えていくことができる。どれほど担当者がそういった入居者との間に入って苦しんでいることが解消でき

るか、そういうことも含めて温かい配慮ある予算にすべきだと、そういう点でそうならないという今回の予算については反対せざるを得ないということを申し上げておきたいと思えます。

○議長（後藤正洋君） 賛成討論はありますか。

稲村議員。

○11番（岡野喜代治君） 議長のお許しをいただきましたので、平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会報告書案に賛成の立場から討論を行います。

平成28年度当別町各会計予算審査特別委員会に付託されました議案第10号から議案第28号について、平成28年3月14日、15日、17日の3日間にわたり慎重審査を行い、大変活発な質疑が行われ、その中で多くの意見、提案、要望的、一般質問的質疑もあり、幅広い視野からの予算審査特別委員会審査となったと捉えております。よって、人口減少社会など、その他社会の急激な変化の中、選択と集中を強く意識した当別町の未来に対し希望をつなぐ適切な予算であると考えます。

よって、当別町各会計予算審査特別委員会報告書案に賛成の立場で意見を申し上げさせていただきます。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（後藤正洋君） 反対の発言はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 以上で討論を終わります。

それでは、本件については採決を行います。

採決は、起立によって行います。

本件について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤正洋君） 起立多数です。

よって、ただいまの委員長報告のとおり決定し、議案第10号から28号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第29号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第8、議案第29号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第29号 当別町再生可能エネルギー活用推進条例制定につきまして、提案の説明を申し上げます。

基幹産業であります農業や豊富な森林資源などから生み出される再生可能エネルギーの

活用をより一層推進し、地域経済の活性化、地域社会の持続的な発展を目指すため、条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第29号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎議案第30号の上程、説明、質疑、採決

○議長（後藤正洋君） 日程第9、議案第30号を上程いたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（宮司正毅君） ただいま議題となりました議案第30号 石狩教育研修センター組合規約の変更の協議につきまして、提案の説明を申し上げます。

教育委員会の組織、委員の任命方法及び任期等にかかわる条項を削除するため、地方自治法第286条第1項の規定により協議するため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（後藤正洋君） 質疑を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 質疑を打ち切って、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、質疑を打ち切り、討論を省略して、議案第30号は原案のとおり可決することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決することに決定いたしました。



◎陳情継続審査の件

- 議長（後藤正洋君） 日程第10、陳情継続審査の件についてお諮りいたします。
産業厚生常任委員会より閉会中の陳情継続審査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定をいたしました。



◎議員の派遣議決について

- 議長（後藤正洋君） 日程第11、議員の派遣についてお諮りいたします。
本年4月1日から平成29年3月31日までの間、本町の重要懸案事項促進のため、道内外の関係機関に本議会を代表して必要がある場合に議員を派遣するものとして、派遣議員は案件を勘案し、その都度議長が指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎所管事務調査の件について

- 議長（後藤正洋君） 日程第12、所管事務調査についてお諮りいたします。
本年4月1日より平成29年3月31日までの間、議会運営委員会、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会、議会広報特別委員会より、閉会中の所管事務調査を実施したい旨の申し出がありましたので、これを許可することにご異議ございませんか。
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（後藤正洋君） 異議なしと認め、そのように決定いたしました。



◎閉会の宣告

- 議長（後藤正洋君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。
これで本日の会議を閉じます。
平成28年第2回当別町議会定例会を閉会いたします。

（午後 2時00分）

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成28年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員